官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七四）　一
〔規　則〕
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則（公正取引委六）　二
○公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則（同七）　三
〔その他告示〕
○中部国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通八二一）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八二二～八二七、八二九）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同八二八）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八三〇）　四
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
令和六年度・事業年度財務諸表（独立行政法人造幣局・地域医療機能推進機構）関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

府令

○内閣府令第七十四号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪抑止対策室） **第十八条**　［略］ ２　犯罪抑止対策室においては、令第十八条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務、同条第十六号から第十九号までに掲げる事務並びに同条第二十号及び第二十一号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［３・４　略］ （地域警察指導室） **第十九条**　［略］ ２　地域警察指導室においては、令第十八条第八号から第十四号までに掲げる事務、同条第二十号に掲げる事務のうち盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二十二条に規定する犯罪の取締りに関する事務及び令第十八条第二十一号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。 ［３・４　略］	（犯罪抑止対策室） **第十八条**　［同上］ ２　犯罪抑止対策室においては、令第十八条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務、同条第十六号から第十九号までに掲げる事務並びに同条第二十号及び第二十一号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［３・４　同上］ （地域警察指導室） **第十九条**　［同上］ ２　地域警察指導室においては、令第十八条第八号から第十四号までに掲げる事務及び同条第二十号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。 ［３・４　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第六号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）及び関係法令の規定に基づき、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第九条） 第二章　指定等手続（第十条―第十三条） 第三章　指定事業者の義務 第一節　指定事業者の禁止行為（第十四条―第十七条） 第二節　指定事業者の講ずべき措置（第十八条―第三十四条） 第三節　指定事業者による報告書の提出（第三十五条・第三十六条） 第四章　調査等手続 第一節　審査手続一般（第三十七条―第五十三条） 第二節　課徴金納付命令（第五十四条・第五十五条） 第三節　確約手続（第五十六条―第八十四条） 第四節　改善要求（第八十五条・第八十六条） 第五節　勧告（第八十七条・第八十八条） 第六節　排除措置命令書等の送達（第八十九条・第九十条） 第七節　補則（第九十一条―第九十四条） 第五章　補則（第九十五条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第七条） 第二章　指定等手続（第八条―第十一条） 第三章　補則（第十二条・第十三条） 附則
第一章　総則 （定義） **第一条**　この規則において使用する用語であって、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和六年政令第三百七十六号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。	**第一章**　総則 （定義） **第一条**　この規則において使用する用語であって、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和六年政令第三百七十六号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

（用語）

第三条　指定等手続（法第二章に規定する手続をいう。以下同じ。）及び調査等手続（法第四章に規定する手続をいう。以下同じ。）においては、日本語を用いる。

2　前項の規定にかかわらず、指定等手続及び調査等手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

3　日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

（文書の作成）

第五条　指定等手続及び調査等手続において作成すべき文書には、次条に定める場合を除き、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

2　［略］

（署名及び押印の省略）

第六条　指定等手続及び調査等手続において提出すべき文書は、法第十六条第一項第一号に掲げる処分に基づき提出すべき文書を除き、記名をもって署名又は押印を省略することができる。

2　委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

（文書の訂正）

第七条　指定等手続及び調査等手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（代理人の資格の証明等）

第八条　代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

2　代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、速やかに、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（ウェブページ）

第九条　［略］

第二章　指定等手続

（特定ソフトウェア事業者の届出）

第十条　法第三条第二項の規定による届出は、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令第一条の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日までに、特定ソフトウェアの種類ごとに、それぞれ様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

2　［略］

（指定書の送達）

第十一条　［略］

2　前項の指定書の謄本の送達に当たっては、法第三条第一項の規定による指定について取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

（特定ソフトウェア事業者の指定の変更又は取消しの申出）

第十二条　［略］

（決定書の送達）

第十三条　［略］

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定による送達について準用する。

（用語）

第三条　指定等手続（法第二章に規定する手続をいう。以下同じ。）においては、日本語を用いる。

2　前項の規定にかかわらず、指定等手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

［項を加える。］

（文書の作成）

第五条　指定等手続において作成すべき文書には、特別の定めのある場合を除いて、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

2　［同上］

［条を加える。］

（文書の訂正）

第六条　指定等手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

［条を加える。］

（ウェブページ）

第七条　［同上］

第二章　指定等手続

（特定ソフトウェア事業者の届出）

第八条　法第三条第二項の規定による届出は、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日までに、特定ソフトウェアの種類ごとに、それぞれ様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

2　［同上］

（指定書の送達）

第九条　［同上］

［項を加える。］

（特定ソフトウェア事業者の指定の変更又は取消しの申出）

第十条　［同上］

（決定書の送達）

第十一条　［同上］

［項を加える。］

［章を加える。］

第三章　指定事業者の義務

第一節　指定事業者の禁止行為

（法第五条第一号に規定するデータ）

第十四条　法第五条第一号の公正取引委員会規則で定めるデータは、他の個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに関する次に掲げるデータ（これらのデータを加工して、又は他のデータと組み合わせて生成したデータを含む。次条及び第十六条において同じ。）とする。

一　当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に係るデータ（当該スマートフォンの利用者によって当該個別ソフトウェアの利用を伴わずに提供されたものを除く。）

二　スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に生成された又は提供されたデータ（前号に該当するデータを除く。）

三　当該個別ソフトウェアの内容及び仕様に係るデータ

（法第五条第二号に規定するデータ）

第十五条　法第五条第二号の公正取引委員会規則で定めるデータは、他の個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに関する次に掲げるデータとする。

一　当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に係るデータ（当該スマートフォンの利用者によって当該個別ソフトウェアの利用を伴わずに提供されたものを除く。）

二　スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に生成された又は提供されたデータ（前号に該当するデータを除く。）

三　当該個別ソフトウェアの内容及び仕様に係るデータ

（法第五条第三号に規定するデータ）

第十六条　法第五条第三号の公正取引委員会規則で定めるデータは、他のウェブサイト事業者が提示するウェブページに関する次に掲げるデータとする。

一　当該ウェブページを閲覧するスマートフォンの利用者に係るデータ（当該スマートフォンの利用者によって当該ウェブページの閲覧を伴わずに提供されたものを除く。）

二　スマートフォンの利用者が当該ウェブページを閲覧する際に生成された又は提供されたデータ（前号に該当するデータを除く。）

三　当該ウェブページの内容及び仕様に係るデータ

（本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能）

第十七条　法第八条第二号イの公正取引委員会規則で定める機能は、文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が表示されたスマートフォンの映像面において当該情報部分を選択することにより、関連ウェブページ等のドメイン名その他の所在に関する情報を取得して当該関連ウェブページ等を閲覧できる機能とする。

第二節　指定事業者の講ずべき措置

（他の事業者へのデータの取得等の条件の開示の方法）

第十八条　指定事業者は、法第十条第一項各号の措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　他の個別アプリ事業者又は他のウェブサイト事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。

二　他の個別アプリ事業者による当該指定事業者が提供する基本動作ソフトウェア若しくはアプリストアの利用開始前及び利用中又は他のウェブサイト事業者による当該指定事業者が提供するブラウザの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。

三　開示する情報が日本語で作成されていないものであるときは、当該情報の翻訳文を付すこと。ただし、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができないときは、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。

（法第十条第一項第一号に規定するデータ）

第十九条　法第十条第一項第一号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十四条各号に規定するデータとする。

（法第十条第一項第二号に規定するデータ）

第二十条　法第十条第一項第二号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十五条各号に規定するデータとする。

（法第十条第一項第三号に規定するデータ）

第二十一条　法第十条第一項第三号の公正取引委員会規則で定めるデータは、第十六条各号に規定するデータとする。

（法第十条第二項に規定するデータ）

第二十二条　法第十条第二項の公正取引委員会規則で定めるデータは、次の各号に掲げる特定ソフトウェアの区分に応じ、当該各号に定めるデータとする。

一　基本動作ソフトウェア　第十四条第一号及び第二号に規定するデータ

二　アプリストア　第十五条第一号及び第二号に規定するデータ

三　ブラウザ　第十六条第一号及び第二号に規定するデータ

（スマートフォンの利用者へのデータの取得等の条件の開示の方法）

第二十三条　指定事業者は、法第十条第二項の措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　スマートフォンの利用者にとって明確かつ平易な表現を用いて、スマートフォンの利用者が指定事業者によるデータの取得及び使用に関する条件を容易に理解できる内容を記載すること。

二　スマートフォンの利用者による当該指定事業者が提供する法第十条第一項各号に掲げる特定ソフトウェアの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。

三　開示する情報が日本語で作成されていないものであるときは、当該情報の日本語の翻訳文を付すこと。ただし、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができないときは、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。

（取得したデータの移転に係る措置）

第二十四条　法第十一条の規定により指定事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　指定に係る特定ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの利用者（以下この条から第二十七条までにおいて単に「スマートフォンの利用者」という。）がいつでも次条から第二十七条までに規定するデータ（以下この条において「対象データ」という。）の移転を求めることができるようにすること。

二　スマートフォンの利用者が簡易な操作により対象データを移転することができるようにすること。

三　スマートフォンの利用者が移転を求める対象データを最新の内容に保つとともに、そのフォーマットを一般的に用いられるものにすること。

四　対象データを移転するために要する期間が合理的な範囲を超えないようにすること。

五　指定事業者が対象データの移転の対価を設定する場合は、当該対価が合理的な範囲を超えないようにすること。

六　対象データの移転について法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策を講ずること。

（法第十一条第一号に規定するデータ）

第二十五条　法第十一条第一号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

一　指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを用いた電話及びインターネットの利用に係るデータ

二　指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの設定に係るデータ

三　前二号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供する基本動作ソフトウェアを利用するために有用なデータ

（法第十一条第二号に規定するデータ）

第二十六条　法第十一条第二号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

一　指定に係るアプリストアを通じてスマートフォンに組み込まれた個別ソフトウェアに係るデータ

二　指定に係るアプリストアを利用するためのスマートフォンの利用者に係るデータ

三　前二号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供するアプリストアを利用するために有用なデータ

（法第十一条第三号に規定するデータ）

第二十七条　法第十一条第三号の公正取引委員会規則で定めるデータは、次に掲げるデータとする。

一　指定に係るブラウザを用いたウェブページの閲覧に係るデータ

二　前号に掲げるもののほか、スマートフォンの利用者が他の事業者が提供するブラウザを利用するために有用なデータ

（標準設定等に係る措置）

第二十八条　法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号イの措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　スマートフォンの映像面に表示され、基本動作ソフトウェアに係る標準設定の対象である個別ソフトウェアについての標準設定を変更することができる画面（以下この項において「操作画面」という。）を一箇所に集約することその他のスマートフォンの利用者が操作画面を容易に発見することができるようにすること。

二　操作画面において基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更することができる旨の説明を行うこと。

三　スマートフォンの利用者が基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更するために必要な最小限度の操作で変更することができるようにすること。

2　法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号ロの措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　スマートフォンの映像面に次に掲げる要件を満たす選択画面（令第四条に定める個別ソフトウェアについて、標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアの選択肢等が表示され、標準設定をすることができる画面をいう。以下この項において同じ。）が表示されるようにすること。

イ　スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な基準に基づき選定された複数の個別ソフトウェアが選択肢として表示されるようにすること。ただし、一の選択画面に表示される個別ソフトウェアは、一の事業者につき一の個別ソフトウェアに限るようにすること。

ロ　選択画面に表示される選択肢について、当該個別ソフトウェアの名称、標章及び説明が表示されるようにすること。

ハ　選択画面に表示される選択肢の表示の順序その他の選択画面の表示が、スマートフォンの利用者の選択を阻害するものでないこと。

二　スマートフォンの利用者による当該スマートフォンの初回起動後速やかに（当該指定事業者に係る指定が行われた日においてスマートフォンの利用者が既に初回起動を行っているスマートフォンについては、当該指定が行われた日から一年以内に）、当該スマートフォンの利用者が選択画面に表示される個別ソフトウェアの選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択するようにすること。ただし、スマートフォンの利用者が既に他のスマートフォンにおいて選択画面に表示される選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択し、かつ、当該利用者の他のスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定が当該利用者のスマートフォンにおける標準設定となる場合はこの限りでない。

三　スマートフォンの利用者が選択画面に表示される選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択する前に、スマートフォンの映像面に次に掲げる事項を記載した画面が表示されるようにすること。

イ　対象となる個別ソフトウェアの種類

ロ　標準設定の意義

ハ　表示される選択画面において、標準設定となる個別ソフトウェアを選択する旨の説明

ニ　表示される選択画面において選択した個別ソフトウェアに関する標準設定の変更に係る説明

四　前三号に定めるもののほか、スマートフォンの利用者が選択画面における選択による標準設定をすることを阻害しないこと。

3　法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号ハの措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　スマートフォンの利用者に対し、追加的に組み込む個別ソフトウェアの名称及び機能の概要を示すこと。

二　スマートフォンの利用者に対し、個別ソフトウェアを追加的に組み込むことに係る同意の有無を確認すること。

4　法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第一号ニの措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　スマートフォンの映像面に表示され、当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアを消去することができる画面を容易に発見することができるようにすること。

二　スマートフォンの利用者が前号の画面において必要最小限度の操作で個別ソフトウェアを消去することができるようにすること。

5　法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第二号イの措置については、第一項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「基本動作ソフトウェア」とあるのは「ブラウザ」と、「個別ソフトウェア」とあるのは「役務」と読み替えるものとする。

6　法第十二条の規定により指定事業者が講じなければならない同条第二号ロの措置については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「令第四条」とあるのは「令第五条」と、「個別ソフトウェア」とあるのは「役務」と読み替えるものとする。

（法第十三条の規定による必要な措置）

第二十九条　法第十三条の規定により指定事業者が講じなければならない措置は、次の各号に掲げる特定ソフトウェアの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　基本動作ソフトウェア　イからホまでに規定する措置

イ　指定に係る基本動作ソフトウェアについて、個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者に対して、その仕様（特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることその他これに準ずる事情を有するものであって、かつ、開示する必要があると認められるものに限り、公開されることによりスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるものを除く。以下この条から第三十四条までにおいて同じ。）を、個別アプリ事業者に対して、その利用に係る条件をそれぞれ開示する措置

ロ　指定に係る基本動作ソフトウェアについて、仕様の変更（当該仕様の軽微な変更を除く。以下この条から第三十四条までにおいて同じ。）をするときは、個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者に対して、利用に係る条件の変更をするときは、個別アプリ事業者に対して、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由をそれぞれ開示する措置

ハ　指定に係る基本動作ソフトウェアについて、継続して当該基本動作ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者（指定事業者が当該基本動作ソフトウェアの利用を許容し、継続して当該基本動作ソフトウェアを利用する者に限る。以下このハ及び二並びに第三十四条第一項において同じ。）に対するその利用の全部の拒絶（以下この条及び第三十二条において「利用の全部拒絶」という。）をするときは、当該個別アプリ事業者に対して、合理的な期間を確保し、その利用の全部拒絶をする旨及び理由を開示する措置

ニ　指定に係る基本動作ソフトウェアについて、継続して当該基本動作ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者に対するその利用の一部の拒絶（当該利用の全部拒絶を除く。以下この条及び第三十三条において「利用の一部拒絶」という。）をするときは、当該個別アプリ事業者に対して、その利用の一部拒絶の内容及び理由を開示する措置

ホ　イからニまでに定める措置に係る苦情の処理その他の体制及び手続を整備する措置

二　アプリストア　イからホまでに規定する措置

イ　指定に係るアプリストアについて、個別アプリ事業者に対して、その仕様又は利用に係る条件を開示する措置

ロ　指定に係るアプリストアについて、仕様又は利用に係る条件の変更をするときは、個別アプリ事業者に対して、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由を開示する措置

ハ　指定に係るアプリストアについて、継続して当該アプリストアを利用する個別アプリ事業者に対するその利用の全部拒絶をするときは、当該個別アプリ事業者に対して、合理的な期間を確保し、その利用の全部拒絶をする旨及び理由を開示する措置

ニ　指定に係るアプリストアについて、継続して当該アプリストアを利用する個別アプリ事業者に対するその利用の一部拒絶をするときは、当該個別アプリ事業者に対して、その利用の一部拒絶の内容及び理由を開示する措置

ホ　イからニまでに定める措置に係る苦情の処理その他の体制及び手続を整備する措置

三　ブラウザ　イからハまでに規定する措置

イ　指定に係るブラウザについて、ウェブサイト事業者に対して、その仕様を開示する措置

ロ　指定に係るブラウザについて、仕様の変更をするときは、ウェブサイト事業者に対して、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由を開示する措置

ハ　イ及びロに定める措置に係るウェブサイト事業者の意見の考慮その他の体制及び手続を整備する措置

（仕様又は利用に係る条件の開示）

第三十条　指定事業者は、前条各号イの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　前条各号イに定める事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。

二　前条各号イに定める事業者が指定に係る特定ソフトウェアの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であること。

三　開示する情報（国内において日本語の翻訳が想定されないプログラムその他の仕様に係る情報を除く。）が日本語で作成されていないものであるときは、当該情報の日本語の翻訳文を付すこと。ただし、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができないときは、その開示の時に期限を明示して、当該期限までに当該翻訳文を付せば足りる。

2　指定事業者は、前条第一号イ又は第二号イの措置を講ずるときは、次の各号に掲げる特定ソフトウェアの区分に応じ、当該各号に定める事項を含めて開示しなければならない。

一　基本動作ソフトウェア　イからヘまでに定める事項

イ　個別アプリ事業者による指定に係る基本動作ソフトウェアの利用を拒絶することがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準

ロ　個別アプリ事業者による指定に係る基本動作ソフトウェアの利用に併せて個別アプリ事業者に対して自己の指定する商品を購入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受けることを要請する場合におけるその内容及び理由

ハ　指定に係る基本動作ソフトウェアを利用して個別アプリ事業者により個別ソフトウェアを通じて提供される商品又は役務の提供に関する条件（基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能を個別ソフトウェアの提供に係る機能の利用に係る条件を除く。以下このハにおいて同じ。）が、当該基本動作ソフトウェアを利用して指定事業者により個別ソフトウェアを通じて提供される商品又は役務の提供に関する条件と異なる場合におけるその内容及び理由

ニ　関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。以下このニ及び次号ニにおいて同じ。）が個別アプリ事業者である場合であって、指定に係る基本動作ソフトウェアの利用に係る条件（基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能を個別ソフトウェアの提供に利用する場合における当該機能の利用に係る条件を除く。）が当該関係会社に対するものと当該関係会社以外の個別アプリ事業者に対するものと異なる場合におけるその内容及び理由

ホ　他の事業者が指定に係る基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供することを拒絶することがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準（イに定める事項を除く。）

ヘ　他の事業者が指定に係る基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能を個別ソフトウェアの提供に利用することを拒絶することがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準（イに定める事項を除く。）

二　アプリストア　イからリまでに定める事項

イ　個別アプリ事業者による指定に係るアプリストアの利用を拒絶することがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準

ロ　個別アプリ事業者による指定に係るアプリストアの利用に併せて個別アプリ事業者に対して自己の指定する商品を購入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受けることを要請する場合におけるその内容及び理由

ハ　指定に係るアプリストアを利用して個別アプリ事業者により提供される商品又は役務の提供に関する条件が、当該アプリストアを利用して指定事業者によりスマートフォンの利用者に対して提供される商品又は役務の提供に関する条件と異なる場合におけるその内容及び理由

ニ　関係会社が個別アプリ事業者である場合であって、指定に係るアプリストアの利用に係る条件が当該関係会社に対するものと当該関係会社以外の個別アプリ事業者に対するものと異なる場合におけるその内容及び理由

ホ　個別アプリ事業者が指定に係るアプリストアを利用して提供しようとする商品又は役務の提供価格その他の商品又は役務の提供に係る条件について、当該アプリストア以外の提供経路におけるものと同等又は有利なものを付すことを求める場合におけるその内容及び理由

ヘ　指定に係るアプリストアに係る事業において、スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報その他の商品又は役務に係る情報に順位を付して表示する場合における当該順位を決定するために用いられる主要な事項（個別アプリ事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該順位に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）

ト　指定に係るアプリストアに係る事業において、スマートフォンの利用者を誘引するために特定の商品又は役務の情報を強調して表示する場合における当該表示を決定するために用いられる主要な事項（個別アプリ事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該表示に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含み、へに掲げる事項は除く。）

チ　個別アプリ事業者が提供した商品の返品又は商品若しくは役務の代金の全部若しくは一部の返金その他の補償を当該個別アプリ事業者の負担において行う場合におけるその内容及び条件

リ　個別アプリ事業者に対し、当該個別アプリ事業者が提供した商品又は役務の対価として指定事業者が支払うべき金額の全部又は一部の支払を留保する場合におけるその内容及び条件

（仕様等の変更に係る開示等）

第三十一条　指定事業者は、第二十九条各号ロの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　第二十九条各号ロに定める事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。

二　第二十九条各号ロに定める事業者から求めがあるときは、遅滞なく同条各号ロに規定する変更の内容及び理由について日本語で翻訳した内容を開示すること。ただし、国内において日本語の翻訳が想定されないプログラムその他の仕様に係る情報については、この限りでない。

三　次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日までに開示すること。ただし、ロについては、個別アプリ事業者の同意がある場合は、この限りでない。

イ　仕様の変更の場合　当該変更の内容に応じた合理的な日数を確保した日

ロ　利用に係る条件の変更の場合　当該変更をする日の十五日前の日（個別アプリ事業者が当該変更により生じる作業又は調整のために十五日より長い日数を要すると見込まれるものについては、当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保した日）

2　第一項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、指定事業者は、遅滞なく第二十九条各号ロに規定する変更の内容及び理由を開示しなければならない。

一　指定に係る特定ソフトウェアの利用に係る条件の変更の内容が極めて軽微な場合

二　法令等（法令又は法令に基づく行政庁の処分若しくは要請をいう。次条及び第三十三条において同じ。）により、指定に係る特定ソフトウェアの仕様又は利用に係る条件の変更（以下この項において「仕様等の変更」という。）をし、かつ、速やかに当該仕様等の変更をする必要があると認められる場合

三　法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに指定に係る特定ソフトウェアの仕様等の変更をする必要があると認められる場合

（利用の全部拒絶に係る開示等）

第三十二条　指定事業者は、第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハに定める事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。

二　第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハに定める事業者から求めがあるときは、遅滞なく同条第一号ハ又は同条第二号ハに規定する利用の全部拒絶をする旨及び理由について日本語で翻訳した内容を開示すること。

三　指定に係る特定ソフトウェアの継続した利用の全部拒絶をする日の三十日前の日までに開示すること。

2　第二十九条第一号ハ、同条第二号ハ及び前項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、指定事業者は、第一号及び第二号の場合は遅滞なく利用の全部拒絶をする旨、第三号の場合は指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をする日の三十日前の日までに利用の全部拒絶をする旨、第四号及び第五号の場合は遅滞なく利用の全部拒絶をする旨及び理由を開示しなければならない。

一　指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶の相手方である第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハに定める事業者が反復して利用に係る条件に違反する行為をし、かつ、当該行為により当該特定ソフトウェアに係る事業の運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

二　指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶の相手方である第二十九条第一号ハ又は同条第二号ハに定める事業者が次に掲げる者に該当するおそれがあると認められる場合

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（以下この号及び次条第二項第二号において「暴力団員等」という。）

ロ　法人であって、その役員又は使用人のうちに暴力団員等があるもの

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

三　前号に掲げる場合のほか、法令等により、指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をし、かつ、その理由を開示することにより、指定事業者、スマートフォンの利用者その他の者の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合

四　第二号に掲げる場合のほか、法令等により、指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をし、かつ、速やかに当該利用の全部拒絶をする必要があると認められる場合

五　法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに指定に係る特定ソフトウェアの利用の全部拒絶をする必要があると認められる場合

（利用の一部拒絶に係る開示等）

第三十三条　指定事業者は、第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニに定める事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること。

二　第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニに定める事業者から求めがあるときは、遅滞なく同条第一号ニ又は同条第二号ニに規定する利用の一部拒絶の内容及び理由について日本語で翻訳した内容を開示すること。

三　指定に係る特定ソフトウェアの継続した利用の一部拒絶をする時までに開示すること。

2　第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニ及び前項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、指定事業者は、第一号及び第二号の場合は遅滞なく利用の一部拒絶の内容、第三号の場合は指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をする時までに利用の一部拒絶の内容、第四号及び第五号の場合は遅滞なく利用の一部拒絶の内容及び理由を開示しなければならない。

一　指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶の相手方である第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニに定める事業者が反復して利用に係る条件に違反する行為をし、かつ、当該行為により当該特定ソフトウェアに係る事業の運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

二　指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶の相手方である第二十九条第一号ニ又は同条第二号ニに定める事業者が次に掲げる者に該当するおそれがあると認められる場合

イ　暴力団員等

ロ　法人であって、その役員又は使用人のうちに暴力団員等があるもの

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

三　前号に掲げる場合のほか、法令等により、指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をし、かつ、その理由を開示することにより、指定事業者、スマートフォンの利用者その他の者の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合

四　第二号に掲げる場合のほか、法令等により、指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をし、かつ、速やかに当該利用の一部拒絶をする必要があると認められる場合

五　法第七条ただし書に規定するサイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに指定に係る特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をする必要があると認められる場合

（仕様等の変更等に対応するための体制及び手続の整備）

第三十四条　指定事業者は、第二十九条第一号ホの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　指定に係る基本動作ソフトウェアについての仕様等の変更等（仕様の設定若しくは変更、利用に係る条件の設定若しくは変更又は利用の拒絶をいう。以下この条において同じ。）が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続を整備すること。

二　個別アプリ事業者からの指定に係る基本動作ソフトウェアについての仕様等の変更等に係る苦情の処理及び指定事業者と個別アプリ事業者との間の仕様等の変更等に係る紛争の解決のために必要な体制及び手続を整備すること。

三　指定事業者が個別アプリ事業者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者を選任すること。

四　前各号に掲げるもののほか、指定事業者が個別アプリ事業者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置を講ずること。

2　指定事業者は、第二十九条第二号ホの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　指定に係るアプリストアについての仕様等の変更等が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続を整備すること。

二　個別アプリ事業者からの指定に係るアプリストアについての仕様等の変更等に係る苦情の処理及び指定事業者と個別アプリ事業者との間の仕様等の変更等に係る紛争の解決のために必要な体制及び手続を整備すること。

三　指定事業者が個別アプリ事業者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者を選任すること。

四　前各号に掲げるもののほか、指定事業者が個別アプリ事業者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置を講ずること。

3　指定事業者は、第二十九条第三号ハの措置を講ずるときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　指定に係るブラウザについての仕様の設定又は変更が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続を整備すること。

二　前号に掲げるもののほか、仕様の設定又は変更をするときは、指定事業者がウェブサイト事業者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置を講ずること。

第三節　指定事業者による報告書の提出

（指定事業者による報告書の提出）

第三十五条　法第十四条第一項の規定による報告書は、様式第三号により作成して、年度の末日又は法第三条第一項の規定による指定を受けた日から二月以内に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、次条に規定する事項を示す資料を添付しなければならない。

（報告書の記載事項）

第三十六条　法第十四条第一項第一号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一　特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容

二　前号の規約その他の利用に係る条件の内容について、前回提出した法第十四条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該利用に係る条件の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明

三　特定ソフトウェア（検索エンジンを除く。）に係る仕様（特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限る。）の内容

四　前号の仕様について、前回提出した法第十四条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該仕様の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明

2　法第十四条第一項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一　法第五条から第十三条までの規定を遵守するために講じた措置の内容（当該措置が法の規定を遵守するものであることの説明（スマートフォンの表示画面その他の画像を用いた説明を含む。）、当該措置を実施した時期、措置の対象となる商品又は役務及び端末の範囲、当該措置の対象となる地理的範囲、当該措置の実施に際して行われた技術的変更、ユーザーインターフェースの変更及び主要な契約条件の変更の内容並びに法の規定の遵守に係る内部規律を整備している場合における当該内部規律及び当該内部規律の実施状況に係る概要を含む。）

二　法第七条ただし書又は第八条ただし書に該当することを理由として次に掲げる行為を行った事例があれば、その事実関係、当該行為の目的及び他の行為によってその目的を達成することが困難であった事情の説明（他の事業者又は個別アプリ事業者による申請に対する指定事業者の審査において、法第七条ただし書又は第八条ただし書に該当することを理由に当該申請を認めなかった事例における当該他の事業者又は個別アプリ事業者の名称、当該申請を認めない判断を行った時期及び当該判断の理由を含む。）

イ　他の事業者のアプリストアの提供を拒否する若しくは制限する行為又はスマートフォンの利用者による当該アプリストアの利用を拒否する若しくは制限する行為

ロ　基本動作ソフトウェアにより制御される機能であって、指定事業者（その子会社等を含む。ハ及びホにおいて同じ。）が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを拒否する又は制限する行為

ハ　個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を利用すること又は支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを拒否する若しくは制限する行為

ニ　個別アプリ事業者に対し、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを拒否する又は制限する行為

ホ　個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを個別ソフトウェアの構成要素とすることを拒否する又は制限する行為

三　第一号の措置の実施に当たっての検討の経緯として次に掲げる事項

イ　当該措置の実施に当たっての検討過程で考慮された他の措置があれば、当該他の措置の内容及び当該他の措置を選択しなかった理由

ロ　当該措置の実施に当たっての検討過程で行われた、当該措置の影響の推定のための市場分析、利用者調査その他の調査の概要

四　その他法第五条から第十三条までの規定を遵守するために講じた措置に関して次に掲げる事項
イ　当該措置の実施に際して個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者から寄せられた主要な反応の概要
ロ　イの個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者からの反応に基づく措置の変更その他の対応
ハ　その他法の規定の遵守の確認のために必要な事項

3　法第十四条第一項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含まなければならない。
一　法の規定の遵守のための措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な協議の内容
二　その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項

第四章　調査等手続

第一節　審査手続一般

（審査手続の開始）

第三十七条　事務総局官房デジタル・国際総括審議官は、事件の端緒となる事実に接したときは、審査の要否につき意見を付して委員会に報告しなければならない。

2　前項の報告には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。
一　端緒
二　事実の概要
三　関係法条

3　委員会は、第一項の場合において、法第十六条第一項に規定する処分をする必要があると認めた事件については、同条第二項及び令第六条に基づき、審査官を指定して当該事件の審査に当たらせるものとする。

（審査官証）

第三十八条　法第十六条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

（審査官の行う処分）

第三十九条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項に規定する処分をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる文書を送達して、これを行わなければならない。
一　当該事件の関係人又は参考人に出頭を命じて審尋する場合　出頭命令書
二　前号に掲げる者から意見又は報告を徴する場合　報告命令書
三　鑑定人に出頭を命じて鑑定させる場合　鑑定命令書
四　帳簿書類その他の物件の所持者に当該物件の提出を命ずる場合　提出命令書

2　前項の文書には、次の事項を記載し、毎葉に契印しなければならない。
一　事件名
二　相手方の氏名又は名称
三　相手方に求める事項
四　出頭命令書又は提出命令書については出頭又は提出すべき日時及び場所
五　命令に応じない場合の法律上の制裁

3　提出命令書には、提出を命じる物件を記載し、又はその品目を記載した目録を添付しなければならない。

［章を加える。］

（調書の作成）

第四十条　委員会の職員は、法第十七条の規定に基づいて事件について本節に規定する調書を作成した場合は、これに年月日を記載して署名押印しなければならない。

２　前項の調書を作成する場合において、文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、その字数を記載しなければならない。

３　第一項の調書には、書面、写真その他適当なものを引用し、これを添付して調書の一部とすることができる。

４　第一項の調書には、毎葉に契印しなければならない。

（審尋調書）

第四十一条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第一号の規定により当該事件の関係人又は参考人を審尋したときは、審尋調書を作成し、これを供述人に読み聞かせ、又は供述人に閲覧させて、誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

２　供述人が前項の調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。

３　前項の場合において、供述人が署名することができないときは、他人に代書させ、押印することができないときは、指印するものとする。ただし、署名を他人に代書させた場合には、代書した者がその事由を調書に記載して署名押印しなければならない。

４　第二項の場合において、供述人が署名押印を拒絶したときは、その旨を調書に記載するものとする。

（通訳により審尋した場合の特則）

第四十二条　審査官は、通訳人の通訳により当該事件の関係人又は参考人を審尋したときは、審尋調書に、その旨及び通訳人の通訳により当該調書を読み聞かせた旨を記載しなければならない。

２　審査官は、通訳人に対し、前項の調書に署名押印することを求めることができる。

（供述調書）

第四十三条　委員会の職員は、当該事件の関係人又は参考人が任意に供述した場合において、必要があると認めるときは、これを録取した供述調書を作成するものとする。

２　前二条の規定は、前項の調書について準用する。

（鑑定書）

第四十四条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第二号の規定により鑑定人に鑑定をさせたときは、鑑定書によってその経過及び結果を報告させなければならない。

（留置調書）

第四十五条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第三号の規定により提出物件を留め置いたときは、留置調書を作成しなければならない。

２　前項の調書には、事件名、所有者及び差出人の氏名、職業及び住所又は就業場所並びに留置の年月日及び場所を記載しなければならない。

３　第一項の調書には、留置物の品目を記載した目録を添付しなければならない。

（留置物に係る通知等）

第四十六条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第三号の規定により提出物件を留め置いたときは、差出人に対し、当該物件を留め置いた旨を文書で通知しなければならない。

2　前項の文書には、前条第三項の目録の写しを添付しなければならない。

3　留置物の所有者から請求があったときは、前条第三項の目録の写しを交付しなければならない。

（留置物の還付）

第四十七条　留置物で留置の必要がなくなったものは、事件の終結を待たないで、これを還付しなければならない。

（提出命令の対象物件についての閲覧及び謄写）

第四十八条　法第十六条第一項第三号の規定により帳簿書類その他の物件の提出を命じられた者は、当該物件を閲覧し、又は謄写することができる。ただし、当該事件の審査に特に支障を生ずることとなる場合にはこの限りではない。

2　前項の規定による閲覧又は謄写をさせる場合、当該物件の提出を命じられた者の意見を斟酌して、日時、場所及び方法を指定するものとする。

（任意提出書）

第四十九条　委員会の職員は、当該事件の関係人又は参考人が任意に提出した帳簿書類その他の物件を受領する場合において、必要があると認めるときは、当該事件の関係人又は参考人に、提出物件の所有者及び差出人の氏名、職業及び住所並びに品目並びに提出の年月日を記載した文書の提出を求めるものとする。

（被疑事実等の告知）

第五十条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第四号の規定により検査をする場合には、次に掲げる事項を記載した文書を関係者に交付するものとする。

一　事件名

二　法の規定に違反する被疑事実の要旨

三　関係法条

（検査調書）

第五十一条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項第四号の規定により検査をしたときは、検査調書を作成しなければならない。

2　前項の調書には、事件名、検査の目的、日時及び場所、検査に立ち会った者の氏名及び職業並びに検査の結果を記載しなければならない。

（審査官の処分に対する異議の申立て）

第五十二条　法第十六条第二項の規定に基づいて審査官がした同条第一項各号に規定する処分を受けた者は、当該処分に不服のあるときは、処分を受けた日から一週間以内に、その理由を記載した文書をもって、委員会に異議の申立てをすることができる。

2　委員会は、異議の申立てに理由があると認めるときは、異議を申し立てられた処分の撤回、取消し又は変更を審査官に命じ、これを申立人に通知するものとする。

3　委員会は、異議の申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。この場合においては、その理由を示さなければならない。

（審査結果の報告）

第五十三条　事務総局官房デジタル・国際総括審議官は、事件の審査が終了したときは、速やかに、その結果を委員会に報告しなければならない。

２　前項の場合において、審査官が法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項に規定する処分をした事件については、次の事項を明らかにして報告しなければならない。

一　端緒

二　審査経過

三　事実の概要

四　関係法条

五　審査官の意見

第二節　課徴金納付命令

（売上額の算定に係る会計処理の基準）

第五十四条　令第七条第一項第一号に規定する一般に公正妥当と認められる会計処理の基準として公正取引委員会規則で定める基準は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）別表に掲げる企業会計基準第二十九号（収益認識に関する会計基準）とする。ただし、違反行為（令第七条第一項第一号、令第八条第一項第一号、令第九条第一項第一号又は令第十条第一項第一号に規定する違反行為をいう。）をした指定事業者又はその特定非違反供給子会社等の財務計算に関する書類が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）別表二に掲げる国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第十五号（顧客との契約から生じる収益（Ｒｅｖｅｎｕｅ ｆｒｏｍ Ｃｏｎｔｒａｃｔｓ ｗｉｔｈ Ｃｕｓｔｏｍｅｒｓ））又はアメリカ合衆国の会計基準コード化体系（ＡＳＣ）Ｔｏｐｉｃ第六百六号（顧客との契約から生じる収益（Ｒｅｖｅｎｕｅ ｆｒｏｍ Ｃｏｎｔｒａｃｔｓ ｗｉｔｈ Ｃｕｓｔｏｍｅｒｓ））に従って作成されている場合にあっては、これら基準に従って当該書類を作成する当該指定事業者又は当該特定非違反供給子会社等に係る売上額の算定については、これら基準のうち当該書類が従うものとする。

（課徴金の計算における推計の方法）

第五十五条　法第十九条第二項に規定する公正取引委員会規則で定める合理的な方法は、違反行為期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における同条第一項に規定する額を当該期間の日数で除して得た額に、違反行為期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。

第三節　確約手続

（法第二十二条の規定に係る通知書の送達）

第五十六条　法第二十二条の規定による通知は、疑いの理由となった行為をしている者又はその代理人に対し、同条各号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

（排除措置計画の認定の申請方法）

第五十七条　法第二十三条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第五号による申請書を委員会に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類

二　排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

三　その他委員会が法第二十三条第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第五十八条　法第二十三条第一項の規定による申請をした者（以下第六十条から第六十二条までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第五十九条　前二条の規定により文書を提出する場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により委員会に提出しなければならない。

一　直接持参する方法

二　書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

第六十条　申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第五十七条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

（排除措置計画に係る認定書の送達）

第六十一条　法第二十三条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

（排除措置計画の認定の申請の却下に係る決定書の送達等）

第六十二条　法第二十三条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　排除措置計画の認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

（認定排除措置計画の変更の認定の申請方法）

第六十三条　法第二十三条第三項の認定を受けた者であって同条第八項の規定により当該認定に係る排除措置計画（以下「認定排除措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第六号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類

二　排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

三　その他委員会が法第二十三条第八項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第六十四条　認定排除措置計画の変更の認定の申請をした者（以下第六十六条から第六十八条までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がされるまでの間に、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。

第六十五条　第五十九条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第六十六条　申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第六十三条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

（認定排除措置計画の変更に係る認定書の送達）

第六十七条　法第二十三条第九項において準用する同条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

（認定排除措置計画の変更の認定の申請の却下に係る決定書の送達等）

第六十八条　法第二十三条第九項において準用する同条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　認定排除措置計画の変更の認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

（排除措置計画の認定の取消しに係る決定書の送達等）

第六十九条　法第二十五条第二項において読み替えて準用する法第二十三条第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　排除措置計画の認定を取り消した旨

二　取消しの理由

（法第二十六条の規定に係る通知書の送達）

第七十条　法第二十六条の規定による通知は、同条第一号に掲げる者又はその代理人に対し、同条第二号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

（排除確保措置計画の認定の申請方法）

第七十一条　法第二十七条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第七号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類

二　排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

三　その他委員会が法第二十七条第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第七十二条　法第二十七条第一項の規定による申請をした者（以下第七十四条から第七十六条までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第七十三条　第五十九条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第七十四条　申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第七十一条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

（排除確保措置計画に係る認定書の送達）

第七十五条　法第二十七条第四項において準用する法第二十三条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

（排除確保措置計画の認定の申請の却下に係る決定書の送達等）

第七十六条　法第二十七条第六項において読み替えて準用する法第二十三条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　排除確保措置計画の認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

（認定排除確保措置計画の変更の認定の申請方法）

第七十七条　法第二十七条第三項の認定を受けた者であって同条第七項の規定により当該認定に係る排除確保措置計画（以下「認定排除確保措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第八号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類

二　排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類

三　その他委員会が法第二十七条第七項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第七十八条　認定排除確保措置計画の変更の認定の申請をした者（第八十条から第八十二条までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がされるまでの間に、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。

第七十九条　第五十九条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第八十条　申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第七十七条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

（認定排除確保措置計画の変更に係る認定書の送達）

第八十一条　法第二十七条第八項において準用する同条第四項において準用する法第二十三条第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

（認定排除確保措置計画の変更の認定の申請の却下に係る決定書の送達等）

第八十二条　法第二十七条第八項において準用する同条第六項において読み替えて準用する法第二十三条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　認定排除確保措置計画の変更の認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

（排除確保措置計画の認定の取消しに係る決定書の送達等）

第八十三条　法第二十九条第二項において読み替えて準用する法第二十三条第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2　前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　排除確保措置計画の認定を取り消した旨

二　取消しの理由

（申請の取下げ）

第八十四条　本節の規定による申請は、当該申請に係る処分がされるまでは、いつでも取り下げることができる。

2　前項の規定による申請の取下げは、書面でしなければならない。

第四節　改善要求

（改善要求）

第八十五条　改善要求（委員会が、法第三章第一節の規定に違反するおそれがある行為がある又はあったと認める場合において、当該指定事業者に対して、その行為を取りやめること若しくはその行為を再び行わないようにすること又は同節の規定に違反しないための措置を講ずることその他必要な事項を指示することをいう。以下この条において同じ。）は、文書によってこれを行い、改善要求書には、改善要求の趣旨及び内容を示さなければならない。

2　改善要求書は、名宛人又はその代理人に送付しなければならない。

3　委員会は、改善要求をしようとするときは、当該改善要求の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

4　改善要求の名宛人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たっては、代理人を選任することができる。

5　委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間をおいて、改善要求の名宛人となるべき者又はその代理人に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　予定される改善要求の趣旨及び内容

二　委員会に対し、前号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

6　委員会は、正当な理由があると認めた場合には、職権又は申立てにより、前項第二号の期限を延長することができる。

7　委員会は、改善要求をしようとするときは、必要に応じて、当該改善要求の案（改善要求で指示しようとする内容を示すものをいう。）及びこれに関連する資料（事業者の秘密を除く。）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この項及び第八十七条第七項において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間を定めて、広く第三者の意見を求めることができる。

（意見申述等の方式）

第八十六条　前条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

2　前項の規定に基づいて証拠を提出する場合には、証明すべき事項を明らかにしなければならない。

3　委員会は、特に必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、口頭で意見を述べさせることができる。この場合において、委員会は、意見を聴取する職員を指定し、意見を述べようとする者に対し、意見申述の日時及び場所を通知するものとする。

4　委員会は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、当該日時及び場所について、意見を述べようとする者の意見を聴くものとする。

第五節　勧告

（勧告）

第八十七条　法第三十条第一項の規定による勧告（以下単に「勧告」という。）は、文書によってこれを行い、勧告書には、勧告の趣旨及び内容を示さなければならない。

2　勧告書は、名宛人又はその代理人に送達しなければならない。

3　委員会は、勧告をしようとするときは、当該勧告の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

4　勧告の名宛人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たっては、代理人を選任することができる。

5　委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間をおいて、勧告の名宛人となるべき者又はその代理人に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　予定される勧告の趣旨及び内容

二　委員会に対し、前号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

6　委員会は、正当な理由があると認めた場合には、職権又は申立てにより、前項第二号の期限を延長することができる。

7　委員会は、勧告をしようとするときは、必要に応じて、当該勧告の案（勧告しようとする内容を示すものをいう。）及びこれに関連する資料（事業者の秘密を除く。）をあらかじめ公表し、意見の提出先及び意見提出期間を定めて、広く第三者の意見を求めることができる。

（意見申述等の方式）

第八十八条　前条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

2　前項の規定に基づいて証拠を提出する場合には、証明すべき事項を明らかにしなければならない。

3　委員会は、特に必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、口頭で意見を述べさせることができる。この場合において、委員会は、意見を聴取する職員を指定し、意見を述べようとする者に対し、意見申述の日時及び場所を通知するものとする。

4　委員会は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、当該日時及び場所について、意見を述べようとする者の意見を聴くものとする。

第六節　排除措置命令書等の送達等

（法第三十条第二項の規定による命令書）

第八十九条　法第三十条第二項の規定による命令（以下この条から第九十一条までにおいて単に「命令」という。）は、文書によって行い、命令書には、勧告に係る措置並びに委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

2　命令は、その名宛人に命令書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

（排除措置命令書等の送達）

第九十条　排除措置命令書、課徴金納付命令書、命令に係る命令書及び法第四十二条において準用する独占禁止法第七十条の三第三項の規定による決定に係る決定書（次項及び第九十五条において「排除措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2　排除措置命令書等の謄本の送達に当たっては、当該排除措置命令等の取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

第七節　補則

（報告者に対する通知）

第九十一条　法第十五条第四項の規定に基づく通知は、同条第一項の規定に基づく報告が次の各号に掲げる事項を記載した文書をもってなされた場合に行うものとする。

一　報告をする者の氏名又は名称及び住所

二　法の規定に違反すると思料する行為をしているもの又はしたものの氏名又は名称

三　法の規定に違反すると思料する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実

2　前項各号に掲げる事項を内容とした報告が、電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされたものであって、委員会の使用に係る電子計算機（その周辺装置を含む。）その他の機器を用いて明確に文書に表示されるときにも、前項の通知を行うものとする。

3　第一項の通知は、次の各号に掲げる場合に、それぞれその旨を記載した文書により行うものとする。ただし、同一の報告に係る事件について第一号の通知をしたときは、その後の通知は行わないものとする。

一　当該事件について排除措置命令をした場合

二　当該事件について課徴金納付命令をした場合

三　当該事件について排除措置計画又は排除確保措置計画の認定をした場合

四　当該事件について勧告をした場合

五　当該事件について命令をした場合

六　当該事件について前各号に掲げるいずれの措置も採らないこととした場合

4　前項の文書には、同項の規定に基づき記載すべき事項のほか、適当と認める事項を記載することができる。

（課徴金の納付の督促）

第九十二条　法第四十二条において準用する独占禁止法第六十九条第一項の規定による課徴金の納付の督促は、様式第九号の督促状を送達して行うものとする。

（滞納処分を行う職員の身分証明書）

第九十三条　法第四十二条において準用する独占禁止法第六十九条第四項の規定により滞納処分を行う職員が携帯する身分証明書は、様式第十号のとおりとする。

（参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求に係る準用）

第九十四条　令第十三条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）第二条第六項及び第八項並びに第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則（令和七年公正取引委員会規則第二号）の規定を準用する。この場合において、同規則第四条中「公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第九条第二項第四号」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）第三十九条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五章　補則

［条を削る。］

（更正決定）

第九十五条　法第三条第四項に規定する指定書若しくは法第四条第四項において読み替えて準用する法第三条第四項に規定する決定書、法第四章第二節に規定する認定書若しくは決定書又は排除措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2・3　［略］

第三章　補則

（署名及び押印の省略）

第十二条　指定等手続において提出すべき文書は、記名をもって署名又は押印を省略することができる。

2　委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

（更正決定）

第十三条　指定書又は決定書に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2・3　［同上］

（様式第1号）

○記載上の注意事項
　下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

１　該当する特定ソフトウェアの種類
　「基本動作ソフトウェア」、「アプリストア」、「ブラウザ」及び「検索エンジン」の４種類のうち、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模がスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和６年政令第３７６号。以下「令」という。）第１条の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものを記載すること。
２　特定ソフトウェアの名称
　当該特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称を記載すること。
３　特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地
　特定ソフトウェアの提供等を共同して行う場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。
４　特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地
　前記３に同じ。
５　年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数
　特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令第１条の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数を記載すること。
　また、当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定すること。ただし、当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令第１条の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、当該算定した数を平均した数を記載して差し支えない。
６　当該利用者の数の算定方法に係る説明
（１）どのような方法により当該利用者の数を算定したのかについて正確かつ詳細な説明

様式第１号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

事業規模届出書

年　月　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１　該当する特定ソフトウェアの種類

２　特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務。以下同じ。）の名称

３　特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

４　特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

５　年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

６　当該利用者の数の算定方法に係る説明

（様式第1号）

○記載上の注意事項
　下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

１　該当する特定ソフトウェアの種類
　「基本動作ソフトウェア」、「アプリストア」、「ブラウザ」及び「検索エンジン」の４種類のうち、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模がスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和６年政令第３７６号。以下「令」という。）本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものを記載すること。
２　特定ソフトウェアの名称
　当該特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称を記載すること。
３　特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地
　特定ソフトウェアの提供等を共同して行う場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。
４　特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地
　前記３に同じ。
５　年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数
　特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数を記載すること。
　また、当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定すること。ただし、当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、当該算定した数を平均した数を記載して差し支えない。
６　当該利用者の数の算定方法に係る説明

様式第１号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

事業規模届出書

年　月　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１　該当する特定ソフトウェアの種類

２　特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務。以下同じ。）の名称

３　特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

４　特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

５　年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

６　当該利用者の数の算定方法に係る説明

（様式第３号）

様式第３号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

遵守報告書

年　月　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第１４条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　指定事業者の事業の概要に関する事項
（１）特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容

（２）前号の規約その他の利用に係る条件の内容について、前回提出した法第１４条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該利用に係る条件の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明

（３）特定ソフトウェア（検索エンジンを除く。）に係る仕様（特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限る。）の内容

（４）前号の仕様について、前回提出した法第１４条に規定する報告書に記載された内容からの変更（当該仕様の軽微な変更を除く。）箇所及び当該変更の趣旨の説明

２　法第５条から第１３条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項
（１）法第５条から第１３条までの規定を遵守するために講じた措置の内容（当該措置が法の規定を遵守するものであることの説明（スマートフォンの表示画面その他の画像を

を付すこと。
（２）当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定したものであることを明らかにすること。
（３）当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令第１条の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、その旨及びその理由を記載すること。

備考
１　様式において使用する用語であって、法又は令において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
２　本届出書を連名で作成する場合には、各届出者の氏名等を列記すること。
３　代理人が本届出書を作成する場合は、届出者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号並びに代表者の役職名及び氏名とともに、代理人による届出である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
４　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
５　本届出書には、ページ番号を記載すること。

［新設］

（１）どのような方法により当該利用者の数を算定したのかについて正確かつ詳細な説明を付すこと。
（２）当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定したものであることを明らかにすること。
（３）当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、その旨及びその理由を記載すること。

備考
１　様式において使用する用語であって、法又は令において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
２　本届出書を連名で作成する場合には、各届出者の氏名等を列記すること。
３　代理人が本届出書を作成する場合は、届出者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号並びに代表者の役職名及び氏名とともに、代理人による届出である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
４　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
５　本届出書には、ページ番号を記載すること。

（４）その他法第５条から第１３条までの規定を遵守するために講じた措置に関して次に掲げる事項

イ　当該措置の実施に際して個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者から寄せられた主要な反応の概要

ロ　イの個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者からの反応に基づく措置の変更その他の対応

ハ　その他法の規定の遵守の確認のために必要な事項

３　その他法の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

（１）法の規定の遵守のための措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な協議の内容

（２）その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項

用いた説明を含む。）、当該措置を実施した時期、当該措置の対象となる商品又は役務及び端末の範囲、当該措置の対象となる地理的範囲、当該措置の実施に際して行われた技術的変更、ユーザーインターフェースの変更及び主要な契約条件の変更の内容、並びに法の規定の遵守に係る内部規律を整備している場合における当該内部規律及び当該内部規律の実施状況に係る概要を含む。）

（２）法第７条ただし書及び第８条ただし書に該当することを理由として次に掲げる行為を行った事例があれば、その事実関係、当該行為の目的及び他の行為によってその目的を達成することが困難であった事情の説明（他の事業者又は個別アプリ事業者による申請に対する指定事業者の審査において、法第７条ただし書又は第８条ただし書に該当することを理由に当該申請を認めなかった事例における当該他の事業者又は個別アプリ事業者の名称、当該申請を認めない判断を行った時期、当該判断の理由を含む。）

イ　他の事業者のアプリストアの提供を拒否する若しくは制限する行為又はスマートフォンの利用者による当該アプリストアの利用を拒否する若しくは制限する行為

ロ　基本動作ソフトウェアにより制御される機能であって、指定事業者（その子会社等を含む。ハ及びホにおいて同じ。）が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを拒否する又は制限する行為

ハ　個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を利用すること又は支払管理役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを拒否する若しくは制限する行為

ニ　個別アプリ事業者に対し、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを拒否する又は制限する行為

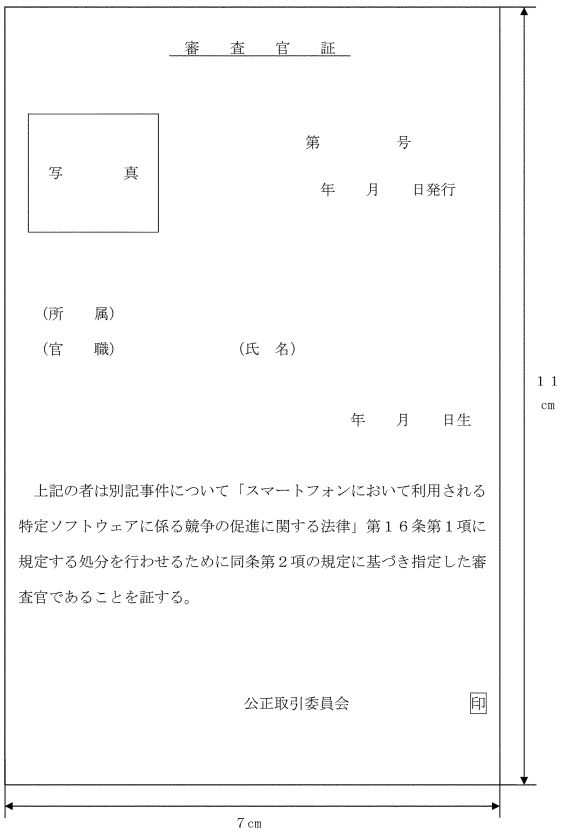
ホ　個別アプリ事業者に対し、指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを個別ソフトウェアの構成要素とすることを拒否する又は制限する行為

（３）第一号の措置の実施に当たっての検討の経緯として次に掲げる事項

イ　当該措置の実施に当たっての検討過程で考慮された他の措置があれば、当該他の措置の内容及び当該他の措置を選択しなかった理由

ロ　当該措置の実施に当たっての検討過程で行われた、当該措置の影響の推定のための市場分析、利用者調査その他の調査の概要

様式第４号
（第１葉）



（様式第４号）

備考

１　様式において使用する用語であって、法において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

２　本報告書を連名で作成する場合には、各報告者の氏名等を列記すること。

３　記載事項についての根拠となる資料（スマートフォンの表示画面の画像など）は、適宜別紙として添付すること。

４　記載事項の一部について、既存の資料の提出をもって代える場合には、その旨を報告書において明記した上で、当該資料における該当部分を明らかにすること。

５　前回提出分の遵守報告書との変更点及び事業者の秘密に当たり公表を避けるべき記載内容が明らかになるように本報告書を作成すること。

６　「２　法第５条から第１３条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項」については、①法第５条及び第１０条、②法第６条、③法第７条第１号、④法第７条第２号、⑤法第８条第１号、⑥法第８条第２号、⑦法第８条第３号、⑧法第８条第４号、⑨法第９条、⑩法第１１条、⑪法第１２条第１号イ、⑫法第１２条第１号ロ、⑬法第１２条第１号ハ、⑭法第１２条第１号ニ、⑮法第１２条第２号イ、⑯法第１２条第２号ロ、⑰法第１３条の別にそれぞれ分けて記載すること。

７　本報告書には、ページ番号を記載すること。

［新設］

（第３葉）

〔事件名〕

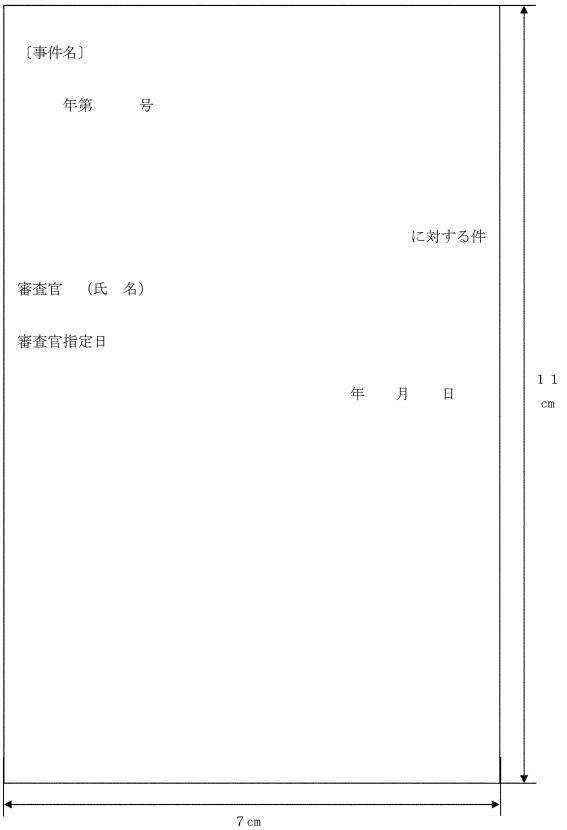
年第　　号

に対する件

審査官　（氏　名）

審査官指定日

年　　月　　日



（第２葉）

審　査　官　の　権　限

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）（抄）

（調査のための処分）

第十六条　公正取引委員会は、前章の規定に違反する行為に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

一　当該事件の関係人若しくは参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三　帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四　当該事件の関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

２　公正取引委員会は、政令で定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、前項の規定による処分をさせることができる。

（注）上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

第五十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による当該事件の関係人又は参考人に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

二　第十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による鑑定人に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をしたとき。

三　第十六条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による物件の所持者に対する処分（同条第二項の規定によって審査官がする処分を含む。）に違反して物件を提出しないとき。

四　第十六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による検査（同条第二項の規定によって審査官がする検査を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十四条　（略）

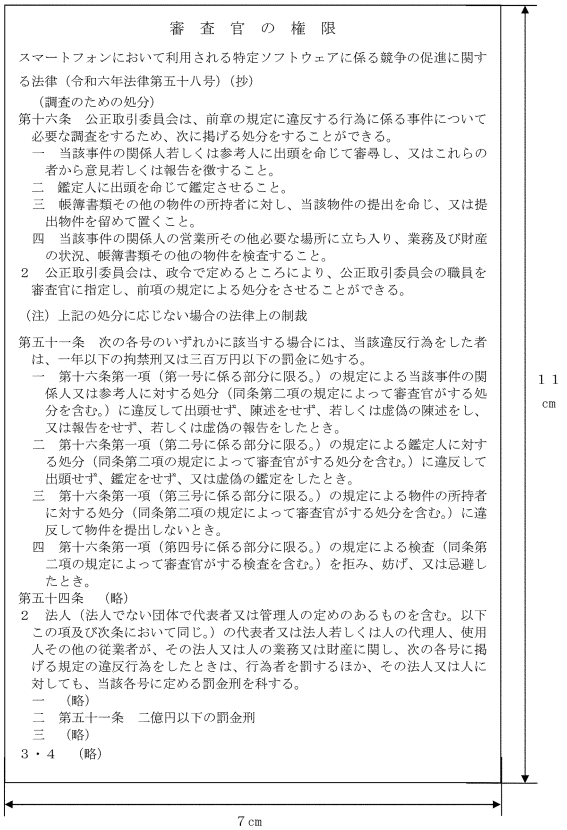
２　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一　（略）

二　第五十一条　二億円以下の罰金刑

三　（略）

３・４　（略）



３　添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

（様式第５号）

様式第５号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

排除措置計画の認定申請書

年　　月　　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

年　　月　　日付け公経デ第　　号を受けたところ、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第２３条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　排除措置の内容

以下に記載した内容を履行することを確約します。

２　排除措置の実施期限又は実施期間

［新設］

（様式第６号）

様式第６号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

排除措置計画の変更認定申請書

年　月　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

年第　　号で認定を受けた排除措置計画について、下記のとおり変更したいので、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第２３第８項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

１　変更事項の内容

変更前	変更後

２　変更が必要となる理由

○記載上の注意事項
下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

１　排除措置の内容
実施しようとする排除措置の内容を、できるだけ具体的に記載すること。

２　排除措置の実施期限又は実施期間
上記１で記載した排除措置の内容ごとに、それぞれ実施期限又は実施期間を記載すること。

３　添付書類
①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が法第２３条第３項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付すること。
例えば、排除措置の内容として、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿、法の遵守についての行動指針を作成する場合には当該行動指針の案、措置の内容の履行について客観的な監視を経るために委任した独立性のある第三者（外部専門家）の氏名又は名称、及び事務所の所在地、委任事項や権限等を明らかにした資料等を添付すること。
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付すること。

備考
１　様式において使用する用語であって、法又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和６年政令第３７６号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
２　本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記すること。
３　代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
４　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
５　本申請書には、ページ番号を記載すること。

［新設］

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

１　変更事項の内容

認定を受けた排除措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載すること。その際、変更した部分については、下線を引くこと。

２　変更が必要となる理由

認定を受けた排除措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載すること。

３　添付書類

①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が法第２３条第８項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付すること。

例えば、認定を受けた排除措置計画として今後違反被疑行為と同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を３か月延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付すること。

備考

１　様式において使用する用語であって、法又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和６年政令第３７６号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

２　本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記すること。

３　代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。

４　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。

５　本申請書には、ページ番号を記載すること。

３　添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

３　添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

（様式第７号）

様式第７号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

排除確保措置計画の認定申請書

年　月　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

年　月　日付け公経デ第　　号を受けたところ、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第２７条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　排除確保措置の内容

以下に記載した内容を履行することを確約します。

２　排除確保措置の実施期限又は実施期間

［新設］

（様式第８号）

様式第８号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

排除確保措置計画の変更認定申請書

年　　月　　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

年第　　号で認定を受けた排除確保措置計画について、下記のとおり変更したいので、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第２７条第７項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

１　変更事項の内容

変更前	変更後

２　変更が必要となる理由

○記載上の注意事項
下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

１　排除確保措置の内容
実施しようとする排除確保措置の内容を、できるだけ具体的に記載すること。

２　排除確保措置の実施期限
上記１で記載した排除確保措置の内容ごとに、それぞれ実施期限又は実施期間を記載すること。

３　添付書類
①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が法第２７条第３項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付すること。
例えば、排除確保措置の内容として、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿、法の遵守についての行動指針を作成する場合には当該行動指針の案、措置の内容の履行について客観的な監視を経るために委任した独立性のある第三者（外部専門家）の氏名又は名称、及び事務所の所在地、委任事項や権限等を明らかにした資料等を添付すること。
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付すること。

備考
１　様式において使用する用語であって、法又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和６年政令第３７６号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。
２　本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記すること。
３　代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。
４　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。
５　本申請書には、ページ番号を記載すること。

［新設］

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

1　変更事項の内容

認定を受けた排除確保措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引くこと。

2　変更が必要となる理由

認定を受けた排除確保措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載すること。

3　添付書類

①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他法第２７条第７項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付すること。

例えば、認定を受けた排除確保措置計画として今後違反被疑行為と同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除確保措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を３か月間延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付すること。

備考

1　様式において使用する用語であって、法又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和６年政令第３７６号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

2　本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記すること。

3　代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。

4　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。

5　本申請書には、ページ番号を記載すること。

3　添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

（様式第９号）

様式第９号

（裏面）

第　　号	督　促　状			
年度	（部）	（款）	（項）	（目）
一　般　会　計	金	円		
内閣府主管	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律に基づく課徴金			

指定期限　　年　　月　　日

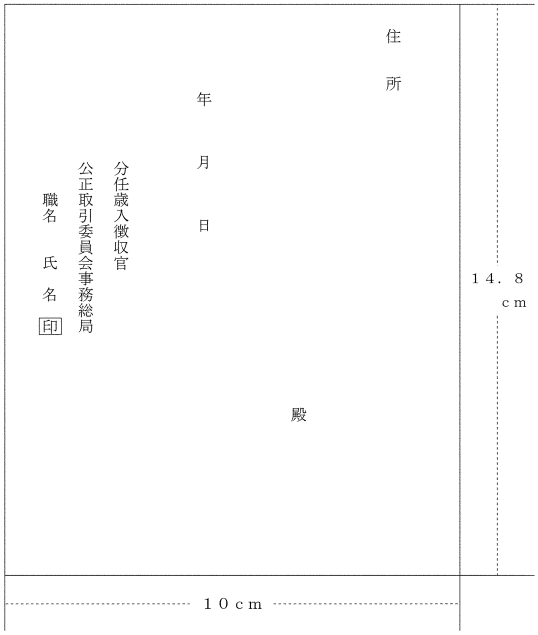
納付場所

さきに、貴殿に対して納入の告知をした上記の金額は、納期限（　　年　　月　　日）までに完納されておりませんので至急納付してください。指定期限を過ぎても完納しないときは、財産差押処分をします。

なお、納入告知書に記載したところにより計算した延滞金を併せて納付してください。ただし、この督促状が送達される前に完納している場合は、延滞金の納付の必要はありません。

備　考：　督促文は必要に応じて適宜修正することができる。

（表面）



［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（様式第10号）

様式第10号
（第１葉）

課徴金徴収職員証明書

写　真

第　　号

年　月　日発行

公正取引委員会事務総局
内閣府事務官　氏　名

年　月　日生

上記の者は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第４２条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第６９条第４項の規定により課徴金の納付命令に係る徴収金を国税滞納処分の例により徴収する職員であることを証する。

公正取引委員会　印

11 cm

7 cm

（第２葉）

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）（抄）

第四十二条　独占禁止法第四十三条、第四十三条の二、第四十九条から第六十二条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六から第七十条の九まで、第七十五条から第七十七条まで並びに第八十四条の二から第八十八条までの規定は、この法律に基づく公正取引委員会の職務及び訴訟に関する手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独占禁止法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第六十九条　公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

２・３　（略）

４　公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金を徴収することができる。

５　（略）

11 cm

7 cm

［新設］

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

（第二十八条第二項第二号に係る経過措置）

第二条　法の施行の際現に法第三条第一項の規定により指定されている特定ソフトウェア事業者に係る第二十八条第二項第二号の規定の適用については、同号中「当該指定事業者に係る指定が行われた日」とあり、及び「当該指定が行われた日」とあるのは、「法の施行の日」とする。

（第二十八条第六項に係る経過措置）

第三条　法の施行の際現に法第三条第一項の規定により指定されている特定ソフトウェア事業者に係る第二十八条第六項において読み替えて準用する同条第二項第二号の規定の適用については、同号中「当該指定事業者に係る指定が行われた日」とあり、及び「当該指定が行われた日」とあるのは、「法の施行の日」とする。

（経過措置）

第四条　法の施行の際現に法第三条第一項の規定により指定されている特定ソフトウェア事業者であって、当該指定を受けた日から起算して二月を経過している者に係る第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「年度の末日又は法第三条第一項の規定による指定を受けた日から二月以内」とあるのは、「法の施行の日」とする。

○公正取引委員会規則第七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年八月二十日　　公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（この規則の趣旨・定義） **第一条**　公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う意見聴取の手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百八条及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号。以下「スマホソフトウェア競争促進法」という。）第四十二条において準用する場合を含む。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 ２　［略］ （証拠の謄写の手続） **第十三条**　法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。 一　法第四十七条第一項第三号の規定により当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件 二　［略］ 三　法第四十七条第一項第一号の規定により当事者又はその従業員を審尋した場合におけるその公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項に規定する審尋調書及び当事者又はその従業員が任意に供述した場合におけるその同規則第十三条第一項に規定する供述調書 四　［略］	（この規則の趣旨・定義） **第一条**　公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う意見聴取の手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百八条において準用する場合を含む。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 ２　［同上］ （証拠の謄写の手続） **第十三条**　法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。 一　法第四十七条第一項第三号の規定により当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件 二　［同上］ 三　法第四十七条第一項第一号の規定により当事者又はその従業員を審尋した場合におけるその公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項に規定する審尋調書及び当事者又はその従業員が任意に供述した場合におけるその同規則第十三条第一項に規定する供述調書 四　［同上］

２　第一項第一号及び第三号の規定は、スマホソフトウェア競争促進法第四十二条において準用する法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについて準用する。この場合において、第一項第一号中「法第四十七条第一項第三号」とあるのは「スマホソフトウェア競争促進法第十六条第一項第三号」と、同項第三号中「法第四十七条第一項第一号」とあるのは「スマホソフトウェア競争促進法第十六条第一項第一号」と、「公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）第四十一条第一項」と、「第十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」とそれぞれ読み替えるものとする。

３　前条の規定は、法第五十二条第一項及び第二項の謄写について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［項を加える。］

附　則

この規則は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第八百二十一号

中部国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　中部国際空港株式会社　愛知県常滑市セントレア一丁目一番地

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　中部国際空港飛行場灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　中部国際空港内　愛知県常滑市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路中心線灯	発光ダイオード、航空緑、航空黄の不動光	航空緑二百カンデラ、航空黄二百カンデラ	誘導路中心線上並びに滑走路及びエプロンへの出入経路上
（略）			

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
誘導路中心線灯	白熱電灯、航空緑、航空黄の不動光	航空緑二百カンデラ、航空黄二百カンデラ	誘導路中心線上並びに滑走路及びエプロンへの出入経路上
（略）			

附　則

この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大畑川

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県遠野市上郷町平倉の区域内の土地のうち、次の一点から七十八点までを順次結んだ線及び一点と七十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39°15′21.5157″	141°35′40.6512″
2	39°15′21.4051″	141°35′40.6520″
3	39°15′21.3504″	141°35′40.6856″
4	39°15′20.9627″	141°35′40.6856″
5	39°15′20.8928″	141°35′40.6461″
6	39°15′20.6631″	141°35′40.7058″
7	39°15′20.6538″	141°35′40.7725″
8	39°15′20.5541″	141°35′40.8887″
9	39°15′20.4625″	141°35′40.9565″
10	39°15′20.3743″	141°35′41.0218″
11	39°15′20.1989″	141°35′41.0457″
12	39°15′20.0600″	141°35′41.0612″
13	39°15′19.5846″	141°35′41.3685″
14	39°15′19.4680″	141°35′41.4866″
15	39°15′19.5712″	141°35′41.6631″
16	39°15′19.5534″	141°35′41.7905″
17	39°15′19.5219″	141°35′42.1315″
18	39°15′19.7728″	141°35′42.0808″
19	39°15′19.8642″	141°35′42.0905″
20	39°15′19.9835″	141°35′42.2713″
21	39°15′20.0845″	141°35′42.4243″
22	39°15′20.1789″	141°35′42.5676″
23	39°15′20.1714″	141°35′42.6851″
24	39°15′19.9569″	141°35′43.2312″
25	39°15′19.8917″	141°35′43.2962″
26	39°15′19.4670″	141°35′43.5805″
27	39°15′19.4372″	141°35′43.5974″
28	39°15′19.3130″	141°35′43.6489″
29	39°15′19.1533″	141°35′43.6964″
30	39°15′18.9890″	141°35′43.7282″
31	39°15′18.8181″	141°35′43.7372″
32	39°15′18.6447″	141°35′43.7329″
33	39°15′18.4886″	141°35′43.7917″
34	39°15′18.3411″	141°35′43.8794″
35	39°15′18.3030″	141°35′43.9614″
36	39°15′18.2423″	141°35′43.9490″
37	39°15′18.1756″	141°35′43.9061″
38	39°15′17.8020″	141°35′44.3740″
39	39°15′17.6717″	141°35′44.5028″
40	39°15′17.5045″	141°35′44.5413″
41	39°15′17.3192″	141°35′44.5402″
42	39°15′17.1902″	141°35′44.4030″
43	39°15′17.1011″	141°35′44.2247″
44	39°15′16.9774″	141°35′44.2399″
45	39°15′16.9195″	141°35′44.1115″
46	39°15′16.9736″	141°35′44.0097″
47	39°15′17.1548″	141°35′43.9616″
48	39°15′17.2442″	141°35′43.8838″
49	39°15′17.3648″	141°35′44.0408″
50	39°15′17.3820″	141°35′44.0979″
51	39°15′17.4712″	141°35′44.1164″
52	39°15′17.5577″	141°35′44.0349″
53	39°15′17.6323″	141°35′43.8316″
54	39°15′17.6531″	141°35′43.7032″
55	39°15′17.8696″	141°35′43.3727″
56	39°15′17.9794″	141°35′43.2374″
57	39°15′17.9548″	141°35′42.9610″
58	39°15′18.0606″	141°35′42.9222″
59	39°15′18.2213″	141°35′42.8784″
60	39°15′18.3869″	141°35′42.8542″
61	39°15′18.5392″	141°35′42.7820″
62	39°15′18.6673″	141°35′42.7338″
63	39°15′18.7454″	141°35′42.6602″
64	39°15′18.9313″	141°35′42.4900″
65	39°15′19.0671″	141°35′42.2696″
66	39°15′19.0294″	141°35′42.2187″
67	39°15′19.0291″	141°35′41.9966″
68	39°15′19.1554″	141°35′41.7107″
69	39°15′19.2031″	141°35′41.5645″
70	39°15′19.2791″	141°35′41.4012″
71	39°15′19.3631″	141°35′41.2790″
72	39°15′19.4765″	141°35′41.1761″
73	39°15′20.2440″	141°35′40.6748″
74	39°15′20.5914″	141°35′40.4815″
75	39°15′20.6998″	141°35′40.4376″
76	39°15′20.8081″	141°35′40.3998″
77	39°15′20.8965″	141°35′40.3904″
78	39°15′21.5275″	141°35′40.4408″

○国土交通省告示第八百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大浦の沢（三）

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県下閉伊郡山田町船越の区域内の土地のうち、次の一点から百三点までを順次結んだ線及び一点と百三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39°27′00.4557″	142°00′26.8017″
2	39°27′00.4773″	142°00′26.7340″
3	39°27′00.7811″	142°00′26.7745″
4	39°27′01.6593″	142°00′26.1644″
5	39°27′02.1435″	142°00′26.0216″
6	39°27′02.3869″	142°00′26.0894″
7	39°27′02.5950″	142°00′26.2641″
8	39°27′02.9435″	142°00′26.7247″
9	39°27′03.2385″	142°00′27.0084″
10	39°27′03.3993″	142°00′27.4424″
11	39°27′03.3775″	142°00′27.9435″
12	39°27′03.1318″	142°00′28.4801″
13	39°27′02.9942″	142°00′29.1845″
14	39°27′02.8826″	142°00′29.7194″
15	39°27′02.7362″	142°00′30.3636″
16	39°27′02.6725″	142°00′30.8114″
17	39°27′02.6958″	142°00′31.0493″
18	39°27′02.7557″	142°00′31.0855″
19	39°27′02.7121″	142°00′31.2055″
20	39°27′02.7946″	142°00′32.2129″

21	39°27′03.3563″	142°00′34.3730″
22	39°27′03.5691″	142°00′34.8742″
23	39°27′03.6916″	142°00′35.3399″
24	39°27′04.2391″	142°00′36.6264″
25	39°27′05.2144″	142°00′37.5533″
26	39°27′05.2967″	142°00′37.8555″
27	39°27′05.2692″	142°00′38.1405″
28	39°27′05.0534″	142°00′38.3143″
29	39°27′05.4238″	142°00′39.0312″
30	39°27′05.7317″	142°00′39.5951″
31	39°27′05.7545″	142°00′39.6355″
32	39°27′05.7759″	142°00′39.6675″
33	39°27′05.8180″	142°00′39.7246″
34	39°27′05.8808″	142°00′39.7955″
35	39°27′06.2901″	142°00′40.1449″
36	39°27′06.6846″	142°00′40.3135″
37	39°27′07.0763″	142°00′40.6814″
38	39°27′06.8604″	142°00′40.6991″
39	39°27′06.3226″	142°00′40.5681″
40	39°27′05.8440″	142°00′40.3872″
41	39°27′05.6443″	142°00′40.3226″
42	39°27′05.4849″	142°00′40.4510″
43	39°27′05.5175″	142°00′41.0062″
44	39°27′05.5448″	142°00′41.2321″
45	39°27′05.6969″	142°00′41.6855″
46	39°27′05.7252″	142°00′42.0355″
47	39°27′05.6228″	142°00′43.1176″
48	39°27′05.5506″	142°00′43.4845″
49	39°27′05.3669″	142°00′43.9716″
50	39°27′05.3246″	142°00′43.9771″
51	39°27′05.2108″	142°00′43.4824″
52	39°27′05.1709″	142°00′43.1974″
53	39°27′05.1808″	142°00′42.9179″
54	39°27′05.0995″	142°00′42.6103″
55	39°27′04.9444″	142°00′42.3302″
56	39°27′04.7540″	142°00′41.7489″
57	39°27′04.6657″	142°00′41.3882″
58	39°27′04.2794″	142°00′40.7859″
59	39°27′04.1975″	142°00′40.2161″
60	39°27′04.1676″	142°00′40.0079″
61	39°27′04.1022″	142°00′39.7191″
62	39°27′03.9119″	142°00′39.2349″
63	39°27′03.4636″	142°00′39.2182″
64	39°27′03.3712″	142°00′39.0241″
65	39°27′03.9186″	142°00′38.3841″
66	39°27′03.8757″	142°00′38.0146″
67	39°27′03.4488″	142°00′37.7779″
68	39°27′03.0477″	142°00′37.5718″
69	39°27′02.5832″	142°00′37.0244″
70	39°27′02.3313″	142°00′36.7947″
71	39°27′02.1733″	142°00′36.7921″
72	39°27′01.9994″	142°00′36.5966″
73	39°27′01.8544″	142°00′36.8394″
74	39°27′01.6812″	142°00′36.7355″
75	39°27′01.3907″	142°00′36.7978″
76	39°27′01.4058″	142°00′36.2644″
77	39°27′01.2027″	142°00′35.9697″
78	39°27′01.3664″	142°00′35.5592″
79	39°27′01.2122″	142°00′35.3007″
80	39°27′01.3427″	142°00′35.0473″
81	39°27′01.3842″	142°00′34.6495″
82	39°27′01.4534″	142°00′34.6018″
83	39°27′01.4124″	142°00′34.4963″
84	39°27′01.9122″	142°00′34.4388″
85	39°27′02.3000″	142°00′34.1969″
86	39°27′02.4796″	142°00′33.4236″
87	39°27′02.5193″	142°00′33.2464″
88	39°27′02.4621″	142°00′32.9409″
89	39°27′02.3324″	142°00′32.3946″
90	39°27′02.2026″	142°00′31.6971″
91	39°27′02.2098″	142°00′31.1958″
92	39°27′02.2939″	142°00′30.2521″
93	39°27′02.6113″	142°00′29.5184″
94	39°27′02.8505″	142°00′27.9183″
95	39°27′02.8357″	142°00′27.4312″
96	39°27′02.7686″	142°00′27.1007″
97	39°27′02.1046″	142°00′26.6280″
98	39°27′01.9797″	142°00′26.6026″
99	39°27′01.6133″	142°00′26.7076″
100	39°27′01.0359″	142°00′27.1916″
101	39°27′00.9515″	142°00′27.3289″
102	39°27′00.8278″	142°00′27.1114″
103	39°27′00.5465″	142°00′26.8519″

○国土交通省告示第八百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

足間沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県榛原郡川根本町田野口、同町徳山、同町壱町河内及び同町下泉の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第六百九十号で指定した足間沢に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°03′03.9265″	138°05′47.3288″
2	35°03′03.9423″	138°05′48.2718″
3	35°03′04.2110″	138°05′49.6553″
4	35°03′04.4733″	138°05′50.1445″
5	35°03′02.7685″	138°05′52.0212″
6	35°03′04.0641″	138°05′56.0063″
7	35°03′03.5298″	138°06′09.8757″
8	35°03′07.2252″	138°06′21.6138″
9	35°03′03.2843″	138°06′42.5129″
10	35°03′04.2575″	138°06′46.0488″
11	35°03′09.8205″	138°06′52.9138″
12	35°03′10.4090″	138°07′01.6745″
13	35°03′07.7270″	138°07′01.8382″
14	35°02′52.6144″	138°06′58.6334″
15	35°02′38.4156″	138°06′40.5079″
16	35°02′29.3913″	138°06′30.4610″
17	35°02′31.9093″	138°06′24.7739″
18	35°02′26.8012″	138°06′14.6526″
19	35°02′20.3878″	138°06′04.1372″
20	35°02′27.5696″	138°05′55.0192″

21	35°02′36.8849″	138°05′56.3634″
22	35°02′44.9953″	138°05′58.5932″
23	35°02′57.4741″	138°05′52.4920″
24	35°02′59.2302″	138°05′51.0385″
25	35°03′02.2970″	138°05′49.7840″
26	35°03′03.4395″	138°05′47.2458″

○国土交通省告示第八百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丸根谷

二　砂防法第二条の土地の表示

愛知県岡崎市滝町の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十四年内務省告示第四十六号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34°58′47.3811″	137°12′07.8280″
2	34°58′48.2305″	137°12′10.7941″
3	34°58′46.0365″	137°12′12.5395″
4	34°58′44.6406″	137°12′12.5478″
5	34°58′44.6467″	137°12′10.3515″
6	34°58′45.8340″	137°12′08.0861″
7	34°58′46.5111″	137°12′07.5787″

○国土交通省告示第八百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

飯盛川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県海南市冷水の区域内の土地のうち、次の一点から八十五点までを順次結んだ線及び一点と八十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°08′19.8936″	135°11′17.3135″
2	34°08′19.6175″	135°11′17.8241″
3	34°08′19.1738″	135°11′18.0821″
4	34°08′19.1918″	135°11′17.2634″
5	34°08′18.6628″	135°11′16.8454″
6	34°08′18.2443″	135°11′16.6821″
7	34°08′17.9267″	135°11′16.5118″
8	34°08′18.5404″	135°11′16.3355″
9	34°08′19.3417″	135°11′16.4366″
10	34°08′19.3802″	135°11′16.1660″
11	34°08′19.8363″	135°11′16.2241″
12	34°08′20.2513″	135°11′15.9195″
13	34°08′20.4206″	135°11′16.1140″
14	34°08′20.2249″	135°11′16.7534″
15	34°08′20.6379″	135°11′17.1356″
16	34°08′20.4705″	135°11′17.4522″
17	34°08′21.0150″	135°11′18.3365″
18	34°08′21.8763″	135°11′20.9937″
19	34°08′24.9825″	135°11′21.2422″
20	34°08′25.6629″	135°11′23.1525″
21	34°08′26.7296″	135°11′21.5985″
22	34°08′27.4300″	135°11′21.7739″
23	34°08′27.7331″	135°11′22.3580″
24	34°08′28.0221″	135°11′24.8144″
25	34°08′27.9050″	135°11′25.6995″
26	34°08′27.1632″	135°11′26.7117″
27	34°08′26.4815″	135°11′27.1258″
28	34°08′26.4780″	135°11′27.1261″
29	34°08′26.1688″	135°11′27.5507″
30	34°08′26.1286″	135°11′28.0533″
31	34°08′26.1580″	135°11′28.6377″
32	34°08′26.1548″	135°11′29.2234″
33	34°08′26.1531″	135°11′29.6929″
34	34°08′26.0884″	135°11′29.6998″
35	34°08′26.0990″	135°11′29.7766″
36	34°08′26.1224″	135°11′29.9843″
37	34°08′26.1450″	135°11′30.1216″
38	34°08′26.2333″	135°11′30.2548″
39	34°08′26.3688″	135°11′30.3529″
40	34°08′26.4884″	135°11′30.4182″
41	34°08′26.6239″	135°11′30.4880″
42	34°08′26.8797″	135°11′30.5698″
43	34°08′27.1069″	135°11′30.5637″
44	34°08′27.9022″	135°11′30.4061″
45	34°08′28.0905″	135°11′30.3062″
46	34°08′28.0914″	135°11′30.4715″
47	34°08′28.0894″	135°11′30.5227″
48	34°08′27.7665″	135°11′30.7026″
49	34°08′27.5125″	135°11′30.6826″
50	34°08′26.8071″	135°11′30.7357″
51	34°08′26.0442″	135°11′30.3314″
52	34°08′25.9761″	135°11′29.6059″
53	34°08′25.9648″	135°11′27.5761″
54	34°08′27.4151″	135°11′25.4054″
55	34°08′27.1118″	135°11′22.2459″
56	34°08′26.4328″	135°11′23.3638″
57	34°08′26.0962″	135°11′23.7177″
58	34°08′25.6356″	135°11′23.6640″
59	34°08′25.2205″	135°11′23.1607″
60	34°08′24.4186″	135°11′21.8447″
61	34°08′23.5123″	135°11′22.1273″
62	34°08′23.1589″	135°11′23.6793″
63	34°08′23.9258″	135°11′25.1979″
64	34°08′23.6597″	135°11′26.0899″
65	34°08′22.2717″	135°11′26.7340″
66	34°08′22.0833″	135°11′26.6875″
67	34°08′21.2029″	135°11′25.1099″
68	34°08′20.9401″	135°11′25.0363″
69	34°08′20.2023″	135°11′25.5736″
70	34°08′18.8905″	135°11′24.6820″
71	34°08′18.9546″	135°11′24.4488″
72	34°08′19.7365″	135°11′24.3784″
73	34°08′19.9054″	135°11′23.9487″
74	34°08′20.0712″	135°11′23.8799″
75	34°08′20.6833″	135°11′24.3481″
76	34°08′21.0215″	135°11′24.1535″
77	34°08′21.2099″	135°11′24.6271″
78	34°08′23.2904″	135°11′25.5659″
79	34°08′23.3576″	135°11′25.2973″
80	34°08′21.1165″	135°11′21.7933″
81	34°08′21.3407″	135°11′21.0030″
82	34°08′20.7711″	135°11′21.0016″

83	34° 08′ 20.7373″	135° 11′ 20.8115″
84	34° 08′ 21.1987″	135° 11′ 20.5573″
85	34° 08′ 20.7898″	135° 11′ 18.7409″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇杉谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県日高郡印南町大字印南の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 49′ 08.1387″	135° 13′ 23.4896″
2	33° 49′ 08.1447″	135° 13′ 23.5319″
3	33° 49′ 07.9653″	135° 13′ 23.8051″
4	33° 49′ 07.9288″	135° 13′ 25.1804″
5	33° 49′ 07.7665″	135° 13′ 25.7276″
6	33° 49′ 08.4054″	135° 13′ 26.5624″
7	33° 49′ 08.4482″	135° 13′ 27.0832″
8	33° 49′ 06.8850″	135° 13′ 27.7372″
9	33° 49′ 05.7437″	135° 13′ 26.5951″
10	33° 49′ 05.6529″	135° 13′ 26.0401″
11	33° 49′ 07.1758″	135° 13′ 25.3748″
12	33° 49′ 07.4943″	135° 13′ 25.5642″
13	33° 49′ 07.6866″	135° 13′ 25.0619″
14	33° 49′ 07.6883″	135° 13′ 23.9270″
15	33° 49′ 07.7994″	135° 13′ 23.7946″
16	33° 49′ 07.7339″	135° 13′ 23.5743″

○国土交通省告示第八百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千之尾川

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県久留米市田主丸町竹野の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和六年国土交通省告示第四百十四号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 18′ 55.3820″	130° 39′ 40.3282″
2	33° 18′ 51.3429″	130° 39′ 44.9328″
3	33° 18′ 50.7392″	130° 39′ 45.2649″
4	33° 18′ 51.4237″	130° 39′ 42.1581″
5	33° 18′ 47.7438″	130° 39′ 38.2255″
6	33° 18′ 48.3587″	130° 39′ 36.8513″

○国土交通省告示第八百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

紅葉川

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市市ノ瀬町の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37° 21′ 03.2273″	136° 54′ 44.1709″
2	37° 21′ 02.7152″	136° 54′ 45.3775″
3	37° 21′ 01.8937″	136° 54′ 46.2735″
4	37° 20′ 56.6737″	136° 54′ 48.3635″
5	37° 20′ 50.8343″	136° 54′ 53.5206″
6	37° 20′ 48.2428″	136° 54′ 56.7729″
7	37° 20′ 47.2405″	136° 55′ 00.7431″
8	37° 20′ 46.6783″	136° 55′ 02.2262″
9	37° 20′ 43.0934″	136° 55′ 04.7959″
10	37° 20′ 42.5617″	136° 55′ 03.9567″
11	37° 20′ 44.1559″	136° 55′ 00.6341″
12	37° 20′ 44.7177″	136° 54′ 56.9498″
13	37° 20′ 46.5783″	136° 54′ 52.4679″
14	37° 20′ 44.2718″	136° 54′ 51.4458″
15	37° 20′ 43.1067″	136° 54′ 51.4831″
16	37° 20′ 39.2930″	136° 54′ 52.9870″
17	37° 20′ 35.7716″	136° 54′ 52.8096″
18	37° 20′ 34.1415″	136° 54′ 49.8927″
19	37° 20′ 30.8712″	136° 54′ 47.8708″
20	37° 20′ 30.2866″	136° 54′ 45.7323″
21	37° 20′ 30.1554″	136° 54′ 42.9401″
22	37° 20′ 31.3535″	136° 54′ 41.9338″
23	37° 20′ 33.1318″	136° 54′ 41.5323″
24	37° 20′ 40.4894″	136° 54′ 40.8907″
25	37° 20′ 50.1738″	136° 54′ 38.1305″
26	37° 20′ 55.4896″	136° 54′ 39.2033″
27	37° 21′ 01.7800″	136° 54′ 42.2146″
28	37° 21′ 03.0883″	136° 54′ 42.9439″

○国土交通省告示第八百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県鳥取市横枕

字立岩谷　二七二番一

三九七番

三九七番地先無番地

三九八番から四〇三番まで

四〇三番一

四〇四番

四〇四番一

四〇五番一から四〇五番三まで

四〇六番から四〇九番まで

四〇九番一

四一〇番及び四一一番

五二二番から五三一番まで

五三二番一及び五三二番二

五三三番及び五三四番

三七一番から三七三番まで

三七五番から三七八番まで

三七八番地先無番地

三七九番及び三八〇番

三八〇番地先無番地

三八一番及び三八二番

三九六番

字奥谷口

三八二番及び三八四番

字奥谷

三八五番及び三八六番

三八六番一

三八七番及び三八八番

三八八番一

三八九番及び三九〇番

三九〇番一

三九一番

三九一番一

三九二番

三九二番一

三九三番一から三九三番三まで

三九四番及び三九五番

三九五番一

五四三番から五四九番まで

五五〇番一及び五五〇番二

五五一番から五五七番まで

字大谷

字高山南平　五一六番から五一八番まで
字高山西平　五一九番から五二一番まで
字平尾　五三五番から五四二番まで
字弥次郎畑　五五八番から五六八番まで
五六九番一及び五六九番二
五七〇番から五七六番まで
五七七番から五八一番まで
字奥谷平　五七七番から五八一番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市横枕
字屋敷上分　四三〇番　地先道路敷　一号
四三〇番　二号
四二五番一　三号及び三十二号
四二六番　四号から六号まで、三十号及び三十一号
四一三番　七号及び二十八号
四一二番　二十七号
四一五番一　二十九号
四二六番一　三十三号
字土居上　五八五番一　八号から十号まで
字屋敷下分　三六四番　十一号及び二十三号
三六三番　十二号及び十九号
三六二番　二十号から二十二号まで
三六七番三　二十四号
三六七番二　二十五号及び二十六号
字高山南平　五一五番　十三号及び十六号から十八号まで
五一六番　十四号及び十五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
江浪谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和二年国土交通省告示第千三百五十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県八頭郡若桜町大字吉川
字江ナミ谷　一三四五番一　一号及び四号
一三一八番一一七　二号
一三一八番三〇二　三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
椋波下谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
鳥取県倉吉市椋波
字屋敷通　三一一番一
三一四番及び三一五番
字小谷　三一八番一及び三一八番二
三二一番及び三二二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県倉吉市椋波
字屋敷通　三一一番三　一号
三一三番　八号
三一二番　九号
二八八番　十号
二九六番一三　十一号から十三号まで
二九六番七　十四号
地先道路敷　十五号
二九八番二　十六号
二九七番　二号から四号まで
字小谷　三二〇番　五号
三二二番　六号及び七号
三一八番一　六号及び七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坪谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第百八号で指定した坪谷川に掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県東伯郡三朝町大字坂本
字高下平　二一六八番　一号
地先河川敷
字上坪谷　六六五番二　二号から五号まで
六六五番五　六号及び七号
字鼻操岩　五八七番一　八号
字葛野　四六〇番一　九号及び十号
四四三番　十一号から十三号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
妙法寺川

(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から三十
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十
五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十
五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭
字五駄背　六八四番二　一号及び三十五号
字妙法寺下タ　八五七番四　二号
八五八番　三号
八六一番三　四号
八六八番　五号
八六八番一　六号
八七〇番二　七号
八六八番二　三十一号
八六一番四　三十二号
八五八番三　三十三号
八五七番一六　三十四号
八七六番二　八号
八九五番六　九号
八九五番三　十号
八九二番一　十一号及び十二号
九四四番一　二十六号
九四六番一　二十七号
九四六番二　二十八号
八七六番三　二十九号
二三三四番三　十三号
二三二八番一　十四号
二三一七番一　十五号
二四六九番　十六号から二十号まで及び二十三号
字妙法寺下モ平
字小松谷奥
字タドコ
字ネジレ
字大迫　二四七〇番　二十一号及び二十二号
字壽ヶ谷　二三八二番二　二十四号
字妙法寺上平　二三六八番　二十五号
字上市宮ノ前　九六九番一　三十号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡智頭町大字三吉
字中河原　四五五二番三　一号
四五五番二　三十七号
字水掛ケ　九七三番　二号

字上土居　九六五番　三号
字香賀　二二九番一　四号
字蔭平　九五八番　五号
字カゲ　七四四番　六号
二六三番四　七号
二六四番　八号
二六五番　九号
二七二番一　二十五号
二六九番一　二十六号
二六七番　二十七号
二六六番　二十八号
字カツラ迫　七三六番一　十号から十二号まで
字カマ谷　七二七番　十三号
字上堂ノ尾　二七八番　十四号
字アシガタ　二七六番一　十五号
七〇八番一　十六号から十九号まで
字梶屋垣内　三〇九番四　二十号
地先道路敷　三〇四番二　二十一号及び二十二号
字ヒナタ　六八一番一　二十三号
六八一番二　二十四号
字五郎兵衛元　二四二番一　二十九号
九四二番　三十号
九三六番　三十一号
地先道路敷
字土居　二三三番一　三十二号
字大森ノ下　一七六番五　三十三号
字大森ノ前　一八二番二　三十四号
字畷ノ上へ　一八三番一　三十五号
一九三番一　三十六号

〇国土交通省告示第八百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
令和七年八月二十日　国土交通大臣　中野　洋昌
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
妙法寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和五十二年建設省告示第三百五十三号で指定した同号七に掲げる土地の区域
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十四年建設省告示第二千六百十五号で指定した山田川に掲げる土地の区域

官報告示

産業

日本産業規格

令和７年８月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年８月20日　　経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

工作機械―環境評価―第４部：鍛圧機械及びレーザ加工機のエネルギー効率に関する試験の原則	Ｂ0955―４

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

火災危険性試験―電気・電子―第１―12部：電気・電子製品の火災危険性評価指針―火災安全工学	Ｃ60695―１―12
火災危険性試験―電気・電子―第１―20部：電気・電子製品の火災危険性評価指針―着火性―一般指針	Ｃ60695―１―20
光ファイバセンサ―第２－２部：温度測定―分布型センシング	Ｃ61757―２―２
製品の加速試験方法	Ｃ62506
情報技術―人工知能―マネジメントシステム	Ｑ42001
情報技術―用語―バイオメトリクス	Ｘ0037
トラストワージネス―用語	Ｘ0061
汎用情報配線設備―第４部：単独居住者用住宅	Ｘ5150―４
汎用情報配線設備―第５部：データセンター	Ｘ5150―５
モノのインターネット（IoT）及びデジタルツイン―用語	Ｘ20924

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

工作機械試験方法通則―第10部：数値制御工作機械に取り付けたプロービングシステムの測定性能評価方法	Ｂ6190―10
模型によるポンプ性能試験方法	Ｂ8327
レーザ製品の安全―クラス分け及び要求事項	Ｃ6802
太陽光発電用語	Ｃ8960
地上設置の太陽電池（ＰＶ）モジュール―設計適格性確認及び型式認証―第１部：試験要求事項	Ｃ61215―１
地上設置の太陽電池（ＰＶ）モジュール―設計適格性確認及び型式認証―第１－１部：結晶シリコン太陽電池（ＰＶ）モジュールの試験に関する特別要求事項	Ｃ61215―１－１
地上設置の太陽電池（ＰＶ）モジュール―設計適格性確認及び型式認証―第１－２部：薄膜テルル化カドミウム（CdTe）太陽電池（ＰＶ）モジュールの試験に関する特別要求事項	Ｃ61215―１－２
地上設置の太陽電池（ＰＶ）モジュール―設計適格性確認及び型式認証―第１－３部：薄膜非晶質系シリコン太陽電池（ＰＶ）モジュールの試験に関する特別要求事項	Ｃ61215―１－３
地上設置の太陽電池（ＰＶ）モジュール―設計適格性確認及び型式認証―第１－４部：薄膜ＣＩＳ系太陽電池（ＰＶ）モジュールの試験に関する特別要求事項	Ｃ61215―１－４
地上設置の太陽電池（ＰＶ）モジュール―設計適格性確認及び型式認証―第２部：試験方法	Ｃ61215―２
ファシリティマネジメント―マネジメントシステム―要求事項及び利用の手引	Ｑ41001
光学及びフォトニクス―光学材料及び部品―レーザ干渉法による光学ガラスの均質度の測定方法	Ｒ3252

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

電子機器用固定コンデンサ―第11部：品種別通則：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ	Ｃ5101―11
電子機器用固定抵抗器―第８部：品種別通則：表面実装用固定抵抗器	Ｃ5201―８
電子機器用可変抵抗器―第３部：品種別通則：回転形精密級可変抵抗器	Ｃ5260―３
電気・電子機器用コネクタ―試験及び測定―第１―100部：一般―ＪＩＳＣ　5402規格群一覧	Ｃ5402―１―100
電気・電子機器用コネクタ―試験及び測定―第23―３部：スクリーニング及びフィルタリング試験―試験23ｃ：コネクタ及びアクセサリのシールド効果	Ｃ5402―23―３
光ファイバ形分散補償器	Ｃ5916―３
光増幅器―測定方法―第３－２部：雑音指数パラメータ―電気スペクトラムアナライザ試験方法	Ｃ6122―３－２
光増幅器―測定方法―第４－１部：過渡パラメータ―二波長法を用いた利得パラメータ測定	Ｃ6122―４－１
光増幅器―測定方法―第４－３部：過渡パラメータ―パワー制御単一チャネル光増幅器のパワーパラメータ測定	Ｃ6122―４－３
環境試験方法―電気・電子―第２―14部：温度変化試験方法（試験記号：Ｎ）	Ｃ60068―２―14
環境試験方法―電気・電子―第２―17部：封止（気密性）試験方法（試験記号：Ｑ）	Ｃ60068―２―17
環境試験方法―電気・電子―第３－４部：支援文書及び指針―高温高湿試験	Ｃ60068―３－４
環境条件の分類―第３－４部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類―屋外固定使用の条件	Ｃ60721―３－４
情報技術―サービスマネジメント―第１部：サービスマネジメントシステム要求事項	Ｑ20000―１
セキュリティ及びレジリエンス―事業継続マネジメントシステム―要求事項	Ｑ22301
システム及びソフトウェア技術―システムライフサイクルプロセス	Ｘ0170
カード及び個人識別用セキュリティデバイス―試験方法―第１部：一般的特性	Ｘ6305―１

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（認定機関　一般財団法人　日本規格協会　申出）

集積回路用語	Ｃ5610
環境試験方法―電気・電子―大気腐食に対する加速試験―指針	Ｃ60355
環境試験方法（電気・電子）ヒータによる不完全接続耐火性試験方法	Ｃ60695―２－３
静電気―第３－２部：静電気の影響をシミュレーションする方法―マシンモデル（ＭＭ）の静電気放電試験波形	Ｃ61340―３－２
図書館相互貸借応用のサービス定義	Ｘ0808
図書館相互貸借応用のプロトコル仕様―第１部：プロトコル仕様	Ｘ0809
トピックマップ―第４部：正準化	Ｘ4157―４
ＸＭＬ文書へのグリフ識別子の埋込み	Ｘ4166
近距離通信ワイヤード　インタフェース（ＮＦＣ―ＷＩ）	Ｘ5215
印刷工程管理のためのデータベース構造モデル及び制御パラメタの符号化―第１部：構造モデル及びデータベース記述書式	Ｘ9206―１

諸事項

公告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人造幣局令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人造幣局令和６事業年度財務諸表について、次のとおり公告します。

令和７年８月20日

大阪府大阪市北区天満１丁目１番79号
独立行政法人造幣局
理事長　平井　康夫

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
Ⅰ　流動資産			Ⅰ　流動負債		
現金及び預金		9,985,311,913	預り寄附金（注１）		1,450,000
有価証券		17,200,000,000	買掛金		1,356,687
売掛金		2,209,149,379	未払金		1,503,942,649
製造済貨幣		608,998,209	国庫納付金未払金		3,076,368,665
製品		999,356,128	未払消費税等		625,892,036
原材料		6,538,808,793	未払費用		61,516,942
部分品		24,954,054	前受金		124,623,035
仕掛品		5,054,822,258	預り金		36,107,099
貯蔵品		510,495,298	引当金		
未収収益		33,367,748	賞与引当金	505,173,818	505,173,818
未収金		162,799,337	システム更新作業中止に伴う損害引当金		70,860,800
その他の流動資産		350,942,089	その他の流動負債		1,539,769
流動資産合計		43,679,005,206	流動負債合計		6,008,831,500
Ⅱ　固定資産			Ⅱ　固定負債		
１　有形固定資産			資産見返負債（注１）		
建物	31,346,464,557		資産見返寄附金	107,263,481	
減価償却累計額	20,175,215,600		資産見返目的積立金	180,692,099	287,955,580
減損損失累計額	5,875,087	11,165,373,870	長期預り寄附金（注１）		26,451,571
構築物	3,200,484,138		引当金		
減価償却累計額	2,675,277,536		退職給付引当金	9,465,119,820	
減損損失累計額	8,632,426	516,574,176	環境安全対策引当金	52,000,000	
機械装置	29,735,521,307		システム更新作業中止に伴う損害引当金	296,583,542	9,813,703,362
減価償却累計額	24,293,791,543				
減損損失累計額	152,041,873	5,289,687,891	固定負債合計		10,128,110,513
車両運搬具	161,792,129				
減価償却累計額	135,618,200	26,173,929	負　債　合　計		16,136,942,013

工具器具備品	5,541,990,982		（純資産の部）		
減価償却累計額	4,201,818,265		Ⅰ　資本金		
減損損失累計額	8,010,409	1,332,162,308	政府出資金		51,126,766,948
土地		27,772,251,604	資本金合計		51,126,766,948
立木		352,618,683	Ⅱ　資本剰余金		
建設仮勘定		34,000,000	資本剰余金		1,091,095,000
その他の有形固定資産		194,462,232	その他行政コスト累計額（注１）		
有形固定資産合計		46,683,304,693	除売却差額相当累計額	202,538,007	202,538,007
２　無形固定資産			資本剰余金合計		1,293,633,007
ソフトウェア		691,905,542	Ⅲ　利益剰余金		
その他の無形固定資産		494,000	前事業年度繰越積立金（注１）		29,042,021,629
無形固定資産合計		692,399,542	当期未処分利益		655,345,844
３　投資その他の資産			（うち当期総利益）		(655,345,844)
投資有価証券		7,200,000,000	利益剰余金合計		29,697,367,473
投資その他の資産合計		7,200,000,000			
固定資産合計		54,575,704,235	純　資　産　合　計		82,117,767,428
資　産　合　計		98,254,709,441	負 債 純 資 産 合 計		98,254,709,441

（注記事項）
1　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。
2　その他行政コスト累計額のうち、当法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額は149,538,007円です。

行 政 コ ス ト 計 算 書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
売上原価	26,621,252,867	
販売費及び一般管理費	5,792,628,294	
営業外費用	20,619,062	
特別損失	4,463,064	
損益計算書上の費用合計		32,438,963,287
Ⅱ　その他行政コスト	0	
その他行政コスト合計		0
Ⅲ　行政コスト		32,438,963,287

（注記事項）
1　造幣局の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト
　行政コスト　32,438,963,287円
　自己収入等　△33,084,411,684円
　機会費用　759,232,489円
　造幣局の業務運営に関して
　国民の負担に帰せられるコスト　113,784,092円
2　機会費用の計上方法
　政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

科　　目	金	額
Ⅰ　売上高		32,801,204,083
Ⅱ　売上原価		
製品期首棚卸高	1,455,673,598	
当期製品製造原価	23,702,620,789	
貨幣法第10条に基づく国庫納付金	3,076,368,665	
合計	28,234,663,052	

他勘定振替高	5,055,848	
製品期末棚卸高	1,608,354,337	26,621,252,867
売上総利益		6,179,951,216
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
給料諸手当	2,040,888,373	
法定福利費	327,943,480	
賞与引当金繰入額	177,579,451	
退職給付費用	17,429,346	
減価償却費	661,384,166	
消耗品費	105,632,428	
支払ロイヤリティ	31,834,326	
修繕費	116,044,847	
運送費	340,622,240	
通信費	157,842,068	
支払手数料	165,822,954	
光熱水料	151,890,038	
賃借料	372,715,324	
保険料	195,560,560	
広告費	110,606,950	
その他の経費	818,831,743	5,792,628,294
営業利益		387,322,922
Ⅳ　営業外収益		
寄附金収益（注１）	1,521,122	
資産見返寄附金戻入（注１）	5,963,445	
資産見返目的積立金戻入（注１）	9,897,447	
受取利息	15,225,127	
有価証券利息	47,651,028	
宿舎貸付料	114,923,352	
その他の営業外収益	97,563,529	292,745,050
Ⅴ　営業外費用		
固定資産除却損	11,932,212	
その他の営業外費用	8,686,850	20,619,062
経常利益		659,448,910
Ⅵ　特別利益		
固定資産売却益	359,998	359,998
Ⅶ　特別損失		
固定資産除却損	4,463,064	4,463,064
当期純利益		655,345,844
当期総利益		655,345,844

（注記事項）
1　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。
2　他勘定振替高の内訳は次のとおりです。
（他勘定への振替）

その他の有形固定資産	3,028,180円
販売費及び一般管理費	2,027,668円
計	5,055,848円

3　製品期末棚卸高は低価法の適用に伴う評価損99,796,806円を控除しております。なお、当該評価損の処理については、洗い替え法を採用しております。

製　造　原　価　明　細　書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

科　　目	金	額
Ⅰ　原材料費		13,924,383,983
Ⅱ　労務費		4,749,151,237
Ⅲ　経費		4,907,132,333
（うち外注加工費）	(333,094,960)	
（うち減価償却費）	(2,115,325,282)	
当期総製造費用		23,580,667,553
仕掛品期首棚卸高		5,321,806,346
合計		28,902,473,899
仕掛品期末棚卸高		5,054,822,258
他勘定振替高		145,030,852
当期製品製造原価		23,702,620,789

（注記事項）
1　原価計算方法は、貨幣については標準総合原価計算、貨幣セット、勲章、褒章、記章及び金属工芸品については標準個別原価計算、その他のものについては実際総合原価計算を採用しております。標準原価と実際原価の原価差額については、期末に製造済貨幣、製品、原材料、部分品、仕掛品、貯蔵品及び売上原価に配分しております。
2　他勘定振替高の内訳は次のとおりです。
（他勘定への振替）

貯蔵品	116,759,969円
工具器具備品	28,190,564円
販売費及び一般管理費	80,319円
計	145,030,852円

純資産変動計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金		Ⅲ　利益剰余金				純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額 除売却差額相当累計額	前事業年度繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	
当期首残高	51,126,766,948	1,091,095,000	202,538,007	28,446,416,341	0	942,839,546	—	81,809,655,842
当期変動額								
Ⅰ　資本金の当期変動額								
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額								
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額								
⑴　利益の処分								
前事業年度からの繰越し				595,605,288	△ 595,605,288			0
積立金への振替					942,839,546	△ 942,839,546		0
国庫納付金の納付					△ 347,234,258			△ 347,234,258
⑵　その他								
当期純利益						655,345,844	655,345,844	655,345,844
当期変動額合計	0	0	0	595,605,288	0	△ 287,493,702	655,345,844	308,111,586
当期末残高	51,126,766,948	1,091,095,000	202,538,007	29,042,021,629	0	655,345,844	655,345,844	82,117,767,428

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

区　分	金　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 9,608,349,533
人件費支出	△ 7,468,878,258
その他の業務支出	△ 5,232,746,891
業務収入	28,120,452,854
その他の収入	227,944,099
未払消費税等の減少額	354,065,936
小計	6,392,488,207
利息の受取額	38,548,481
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	△ 982,699,026
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	△ 347,234,258
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,101,103,404

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△　13,100,000,000
定期預金の払戻による収入	10,700,000,000
有価証券の取得による支出	△　31,400,000,000
有価証券の償還による収入	26,200,000,000
有形固定資産の取得による支出	△　1,808,116,267
有形固定資産の売却による収入	360,000
無形固定資産の取得による支出	△　656,235,254
投資有価証券の取得による支出	△　1,800,000,000
投資有価証券の償還による収入	8,100,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△　3,763,991,521
Ⅲ　資金増加額	1,337,111,883
Ⅳ　資金期首残高	1,348,200,030
Ⅴ　資金期末残高	2,685,311,913

（注記事項）

資金期末残高の貸借対照表科目別内訳は、次のとおりです。

現金及び預金	9,985,311,913円
定期預金	△7,300,000,000円
資金期末残高	2,685,311,913円

利益の処分に関する書類

（令和７年６月18日）

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		655,345,844
当期総利益	655,345,844	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	655,345,844	655,345,844

（注記事項）

当事業年度の積立金655,345,844円のうち独立行政法人造幣局法（平成14年法律第40号）第15条第１項に規定する国庫納付額に相当する金額は、58百万円です。

重要な会計方針

⑴　固定資産の減価償却の方法	
①　有形固定資産	定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。 建物　　２年～50年 構築物　　２年～60年 機械装置　２年～15年
②　無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑵　引当金の計上基準	
①　賞与引当金	役職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
②　退職給付引当金	役職員の退職給付に備えるため、役員については、独立行政法人造幣局役員退職手当規程に基づく期末要支給額を、また職員については、当該事業年度末における退職給付債務及び退職共済年金等に係る整理資源に係る債務を計上しております。 （退職給付見込額の期間帰属方法） 職員の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。 （過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法） 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。ただし、令和６年に財政検証が行われたことにより生じた整理資源に係る退職給付引当金の差額については、財政検証の期間（５年）に合わせて償却しております。
③　環境安全対策引当金	敷地内（一部）の土壌汚染対策に係る工事費用見込額を計上しております。
④　システム更新作業中止に伴う損害引当金	システム更新作業中止に伴う損害に備えるため、その損害見込額を計上しております。
⑶　有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を採用しております。
⑷　棚卸資産の評価基準及び評価方法	平均原価法による低価法を採用しております。
⑸　収益及び費用の計上基準	
①　貨幣製造事業における収益	主に通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第４条第２項に規定する貨幣の製造に関する事務に係る契約に基づく履行義務により、製造済貨幣を引き渡したことによる収益であります。当該履行義務は製造済貨幣を引き渡す一時点において義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
②　その他の事業における収益	主に製造による販売収益であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することによって充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。 なお、製品等の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。
⑹　消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（注記事項）

固定資産の減損関係

減損を認識した固定資産

①　固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

名　　称	用　　途	種　　類	場　　所	帳簿価額（減損前）	減 損 損 失	帳簿価額（減損後）
本局・北宿舎３号棟	職員の宿舎	建物	大阪府大阪市北区天満	1,134,974	—	1,134,974
本局・庁舎分室	職員の宿泊施設	建物		19,058,404	—	19,058,404
広島支局・五日市宿舎２号棟	職員の宿舎	建物	広島県広島市佐伯区五日市中央	16,097,949	—	16,097,949

②　減損の認識に至った経緯等

本局北宿舎３号棟の一部（５戸）、本局庁舎分室（男子寮部分）及び広島支局五日市宿舎２号棟の一部（２戸）については、平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損額は生じませんでした。なお、回収可能サービス価額は当該資産の使用を継続することから使用価値相当額を採用し、当該資産の使用が想定されていない部分以外の部分について、減価償却後再調達価額を見積もり、算定しています。

金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、余裕金の運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び譲渡性預金に限定しており、有価証券及び投資有価証券については、地方債及び譲渡性預金のみを保有しており、株式等については保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、売掛金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　投資有価証券			
満期保有目的の債券			
地方債	7,200,000,000	7,060,680,000	△　139,320,000

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券の時価については、レベル１の時価に分類しております。

退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当法人の退職給付債務には、退職共済年金等に係る整理資源が含まれております。

⑵　確定給付制度

ａ．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

	退職一時金	退職共済年金等に係る整理資源	合　　計
期首における退職給付債務	8,389,270,139	808,522,582	9,197,792,721
勤務費用	364,688,016	0	364,688,016
利息費用	33,500,314	0	33,500,314
数理計算上の差異の当期発生額	△　635,736,958	△　152,698,469	△　788,435,427
退職給付の支払額㈱	△　856,171,818	△　106,948,000	△　963,119,818
過去勤務費用の当期発生額	0	0	0
期末における退職給付債務	7,295,549,693	548,876,113	7,844,425,806

㈱　当法人が支払った退職一時金に係る引当金△856,171,818円のうち、造幣局法附則第４条第２項に規定する造幣局がその成立した日において有することとなったものの額は△400,310,000円です。

b．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：円）

	退職一時金	退職共済年金等に係る整理資源	合　計
非積立型制度の未積立退職給付債務	7,295,549,693	548,876,113	7,844,425,806
未認識数理計算上の差異	641,768,224	122,158,776	763,927,000
未認識過去勤務費用	856,767,014	0	856,767,014
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,794,084,931	671,034,889	9,465,119,820
退職給付引当金	8,794,084,931	671,034,889	9,465,119,820
前払年金費用	0	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,794,084,931	671,034,889	9,465,119,820

c．退職給付に関連する損益

（単位：円）

	退職一時金	退職共済年金等に係る整理資源	合　計
勤務費用	364,688,016	0	364,688,016
利息費用	33,500,314	0	33,500,314
数理計算上の差異の当期の費用処理額（△は費用の減額）	△ 5,285,012	△ 30,539,693	△ 35,824,705
過去勤務費用の当期の費用処理額（△は費用の減額）	△ 250,682,812	0	△ 250,682,812
合計	142,220,506	△ 30,539,693	111,680,813

d．数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　退職一時金に係る債務　1.5％

整理資源に係る債務　4.2～4.6％

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、43,196,115円であります。

収益認識関係

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、貨幣製造事業及びその他の事業であり、各事業の主な製品は、本邦貨幣、貨幣セット・勲章・褒章・記章及び金属工芸品であります。

上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、20,894,578,236円、11,906,625,847円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「⑸　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る注記を省略しております。また、顧客等との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為は、以下のとおりです。

白銅クラッド圧延板購入　2,265,859,700円

産業用及び業務用電力の調達　516,524,573円

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立行政法人地域医療機能推進機構令和６年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構令和６年度（第11期事業年度）財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.jcho.go.jp/）又は事務所にて閲覧ください。

令和７年８月20日

東京都港区高輪三丁目22番12号

独立行政法人地域医療機能推進機構

理事長　山本　修一

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

資産の部			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		157,893,979,927	
有価証券		7,000,000,000	
医業未収金	61,684,725,854		
貸倒引当金（△）	△ 117,374,628	61,567,351,226	
施設運営事業未収金	2,012,626,679		
貸倒引当金（△）	△ 324,234	2,012,302,445	
未収金		6,492,542,491	
医薬品		2,524,251,658	
診療材料		1,304,228,598	
給食用材料		99,399,108	
貯蔵品		414,244,155	
前払費用		731,331,604	
未収収益		252,842,607	
その他流動資産		192,512,654	
流動資産合計			240,484,986,473

Ⅱ固定資産			
1有形固定資産			
建物	315,207,366,013		
減価償却累計額	△130,501,207,007		
減損損失累計額	△ 7,572,017,915	177,134,141,091	
構築物	4,532,372,862		
減価償却累計額	△ 1,606,502,630		
減損損失累計額	△ 2,722,160	2,923,148,072	
医療用器械備品	99,863,714,301		
減価償却累計額	△ 72,612,936,190		
減損損失累計額	△ 891,043	27,249,887,068	
その他器械備品	28,347,930,912		
減価償却累計額	△ 15,620,829,967		
減損損失累計額	△ 12,825,025	12,714,275,920	
車両	2,528,597,531		
減価償却累計額	△ 2,182,153,989	346,443,542	
放射性同位元素	18,894,070		
減価償却累計額	△ 18,894,069	1	
土地	163,031,455,373		
減損損失累計額	△ 4,042,050,327	158,989,405,046	
建設仮勘定		2,744,626,045	
その他有形固定資産	335,436,740		
減価償却累計額	△ 3,432,150	332,004,590	
有形固定資産合計		382,433,931,375	
2無形固定資産			
借地権		500,000	
ソフトウェア		12,092,797,480	
電話加入権		3,676,000	
その他無形固定資産		6,592,252	
無形固定資産合計		12,103,565,732	
3投資その他の資産			
長期貸付金		684,999,389	
破産更生債権等	535,450,345		
貸倒引当金（△）	△ 535,450,345	—	
長期前払費用		234,245,322	
災害備蓄在庫		64,782,948	
その他投資資産		42,590,102	
投資その他の資産合計		1,026,617,761	
固定資産合計			395,564,114,868
資産合計			636,049,101,341
負債の部			
Ⅰ流動負債			
預り補助金等		464,000	
預り寄附金		154,120,600	
買掛金		16,105,850,688	
未払金		28,659,538,783	
一年以内支払リース債務		8,084,890	
預り金		2,776,948,370	
前受金		146,826,448	
未払費用		120,151,932	
前受収益		3,242,775	
引当金			
賞与引当金		10,727,187,824	
一年以内履行資産除去債務		3,381,400	
その他流動負債		166,509,582	
流動負債合計			58,872,307,292
Ⅱ固定負債			
資産見返負債			
資産見返補助金等		6,243,806,815	
資産見返寄附金		384,864,085	
資産見返物品受贈額		43,773,774	
退職給付引当金		57,563,618,257	
リース債務		8,076,475	
資産除去債務		17,775,321,777	
固定負債合計			82,019,461,183
負債合計			140,891,768,475
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		85,491,182,587	
資本金合計			85,491,182,587
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金		373,737,930,403	
その他行政コスト累計額			
除売却差額相当累計額	3,486,243	3,486,243	
資本剰余金合計			373,741,416,646

Ⅲ利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金		47,503,547,202		
当期未処理損失		△ 11,578,813,569		
（うち当期総損失）		（△ 11,578,813,569）		
利益剰余金合計			35,924,733,633	
純資産合計				495,157,332,866
負債純資産合計				636,049,101,341

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

経常収益				
Ⅰ診療業務収益				
医業収益				
入院診療収益	247,346,233,136			
室料差額収益	5,296,874,535			
外来診療収益	101,205,576,189			
保健予防活動収益	26,063,503,804			
その他医業収益	1,835,267,259			
保険等査定減（△）	△ 1,396,380,321	380,351,074,602		
研究収益				
研究収益		413,834,097		
補助金等収益				
補助金等収益	1,723,363,599			
資産見返補助金等戻入	1,922,767,587	3,646,131,186		
寄附金収益				
寄附金収益		123,515,442		
資産見返物品受贈額戻入		21,550,906		
その他診療業務収益		3,109,650,631		
診療業務収益合計			387,665,756,864	
Ⅱ介護業務収益				
介護収益				
介護保健施設介護料収益	8,492,331,350			
在宅サービス介護料収益	1,949,290,538			
介護予防在宅サービス介護料収益	180,771,932			
居宅介護支援介護料収益	518,964,212			
室料差額収益	170,908,992			
利用者等利用料収益	1,889,202,594			
その他介護収益	64,706,687			
介護報酬査定減（△）	△ 53,297	13,266,123,008		
補助金等収益				
補助金等収益	47,769,978			
資産見返補助金等戻入	16,520,593	64,290,571		
寄附金収益				
寄附金収益		3,166,916		
その他介護業務収益		501,562,870		
介護業務収益合計			13,835,143,365	
Ⅲ教育業務収益				
看護師等養成所収益		135,694,810		
研修収益		4,663,680		
補助金等収益				
補助金等収益	21,408,000			
資産見返補助金等戻入	537,992	21,945,992		
その他教育業務収益		98,842,570		
教育業務収益合計			261,147,052	
Ⅳその他経常収益				
財務収益				
受取利息		528,356,087		
土地建物等貸付料収入		250,051,027		
宿舎貸付料収入		272,548,282		
補助金等収益				
補助金等収益		4,910,000		
寄附金収益				
寄附金収益		47,393,939		
その他経常収益		473,487,894		
その他経常収益合計			1,576,747,229	
経常収益合計				403,338,794,510

経常費用			
Ⅰ診療業務費			
給与費			
給料	137,521,572,918		
賞与	20,041,931,972		
賞与引当金繰入額	8,785,234,295		
退職給付費用	8,160,320,598		
法定福利費	21,340,885,242	195,849,945,025	
材料費			
医薬品費	57,910,711,233		
診療材料費	37,466,713,755		
医療消耗器具備品費	1,609,659,112		
給食用材料費	3,569,615,605	100,556,699,705	
委託費			
検査委託費	3,398,674,347		
給食委託費	3,342,952,968		
寝具委託費	763,493,508		
医事委託費	8,002,852,383		
清掃委託費	2,534,680,066		
保守委託費	1,673,475,586		
その他の委託費	11,240,202,867	30,956,331,725	
設備関係費			
減価償却費	24,179,941,946		
資産除去債務履行差額	155,589,891		
修繕費	2,623,727,958		
器機賃借料	6,484,928,227		
地代家賃	471,806,818		
固定資産税等	25,806,100		
器機保守料	8,591,910,593		
器機設備保険料	94,684,868		
車両関係費	178,857,884	42,807,254,285	
研究研修費		335,383,573	
経費			
福利厚生費	427,994,281		
旅費交通費	529,054,495		
通信費	1,240,051,712		
消耗品費	2,718,230,973		
消耗器具備品費	2,240,614,793		
水道光熱費	9,697,595,281		
租税公課	1,777,629,291		
医業貸倒損失	662,433		
貸倒引当金繰入額	55,514,324		
低価法評価損	12,281,425		
その他	2,580,288,815	21,279,917,823	
診療業務費合計			391,785,532,136
Ⅱ介護業務費			
給与費			
給料	5,998,892,750		
賞与	1,265,256,720		
賞与引当金繰入額	457,485,372		
退職給付費用	499,595,671		
法定福利費	1,118,979,538	9,340,210,051	
材料費			
医薬品費	178,851,696		
給食用材料費	738,683,237		
介護診療材料費	98,639,948		
利用者等材料費	80,893,552		
介護療養消耗器具備品費	19,171,451	1,116,239,884	
委託費			
検査委託費	9,186,362		
給食委託費	653,403,851		
寝具委託費	75,475,056		
清掃委託費	187,833,228		
保守委託費	103,187,292		
その他の委託費	354,020,495	1,383,106,284	
設備関係費			
減価償却費	738,817,889		
修繕費	101,420,210		
器機賃借料	61,208,254		
地代家賃	12,573,471		
器機保守料	92,646,387		
器機設備保険料	4,267,217		
車両関係費	61,162,276	1,072,095,704	

研究研修費		6,157,693	
経費			
福利厚生費	22,933,324		
旅費交通費	2,853,087		
通信費	40,861,965		
消耗品費	105,310,649		
消耗器具備品費	92,239,709		
水道光熱費	715,090,424		
租税公課	36,677,688		
その他	63,854,251		
貸倒引当金繰入額	△ 1,588,143	1,078,232,954	
介護業務費合計			13,996,042,570
Ⅲ教育業務費			
給与費			
給料	139,048,402		
賞与	25,121,455		
賞与引当金繰入額	10,458,974		
退職給付費用	11,718,465		
法定福利費	24,523,195	210,870,491	
経費			
福利厚生費	1,235,530		
臨床実習協力費	1,492,000		
旅費交通費	1,495,148		
通信費	3,065,435		
消耗品費	6,018,984		
消耗器具備品費	1,293,586		
生徒関連諸費	5,870,715		
水道光熱費	19,489,729		
減価償却費	118,871,778		
その他	45,889,530	204,722,435	
教育業務費合計			415,592,926
Ⅳ一般管理費			
給与費			
給料	822,665,433		
役員報酬	86,602,500		
賞与	180,298,719		
賞与引当金繰入額	75,665,148		
退職給付費用	86,608,285		
法定福利費	171,425,454	1,423,265,539	
経費			
福利厚生費	2,313,463		
旅費交通費	52,197,961		
通信費	8,964,904		
消耗品費	15,994,700		
消耗器具備品費	4,740,522		
水道光熱費	17,974,128		
賃借料	1,367,032		
租税公課	2,956,353		
減価償却費	456,352,767		
その他	99,912,405	662,774,235	
一般管理費合計			2,086,039,774
Ⅴその他経常費用			
財務費用			
支払手数料	249,211,282	249,211,282	
その他経常費用		705,849,225	
その他経常費用合計			955,060,507
経常費用合計			409,238,267,913
経常損失			△ 5,899,473,403
臨時利益			
固定資産売却益			5,513,644
その他臨時利益			3,372,601,749
			3,378,115,393
臨時損失			
固定資産除却損			1,298,628,180
固定資産減損損失			392,404,636
賠償金等負担額			114,532,711
その他臨時損失			7,251,890,032
			9,057,455,559
当期純損失			△ 11,578,813,569
当期総損失			△ 11,578,813,569

損失の処理に関する書類

（令和７年６月30日）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		△ 11,578,813,569
当期総損失	△ 11,578,813,569	
Ⅱ　次期繰越欠損金		△ 11,578,813,569

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～60年
構築物	２～60年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～20年
車両	２～７年
放射性同位元素	２～５年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内で利用するソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～７年）に基づいております。

２．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

３．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）によっております。

６．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法

７．収益及び費用の計上基準

医業収益は、主に入院及び外来診療であり、診療行為を提供する履行義務を負っています。診療行為は継続的に役務を提供しており履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

９．固定資産の減損の処理方法

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第６号　最終改正　平成21年３月27日改正）を適用しております。

Ⅱ．貸借対照表

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　659,136円

Ⅲ．行政コスト計算書

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

①　行政コスト	418,295,755,472円
②　自己収入等	△402,958,081,248円
③　機会費用	2,612,978,432円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	17,950,652,656円

２．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

Ⅳ．損益計算書

１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

①　保健予防活動収益	15,030,588円
②　その他診療業務収益	267,413,573円
③　居宅介護支援介護料収益	13,452,836円
④　その他介護収益	10,933,083円
⑤　その他介護業務収益	417,748,848円
⑥　その他経常収益	2,514,352円
合　計	727,093,280円

２．受取利息の内訳

①　受取利息	386,488,344円
②　有価証券利息	141,867,743円
合　計	528,356,087円

３．固定資産売却益の内訳

①　医療用器械備品	3,854,997円
②　車両	1,658,647円
合　計	5,513,644円

４．固定資産減損損失

⑴　減損損失の金額及び内訳

（単位：円）

用途	場所	減損損失		
		建物	その他	計
遊休資産(宿舎)	北海道登別市登別東町４丁目26番地１	18,663,947	—	18,663,947
遊休資産(老健)	山口県下関市上新地町３丁目４番36号	343,769,912	2,409,565	346,179,477
遊休資産(建物)	山口県周南市孝田町１番１号	27,561,212	—	27,561,212
合計		389,995,071	2,409,565	392,404,636

⑵　減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、将来の使用が見込まれておらず、回収可能価額が帳簿価額を下回っているため、減損損失を認識しております。

⑶　資産のグルーピングの方法

当機構は、機構全体が一体となって地域医療を担っていることから、全体で一つの資産グループとしております。

ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産及び事業の大幅な縮小や廃止に関する意思決定を行った資産については、それぞれ個別にグルーピングしております。

⑷　回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額によって測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額などに基づき算定しております。

５．その他臨時利益の内訳

①　医薬品談合の賠償金等の受入	3,165,437,370円
②　その他	207,164,379円
合　計	3,372,601,749円

６．その他臨時損失の内訳

①　過年度受領補助金等の返還額	164,481,081円
②　退職給付引当金の過年度不足額	6,871,352,686円
③　その他	216,056,265円
合　計	7,251,890,032円

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	157,893,979,927円
現金及び預金勘定のうち定期預金	105,500,000,000円
資金期末残高	52,393,979,927円

２．重要な非資金取引

該当事項はありません。

Ⅵ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当機構の資金運用については、公債、預金及び金銭信託に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入によっております。

診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、譲渡性預金を保有することとし、株式等は保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、有価証券、医業未収金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

Ⅶ．退職給付引当金

１．採用している退職給付制度の概要

当機構は役職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	令和６年４月１日～令和７年３月31日
期首における退職給付債務(A)	53,200,627,794円
勤務費用(B)	7,492,186,142円
利息費用(C)	59,776,321円
数理計算上の差異の当期発生額(D)	△　6,354,034,181円
退職給付の支払額(E)	3,936,686,886円
過去勤務費用の当期発生額(F)	0円
その他(G)	6,384,075,335円
期末における退職給付債務(H)＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)－(E)＋(F)＋(G)	56,845,944,525円

(注)　その他(G)は、退職給付債務の過年度認識不足額6,384,075,335円であります。

３．退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区　　分	令和７年３月31日現在
退職給付債務(A)	56,845,944,525円
未認識数理計算上の差異(B)	717,673,732円
退職給付引当金(C)＝(A)＋(B)	57,563,618,257円

４．退職給付に関する損益

区　　分	令和６年４月１日～ 令和７年３月31日
勤務費用(A)	7,492,186,142円
利息費用(B)	59,776,321円
数理計算上の差異の当期の費用処理額(C)	1,189,934,774円
その他(D)	6,871,352,686円
合計(E)＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	15,613,249,923円

（注１）　その他(D)は、退職給付債務の過年度認識不足額6,384,075,335円及びそれに伴う数理計算上の差異の償却額の不足額487,277,351円を合計した退職給付引当金の過年度不足額6,871,352,686円であります。

（注２）　上記退職給付費用以外に他の機関からの出向者等にかかる退職給付費用の負担分として、16,345,782円を計上しております。

５．数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	令和７年３月31日現在
割引率	1.5%

(注)　当事業年度の期首時点において適用した割引率は0.1%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を主として1.5%に変更しております。

Ⅷ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

当機構は労働安全衛生法等の規定により生ずる債務として、所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用、医療用器械備品等の廃棄時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用、照明装置の廃棄時におけるポリ塩化ビフェニルの除去費用並びに不動産の賃貸借契約等に基づき、賃貸借契約等の終了時に生じる原状回復に係る債務につき資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数及び賃貸借契約期間等を参考に２年から31年と見積もっております。

割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考に算定しており、０％から1.528%となっております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

区　　分	金　　額
期首残高	18,154,101,126円
有形固定資産の取得等に伴う増加	15,375,123円
時の経過による調整額	72,822,020円
資産の除去等による履行額	△　463,595,092円
期末残高	17,778,703,177円

Ⅸ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、診療事業、介護事業及び教育研修事業であり、基準第86を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、入院及び外来診療等による医業収益380,351,074,602円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

Ⅹ．不要財産に係る国庫納付関係

該当事項はありません。

Ⅺ．オペレーティング・リース取引

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　70,527,792円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　76,417,605円

Ⅻ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

ⅩⅢ．重要な後発事象

該当事項はありません。

ⅩⅣ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

独立行政法人固有の会計処理に伴う科目は、以下のとおりです。

⑴　預り補助金等
⑵　預り寄附金
⑶　資産見返負債
⑷　その他行政コスト累計額
⑸　前中期目標期間繰越積立金
⑹　除売却差額相当額
⑺　補助金等収益
⑻　寄附金等収益
⑼　資産見返物品受贈額戻入

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

北海道中川郡幕別町札内北栄町二番地一三

有限会社ＧｅｔＷｅｌｌ

清算人　吉岡　信之

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

青森県八戸市新井田西三丁目四番五号

株式会社オオヤ設計スタジオ

代表清算人　大屋　肇

解散公告

当社は、平成二十二年一月十三日に盛岡地方裁判所による破産手続開始決定により解散し、平成二十三年四月六日に同裁判所による破産手続廃止決定により清算株式会社となりました。今般、新たに当社に残余財産が生じたことから、清算手続を行うために、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

岩手県奥州市江刺愛宕字三治川原五一番地の五

サンシステム株式会社

代表清算人　高橋　光

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

岩手県宮古市山口四丁目一番一号

有限会社菊池塗装店

清算人　菊池　渉

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

岩手県宮古市大通三丁目一番六号

株式会社高京

代表清算人　高橋　文中

解散公告

当社は、令和七年七月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

岩手県盛岡市南大通一丁目八番七号

Ｔ．Ｆ．Ｐ．株式会社

代表清算人　村上　由美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

宮城県多賀城市城南一丁目一〇番四号

株式会社てとあ企画

代表清算人　寺田　敦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

仙台市太白区向山一丁目三番五〇―四〇九号

株式会社ケンチクワーク

代表清算人　荒川　康夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字東一三二番地九　Ｉ’ｓ　Ｆａｃｔｏｒｙ合同会社

清算人　岩﨑　義光

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

山形市緑町一丁目八番五の二〇三号サーパス緑町

有限会社エステティックサロン・シバ

清算人　斯波　佳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

栃木県足利市堀込町三〇四三番地の三

株式会社なかむら

代表清算人　中村　悦之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

埼玉県朝霞市三原二丁目一五番三五号

有限会社高隆

代表清算人　高橋　義和

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

埼玉県飯能市岩沢八〇二番地一号

有限会社ケーアイメディカル

清算人　伊澤　佳子

解散公告

当社は、令和七年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

千葉県木更津市羽鳥野三丁目一番地一二〇

株式会社アリアドネ

代表清算人　中村紗智子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

千葉県いすみ市大原七九五一番地

有限会社仲佐屋薬局

清算人　仲佐理恵子

解散公告

当社は、令和六年八月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

千葉県流山市おおたかの森南一丁目二五番二号六二九号室

合同会社パッシングマーク

清算人　佐藤　博哉

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都町田市図師町一七六一番地八

有限会社栗原表具店

清算人　栗原　清次

解散公告

当社は、令和七年八月一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区港南一丁目七番一号

株式会社レアソン

代表清算人　藤代　泰史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都中央区日本橋室町二丁目四番二号

株式会社プチミキ

代表清算人　東海林絹敏

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年七月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

合同会社プライムスリーキャピタル

清算人　ピーター　スワンガー

解散公告

当社は、令和七年七月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都中央区銀座七丁目一三番二一号銀座ｓｉｎｒｏｋｕｓｙｕビル二階

株式会社Ｔａｎｇｅｎｔｓ

代表清算人　大村宗市朗

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都足立区綾瀬三丁目一六番四号とうしんビル二〇一号

株式会社Ｐ＆Ｐ

代表清算人　菅　親之助

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都台東区東上野一丁目一一番一号

株式会社メインテックス

代表清算人　渡邉　実

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都中央区銀座一丁目三番三号Ｇ１ビル七階

合同会社髪ん

清算人　佐藤　貴行

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区新橋二丁目一〇番一号

有限会社百姓家

清算人　髙橋ミチ子

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都西東京市田無町六丁目八番一四号

リビングフォーム株式会社

代表清算人　山下　雅美

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区南青山五丁目四番三〇号

株式会社落合宏理デザイン事務所

代表清算人　落合　宏理

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都台東区台東三丁目七番八号第七江波戸ビル一〇一

有限会社あけぼの

清算人　加藤　元昭

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都世田谷区羽根木一丁目八番一号羽根木マンション五〇二

有限会社ベリースタジオ

清算人　松尾　成治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都足立区東和一丁目三番一八号

ＷＩＳＥ企画合同会社

清算人　矢作　辰也

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区麻布十番二―一二―一〇―六〇三

株式会社ＯＭＷ企画

代表清算人　島村　健史

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六階

ＴｅｒａＳｏ合同会社

清算人　山崎　一樹

清算人　松永　晃雅

清算人　岡野　航

解散公告

当社は、令和七年八月十九日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号Ｗｉｎ　ＡｏｙａｍａビルＵＣＦ六Ｆ

株式会社Ｑｕｅｔｚａｌ　Ｂｅａｕｔｙ

代表清算人　荒川千佳子

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都江東区亀戸五丁目四三番一三号

有限会社コモリエンジニアリング

清算人　小守　和子

解散公告

当社は、令和七年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都足立区足立一丁目一九番一二―二〇四号

株式会社ピュアツナ

代表清算人　刘　暁光

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

日本クアンタムストレージ株式会社

代表清算人　李　楠

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

神奈川県川崎市高津区下作延二丁目三五番一一―一〇六号ソレイル梶ヶ谷Ⅱ

合同会社実践サイコロジー研究所

清算人　元木　敬太

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

川崎市麻生区細山六丁目六番五号

株式会社ミヤザワ

代表清算人　宮沢幸二郎

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

神奈川県藤沢市藤沢一〇五二番地の三

サンヴェール藤沢六一一号

秀ビジネスソリューションズ株式会社

代表清算人　本吉　秀人

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

神奈川県横浜市瀬谷区南瀬谷一丁目四一番地の二

株式会社高栄設備工業

代表清算人　大上　雄一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

神奈川県横浜市港北区大倉山三丁目一三番七号アイビットビル四〇一

ＴａｌｅｎｔＲｅｃｉｐｅ株式会社

代表清算人　小林　孝嗣

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

新潟県小千谷市大字岩沢二三五二番地三

株式会社藤工務店

代表清算人　清水　雅春

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

新潟県長岡市西新町二丁目五番二四号

株式会社キョーワ

代表清算人　後藤　功二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

富山県中新川郡立山町泉五一番地

合同会社マネーライフパートナー

清算人　藤樫　正和

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

富山市才覚寺七九三番地

有限会社レンタルヤマダ

清算人　山田　忠重

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福井県丹生郡越前町細野第二号一二番地

有限会社渡辺製材所

清算人　渡辺庄左衛門

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

長野県駒ヶ根市北町二六番一八号

有限会社堀内建具店

清算人　堀内　広美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

静岡市葵区新伝馬三丁目九番五〇号

安銀木材株式会社

代表清算人　安本　勝至

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

名古屋市南区堤起町一丁目四四番地の三

手島配送有限会社

清算人　小塚　祐子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

三重県鈴鹿市寺家三丁目三番一八号

有限会社大善

清算人　竹村　武人

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

京都府城陽市長池北清水五〇番地二（Ｆビル二〇二号室）

株式会社梟

代表清算人　井上　明治

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市福島区福島五丁目一六番一五号

株式会社ディアライフ

代表清算人　舛野　亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪府大阪市住之江区新北島七丁目一番五二号

株式会社みやこ物産

代表清算人　栃尾　賢治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪府吹田市山田南四五番

有限会社藤原和裁

清算人　藤井　理枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

合同会社ふぇぶらりーＷＯＲＫＳ

清算人　篠原　祥一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二　株式会社ＬａＭｅｒ

代表清算人　岡山　愛子

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪府高槻市高槻町一八番九号

株式会社笑顔

代表清算人　入江　秀憲

解散公告

当社は、令和七年七月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市中央区道修町四丁目四番一〇号

株式会社Ｔｒｕｅ　Ｎａｔｕｒｅ

代表清算人　小野山　敦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪府三島郡島本町若山台二丁目六番二―一〇八号

株式会社ＫＡＭＩ

代表清算人　上　輝　行

解散公告

当社は、令和七年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市西淀川区野里一丁目二三番二三―五〇七号

株式会社ＪＳＫ

代表清算人　大久保考規

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市城東区関目四丁目一四番九―三五一号

有限会社野方

清算人　西山　孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大阪市旭区新森一丁目七番四七号

有限会社光輝建設

清算人　光成　博志

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目一七番一号

らんふあん株式会社

清算人　岡本　信之

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

兵庫県伊丹市鈴原町一丁目二〇番地の二

有限会社藤

代表清算人　藤岡　賀則

解散公告

当社は、令和七年八月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

兵庫県神戸市西区桜が丘中町四丁目五番地の五

株式会社くるーずせとうち

代表清算人　神野　博一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

和歌山市友田町五丁目四六番地　近鉄百貨店和歌山店

有限会社みなみ洋品店

清算人　前　博子

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

岡山県倉敷市神田一丁目四番二八号神田一丁目テナント二階

水島エコワークス株式会社

清算人　藤井　和夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

岡山県倉敷市児島赤崎二丁目九番二四号

有限会社ギャラリーこのま

清算人　長瀬　章一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

岡山県倉敷市平田八四番地の一

有限会社リカートップ

清算人　中塚　龍夫

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

広島県福山市神村町六九〇番地の二

小林被服株式会社

代表清算人　小林　剛

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

高知県高知市鷹匠町一丁目三―二二

合同会社ＣＦＯクラブ高知

代表清算人　松本　幸大

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福岡市南区塩原三丁目五番二一号

九州塗装建設株式会社

代表清算人　小野　悟

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福岡市城南区長尾四丁目三番二〇号

手島商店株式会社

代表清算人　手島　康二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福岡県八女市立花町山崎二一九五番地の一

有限会社立花石油

清算人　牛島　光英

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

大分市新川町一丁目五番一八号

有限会社伊延造船鉄工所

清算人　伊延　和行

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

沖縄県名護市字屋部八〇七番地の一

有限会社山一建設

清算人　山城　勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

沖縄県那覇市曙二丁目二五番一一号

合同会社マキシ・エンタープライズ

清算人　眞喜志玲子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都千代田区一番町一一番地一麹町永谷マンション管理事務所内

麹町永谷マンション管理組合法人

清算人　秋山　暁

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

富山県高岡市通町五二番地

医療法人社団内科東医院

清算人　東　貢

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月十五日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

島根県出雲市今市町九三九番地五

医療法人三原耳鼻咽喉科医院

清算人　三原　健嗣

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月二日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、令和七年七月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

岡山市南区新保六七七番地一〇Ｂｅ・ＮＥ　ＸＴビル三階

医療法人愛光グループ

清算人　柴田　大生

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月四日前橋地方裁判所高崎支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

群馬県高崎市箕郷町下芝二六三番地

宗教法人円通庵

代表清算人　下山　順

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年六月二十七日開催の解散総会の決議並びに港区長の認可により令和七年七月二十八日解散した為、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月十三日）の翌日から二箇月以内に申出下さい。

期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティーズビル二階株式会社都市計画ラボ内

麻布十番セントラルハイツマンション敷地売却組合

代表清算人　揚　順行

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

富山県高岡市下牧野一四一三番地の三

唱導寺

清算人　山本　充彦

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年七月九日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福岡県田川郡香春町大字香春二二五五番地

五徳土地改良区

代表清算人　松田　直行

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年六月六日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福岡県筑後市大字和泉一二一六番地二

筑後市和泉野口土地区画整理組合

代表清算人　井上　宣光

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年七月三十日さいたま市長の認可により解散しましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目一七九番地

大宮駅西口第３－Ｂ地区市街地再開発組合

代表清算人　齋藤壽美子

解散公告（第三回）

当法人は令和七年六月二十四日理事会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

東京都豊島区南池袋三丁目一三番一五号

学校法人武蔵学園

清算人　林　耕太

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年六月二十三日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福岡県行橋市大字辻垣二一三番地

清算法人辻垣・道場寺・高瀬土地改良区

代表清算人　大田　完治

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十日

福岡県福岡市中央区赤坂二丁目六番二三号

（管理事務所）

グリーンハイツ赤坂管理組合法人

清算人　青木眞由美

第１期決算公告

令和７年８月20日

埼玉県鶴ヶ島市富士見６丁目１－１

ナノリソティックス株式会社

代表取締役　阿部猪佐雄

貸借対照表の要旨

（令和５年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	324,712
	固定資産	2,734
	合計	327,446
負債及び純資産の部	流動負債	2,712
	株主資本	324,734
	資本金	170,000
	資本剰余金	170,000
	資本準備金	170,000
	利益剰余金	△15,265
	その他利益剰余金	△15,265
	（うち当期純損失）	(15,265)
	合計	327,446

第 44 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

仙台市宮城野区小田原一丁目３番23号
株式会社東北マツダ
代表取締役　池田　保之

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,328	流動負債	9,258
固定資産	12,402	固定負債	864
		（退職給付引当金）	(510)
		株主資本	5,608
		資本金	348
		資本剰余金	1,163
		資本準備金	1,163
		利益剰余金	4,098
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,095
		（うち当期純利益）	(149)
資産合計	**15,730**	**負債・純資産合計**	**15,730**

第57期決算公告　令和７年８月20日

埼玉県東松山市大字石橋801番地１

株式会社トランスシティサービス

代表取締役　小原　幸治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	620,399
	固定資産	109,648
	資産合計	**730,047**
負債及び純資産の部	流動負債	440,734
	固定負債	65,212
	株主資本	224,101
	資本金	10,000
	利益剰余金	214,101
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	213,101
	（うち当期純利益）	(9,218)
	負債・純資産合計	**730,047**

第48期決算公告　令和７年６月26日

福島市中町７番17号ふくしま中町会館２階

福島市観光開発株式会社

代表取締役社長　髙橋　信夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	312,534
	固定資産	37,639
	合計	**350,174**
負債及び純資産の部	流動負債	77,113
	（内賞与引当金）	(6,562)
	固定負債	35,406
	（内退職給付引当金）	(33,951)
	株主資本	237,654
	資本金	40,000
	利益剰余金	197,654
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	187,654
	（内当期純利益）	(28,973)
	合計	**350,174**

第３期決算公告　令和７年５月29日

中華人民共和国香港特別行政区、ワンチャイ、ハーバー・ロード18、セントラル・プラザ3806

ALLSPRING GLOBAL INVESTMENTS JAPAN LIMITED

日本における代表者　細田　晃

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	145,960
	固定資産	28,770
	資産合計	**174,730**
負債及び純資産の部	流動負債	108,900
	株主資本	65,830
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,830
	負債・純資産合計	**174,730**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年８月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①富士通ホーム＆オフィスサービス株式会社　②神奈川県知事(12)9716号　③代表取締役　髙須恵一　④神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番５号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番５号　富士通ホーム＆オフィスサービス株式会社　代表取締役　髙須恵一

第７期決算公告　令和７年８月20日
東京都台東区蔵前四丁目13番７号
メディケア・ジャパン株式会社
代表取締役社長　鄔　　海濱
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	719,416
	資産合計	**719,416**
負債及び純資産の部	流動負債	585,129
	（うち賞与引当金）	(600)
	株主資本	134,287
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	124,287
	その他利益剰余金	124,287
	（うち当期純損失）	(3,350)
	負債・純資産合計	**719,416**

第23期決算公告　令和７年８月20日
東京都港区新橋五丁目33番８号新橋ＳＳビル５階
メディアサプライ・インターナショナル株式会社
代表取締役　岡村　俊雄
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	124,075
	固定資産	13,781
	資産合計	**137,856**
負債及び純資産の部	流動負債	69,936
	固定負債	16,300
	株主資本	51,620
	資本金	22,000
	利益剰余金	29,620
	その他利益剰余金	29,620
	（うち当期純利益）	(32,816)
	負債・純資産合計	**137,856**

第２期決算公告
令和７年８月20日
埼玉県鶴ヶ島市富士見６丁目１－１
ナノリソティックス株式会社
代表取締役　阿部猪佐雄
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	270,875
	固定資産	6,306
	合計	**277,181**
負債及び純資産の部	流動負債	13,556
	株主資本	263,625
	資本金	170,000
	資本剰余金	170,000
	資本準備金	170,000
	利益剰余金	△76,374
	その他利益剰余金	△76,374
	（うち当期純損失）	(59,517)
	合計	**277,181**

第20期決算公告　2025年８月20日
東京都港区赤坂一丁目11番30号
株式会社メディア４ｕ
代表取締役　岩館　　徹
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,565,492
	固定資産	73,338
	合計	**1,638,830**
負債及び純資産の部	流動負債	769,515
	株主資本	867,081
	資本金	40,000
	利益剰余金	827,081
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	817,081
	（うち当期純利益）	(787,916)
	評価・換算差額等	2,233
	その他有価証券評価差額金	2,233
	合計	**1,638,830**

第76期決算公告　令和７年６月26日
東京都目黒区大橋１丁目６番２号
株式会社東京洗染機械製作所
代表取締役　三科　道利
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,887
	固定資産	1,896
	資産合計	**8,784**
負債及び純資産の部	流動負債	3,678
	固定負債	2,065
	株主資本	3,041
	資本金	100
	資本剰余金	96
	その他資本剰余金	96
	利益剰余金	2,844
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	2,769
	（うち当期純利益）	(348)
	負債・純資産合計	**8,784**

第６期決算公告　令和７年６月26日
東京都目黒区大橋１丁目６番２号
ＴＯＳＥＮホールディングス株式会社
代表取締役　三科　道利
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	54
	固定資産	1,949
	資産合計	**2,003**
負債及び純資産の部	流動負債	56
	固定負債	366
	株主資本	1,580
	資本金	1
	資本剰余金	1,519
	その他資本剰余金	1,519
	利益剰余金	59
	その他利益剰余金	59
	（うち当期純利益）	(86)
	負債・純資産合計	**2,003**

第28期決算公告　令和７年８月20日
静岡県静岡市清水区由比北田114－１
いなばペットフード株式会社
代表取締役社長　稲葉　敦央
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	18,170
	固定資産	5,121
	資産合計	**23,291**
負債及び純資産の部	流動負債	15,913
	固定負債	855
	株主資本	6,522
	資本金	30
	利益剰余金	6,492
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	6,485
	（うち当期純利益）	(910)
	負債・純資産合計	**23,291**

第６期決算公告　令和７年６月30日
川崎市中原区上小田中四丁目１番１号
富士通ＨＲコンサルティング株式会社
代表取締役　阿萬野　晋
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,838
	固定資産	837
	合計	**45,675**
負債及び純資産の部	流動負債	29,638
	固定負債	—
	株主資本	16,037
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	6,037
	その他利益剰余金	6,037
	（うち当期純利益）	(1,592)
	合計	**45,675**

第２期決算公告　2025年８月20日
東京都港区赤坂一丁目11番30号
Ｓｐａｒｋｌｅ　ＡＩ株式会社
代表取締役　渡辺　友太
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,941
	固定資産	4,982
	合計	**20,923**
負債及び純資産の部	流動負債	4,431
	固定負債	55,000
	株主資本	△38,507
	資本金	100,000
	利益剰余金	△138,507
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△138,507
	（うち当期純損失）	(108,583)
	合計	**20,923**

第２期決算公告　2025年８月20日
名古屋市中区錦三丁目５番30号
株式会社ファブリカコミュニケーションズ
代表取締役　谷口　政人
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	807,633
	固定資産	945,507
	合計	**1,753,141**
負債及び純資産の部	流動負債	600,433
	固定負債	354,101
	株主資本	798,605
	資本金	10,000
	資本剰余金	866,634
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	864,134
	利益剰余金	△78,029
	その他利益剰余金	△78,029
	（うち当期純損失）	(77,444)
	合計	**1,753,141**

第77期決算公告　2025年７月25日
名古屋市中村区太閤一丁目５番13号
アイワ電設開発株式会社
代表取締役　原　　修次
貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,026,572
	固定資産	1,445,858
	合計	**3,472,430**
負債及び純資産の部	流動負債	1,050,615
	固定負債	641,700
	株主資本	1,780,115
	資本金	95,000
	資本剰余金	45,000
	（資本準備金）	(45,000)
	利益剰余金	1,640,115
	（利益準備金）	(12,500)
	（その他利益剰余金）	(1,627,615)
	（うち当期純利益）	(134,674)
	合計	**3,472,430**

第４期決算公告
令和７年８月20日
静岡県静岡市葵区紺屋町４－８
テックチャオ株式会社
代表取締役　五十嵐平馬
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	86,946
	固定資産	11,156
	資産合計	**98,102**
負債及び純資産の部	流動負債	42,599
	固定負債	32,782
	株主資本	22,721
	資本金	1,500
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	19,721
	その他利益剰余金	19,721
	（うち当期純利益）	(9,752)
	負債・純資産合計	**98,102**

第51期決算公告

令和７年８月20日
大阪市淀川区西中島三丁目10番12号
サムティ西中島ビル
三善工業株式会社
代表取締役　吉岡　久俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	302,540
	固定資産	24,062
	合計	326,602
負純資産及のび部	流動負債	113,817
	固定負債	38,856
	株主資本	173,928
	資本金	20,000
	利益剰余金	153,928
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	148,928
	（うち当期純利益）	(28,960)
	合計	326,602

第37期決算公告

令和７年８月20日
大阪市北区同心一丁目１番12号
株式会社丸留
代表取締役　西口　敦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	134,575
	固定資産	156,382
	合計	290,958
負純資産及のび部	流動負債	36,027
	固定負債	199,751
	株主資本	55,180
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,180
	その他利益剰余金	45,180
	（うち当期純利益）	(8,960)
	合計	290,958

第2期決算公告

令和７年６月30日
京都市西京区大枝中山町２番44
株式会社ＫＭＣホールディングス
代表取締役　佐藤　大介

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	673
	固定資産	150,410
	合計	151,083
負純資産及のび部	流動負債	70
	固定負債	120,070
	株主資本	30,944
	資本金	1,000
	利益剰余金	29,944
	その他利益剰余金	29,944
	（うち当期純利益）	(25,682)
	合計	151,083

第6期決算公告

令和７年６月25日
岡山県総社市清音古地３番地１
株式会社藤屋
代表取締役社長　佐藤　新三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	406,057
	固定資産	504,879
	合計	910,936
負純資産及のび部	流動負債	774,362
	固定負債	126,055
	株主資本	10,518
	資本金	100,000
	資本剰余金	300,000
	その他資本剰余金	300,000
	利益剰余金	△ 389,481
	その他利益剰余金	△ 389,481
	（うち当期純損失）	(122,759)
	合計	910,936

第54期決算公告

令和７年８月20日
鳥取県倉吉市山根645番地２
スイコー株式会社
代表取締役　増田　純吾

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	130,601
	固定資産	152,996
	合計	283,598
負純資産及のび部	流動負債	127,548
	固定負債	80,055
	株主資本	75,994
	資本金	5,000
	利益剰余金	70,994
	利益準備金	375
	その他利益剰余金	70,619
	（うち当期純利益）	(1,134)
	合計	283,598

第21期決算公告

令和７年８月20日
大阪府茨木市上穂積四丁目１―24
株式会社プラットホーム
代表取締役　平居　裕史

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	420
	固定資産	1,016
	合計	1,436
負純資産及のび部	流動負債	81
	固定負債	1,167
	株主資本	187
	資本金	10
	利益剰余金	177
	その他利益剰余金	177
	（うち当期純利益）	(106)
	合計	1,436

第4期決算公告

令和７年８月20日
広島市西区商工センター六丁目９番39号
株式会社ビルドシステムパートナー
代表取締役　大政　史生

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,876
	固定資産	—
	合計	4,876
負純資産及のび部	流動負債	441
	固定負債	—
	株主資本	4,434
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,434
	その他利益剰余金	3,434
	（うち当期純利益）	(695)
	合計	4,876

第2期決算公告

令和７年８月20日
広島市西区商工センター六丁目９番39号
株式会社こねっと
代表取締役　長野　学

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,346
	固定資産	27,666
	合計	47,013
負純資産及のび部	流動負債	7,862
	固定負債	—
	株主資本	39,151
	資本金	60,000
	利益剰余金	△ 20,848
	その他利益剰余金	△ 20,848
	（うち当期純損失）	(17,243)
	合計	47,013

第1期決算公告

令和７年８月20日
広島市西区商工センター六丁目９番39号
株式会社ＦＯＲＤＥＣホールディングス
代表取締役　山尾　剛志

貸借対照表の要旨（令和７年５月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	178,732
	固定資産	2,083,174
	合計	2,261,906
負純資産及のび部	流動負債	62,724
	固定負債	360,000
	株主資本	1,839,182
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,656,948
	資本準備金	1,656,948
	利益剰余金	106,273
	その他利益剰余金	106,273
	（うち当期純利益）	(106,273)
	自己株式	△ 24,039
	合計	2,261,906

第56期決算公告

令和７年６月27日
高知県高知市本町４丁目２番52号
三愛オブリカスタマーサービス株式会社
代表取締役社長　石井　春年

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,117
	固定資産	157,350
	合計	315,467
負純資産及のび部	流動負債	37,113
	（うち賞与引当金）	(15,465)
	固定負債	—
	株主資本	278,354
	資本金	15,000
	利益剰余金	263,354
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	259,604
	（うち当期純利益）	(23,418)
	合計	315,467

第6期決算公告

令和７年８月20日
高知県宿毛市駅前町二丁目501番地
株式会社スクブン
代表取締役　大田　政樹

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	128,225
	固定資産	13,516
	合計	141,741
負純資産及のび部	流動負債	87,178
	固定負債	50,161
	株主資本	4,401
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 5,598
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	△ 5,648
	（うち当期純損失）	(13,058)
	合計	141,741

第51期決算公告

令和７年８月20日
広島市安芸区矢野西一丁目37番25―101号
株式会社きむら
代表取締役　加藤　正義

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,194
	固定資産	367
	合計	49,561
負純資産及のび部	流動負債	20,633
	固定負債	15,304
	株主資本	13,624
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,624
	その他利益剰余金	3,624
	（うち当期純損失）	(2,794)
	合計	49,561

第２期決算公告

令和７年８月20日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号

一般社団法人ＤＨＷＣＦ

代表理事　田渕　安春

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	661
	固定資産	100
	資産合計	761
負債及び純資産の部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	1,300
	利益剰余金	△608
	純資産合計	691
	負債・純資産合計	761

第35期決算公告

令和７年６月25日

沖縄県石垣市字大川282番地

八重山リゾート開発株式会社

代表取締役　石川　　茂

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	394
	固定資産	3,440
	合計	3,834
負債及び純資産の部	流動負債	38
	固定負債	5,853
	株主資本	△2,057
	資本金	100
	利益剰余金	△2,157
	その他利益剰余金	△2,157
	（うち当期純損失）	(37)
	合計	3,834

第18期決算公告

令和７年８月20日

鹿児島市東千石町１番38号

株式会社まちづくり鹿児島

代表取締役社長　岩﨑芳太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,029
	合計	16,029
負債及び純資産の部	流動負債	676
	株主資本	15,353
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,353
	その他利益剰余金	5,353
	（うち当期純損失）	(78)
	合計	16,029

第４期決算公告

令和７年８月20日

札幌市東区北三十二条東七丁目１番15号

三愛地所ホールディングス株式会社

代表取締役　大畑　揮義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2
	固定資産	1,819
	合計	1,821
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	1,820
	資本金	9
	資本剰余金	1,810
	その他資本剰余金	1,810
	利益剰余金	1
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	1
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	1,821

第１期決算公告

令和７年３月27日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

一般社団法人ＯＭ心斎橋

代表理事　鄭　　武壽

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	477,000
	固定資産	100,000
	合計	577,000
負債及び純資産の部	流動負債	123,300
	負債合計	123,300
	基本金（基金）	477,000
	剰余金	△23,300
	（うち当期純損失）	(23,300)
	純資産合計	453,700
	合計	577,000

第２期決算公告

令和７年８月20日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号

一般社団法人

大和ハウスウェルビーイングコアファンド

代表理事　三品　貴仙

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,982
	固定資産	967
	合計	2,949
負債及び純資産の部	流動負債	1,401
	負債合計	1,401
	基金	1,000
	利益剰余金	547
	純資産合計	1,547
	合計	2,949

第７期決算公告

令和７年６月18日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

株式会社日本ＰＭＩコンサルティング

代表取締役社長　竹林　信幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	628,273
	固定資産	1,887
	資産合計	630,160
負債及び純資産の部	流動負債	50,691
	株主資本	579,469
	資本金	50,000
	利益剰余金	529,469
	その他利益剰余金	529,469
	（うち当期純利益）	(117,701)
	負債・純資産合計	630,160

第77期決算公告

令和７年６月26日

群馬県伊勢崎市八坂町甲552番地

グンセン株式会社

代表取締役社長　福田　正一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	952,028
	固定資産	625,020
	合計	1,577,048
負債及び純資産の部	流動負債	113,554
	固定負債	51,342
	株主資本	1,397,386
	資本金	24,000
	資本剰余金	7
	利益剰余金	1,373,379
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	1,367,379
	（うち当期純利益）	(74,129)
	評価・換算差額等	14,766
	合計	1,577,048

第４期決算公告

令和７年８月20日

札幌市東区北四十二条東十九丁目１番１号

三愛自動車ホールディングス株式会社

代表取締役　大畑　揮義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	7
	固定資産	638
	合計	645
負債及び純資産の部	流動負債	2
	株主資本	642
	資本金	9
	資本剰余金	629
	その他資本剰余金	629
	利益剰余金	4
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	4
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	645

第９期決算公告

令和７年６月30日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

株式会社ネクストナビ

代表取締役　雨森　良治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	77,650
	固定資産	299
	資産合計	77,950
負債及び純資産の部	流動負債	3,653
	株主資本	74,297
	資本金	40,000
	利益剰余金	34,297
	その他利益剰余金	34,297
	（うち当期純利益）	(2,710)
	負債・純資産合計	77,950

第19期決算公告

令和７年６月27日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

株式会社経営プランニング研究所

代表取締役　檜木　孝麿

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	724,330
	固定資産	10,250
	資産合計	734,581
負債及び純資産の部	流動負債	617,342
	株主資本	117,238
	資本金	20,000
	利益剰余金	97,238
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	92,238
	（うち当期純利益）	(412)
	負債・純資産合計	734,581

第６期決算公告

令和７年６月27日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

株式会社ＺＵＵＭ－Ａ

代表取締役　三宅　　卓

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,107
	資産合計	5,107
負債及び純資産の部	流動負債	69
	株主資本	5,037
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,962
	その他利益剰余金	△4,962
	（うち当期純損失）	(802)
	負債・純資産合計	5,107

第21期決算公告　令和７年８月20日
東京都中央区日本橋浜町二丁目30番１号
ピーシーアイ株式会社
代表取締役　高橋　一穂
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,214,344
	固定資産	44,217
	資産合計	1,258,562
負純資債及産のび部	流動負債	724,744
	固定負債	42,051
	株主資本	491,765
	資本金	99,000
	資本剰余金	99,560
	資本準備金	75,000
	その他資本剰余金	24,560
	利益剰余金	293,205
	その他利益剰余金	293,205
	(うち当期純損失)	(13,884)
	負債・純資産合計	1,258,562

第２期決算公告
令和７年６月26日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
株式会社日本ＤＸ人材センター
代表取締役　藤田　舞
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,564
	固定資産	154
	資産合計	18,718
負純資債及産のび部	流動負債	3,693
	株主資本	15,024
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,024
	その他利益剰余金	5,024
	(うち当期純利益)	(5,432)
	負債・純資産合計	18,718

第10期決算公告　令和７年６月18日
東京都中央区日本橋室町一丁目９番12号
株式会社企業評価総合研究所
代表取締役社長　能登　雄太
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	455,976
	固定資産	191,595
	資産合計	647,571
負純資債及産のび部	流動負債	181,915
	賞与引当金	12,191
	固定負債	91,621
	株主資本	374,035
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	354,035
	その他利益剰余金	354,035
	(うち当期純利益)	(184,075)
	負債・純資産合計	647,571

第２期決算公告　令和７年７月30日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｍａｃｂｅｅ　Ｘ
代表取締役　藤原　賢太
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,903,717
	固定資産	14,668
	資産合計	2,918,385
負純資債及産のび部	流動負債	2,630,609
	株主資本	287,776
	資本金	30,000
	利益剰余金	257,776
	その他利益剰余金	257,776
	(うち当期純利益)	(251,823)
	負債・純資産合計	2,918,385

第５期決算公告　令和７年７月28日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｓｍａｓｈ
代表取締役　佐野　敏哉
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,304
	資産合計	55,304
負純資債及産のび部	流動負債	12,396
	株主資本	42,908
	資本金	90,080
	資本剰余金	40,080
	資本準備金	40,080
	利益剰余金	△87,251
	その他利益剰余金	△87,251
	(うち当期純利益)	(7,369)
	負債・純資産合計	55,304

第44期決算公告
令和７年８月20日
東京都港区虎ノ門３丁目18番19号
カメイ・プロアクト株式会社
代表取締役社長　川井　康紀
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,613,721
	固定資産	561,754
	合計	2,175,475
負純資債及産のび部	流動負債	278,156
	固定負債	67,628
	株主資本	1,827,414
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,737,414
	利益準備金	25,470
	その他利益剰余金	1,711,944
	(うち当期純損失)	(24,968)
	評価・換算差額等	2,277
	合計	2,175,475

第４期決算公告
令和７年７月30日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社ＰＲクラウドテック
代表取締役　中島謙一郎
貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	685,992
	固定資産	9,059
	資産合計	695,051
負純資債及産のび部	流動負債	182,987
	株主資本	512,063
	資本金	5,000
	利益剰余金	507,063
	その他利益剰余金	507,063
	(うち当期純利益)	(128,950)
	負債・純資産合計	695,051

第２期決算公告　令和７年７月30日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｍａｃｂｅｅｖ
代表取締役　浦矢　秀行
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,071
	資産合計	70,071
負純資債及産のび部	流動負債	8,413
	固定負債	1,033
	株主資本	60,624
	資本金	30,000
	利益剰余金	30,624
	その他利益剰余金	30,624
	(うち当期純利益)	(8,270)
	負債・純資産合計	70,071

第２期決算公告　令和７年７月30日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社ＭＡＶＥＬ
代表取締役　千葉　知裕
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,598,865
	固定資産	268,618
	資産合計	6,867,483
負純資債及産のび部	流動負債	3,069,303
	株主資本	3,798,180
	資本金	88,888
	資本剰余金	1,587,388
	その他資本剰余金	1,587,388
	利益剰余金	2,121,902
	利益準備金	22,222
	その他利益剰余金	2,099,680
	(うち当期純利益)	(1,995,083)
	負債・純資産合計	6,867,483

第１期決算公告　令和７年７月30日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社アイヴィア
代表取締役　金城　航平
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	381,381
	固定資産	4,948
	資産合計	386,329
負純資債及産のび部	流動負債	140,248
	株主資本	246,081
	資本金	50,000
	利益剰余金	196,081
	その他利益剰余金	196,081
	(うち当期純利益)	(85,538)
	負債・純資産合計	386,329

第21期決算公告　令和７年７月30日
東京都港区南青山一丁目２番６号
株式会社Ａｌｌ　Ａｄｓ
代表取締役　靭江　佑介
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,439,255
	固定資産	129,335
	資産合計	5,568,591
負純資債及産のび部	流動負債	3,788,470
	株主資本	1,780,121
	資本金	428,525
	資本剰余金	418,525
	資本準備金	418,525
	利益剰余金	933,070
	その他利益剰余金	933,070
	(うち当期純利益)	(553,652)
	負債・純資産合計	5,568,591

第10期決算公告　令和７年７月30日
東京都千代田区神田多町２－１
株式会社Ｌｉｂｅｒｅｓ
代表取締役　羽田　憲人
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	977,322
	固定資産	56,354
	資産合計	1,033,677
負純資債及産のび部	流動負債	419,372
	株主資本	614,304
	資本金	10,357
	資本剰余金	2,618
	資本準備金	2,618
	利益剰余金	601,328
	その他利益剰余金	601,328
	(うち当期純利益)	(151,274)
	負債・純資産合計	1,033,677

第 22 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
東京都渋谷区猿楽町２番13号
メッツ代官山５階
株式会社ベストアンドブライティスト
代表取締役　村田　大造

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	764
	資産合計	**764**
負純債資産及のび部	流動負債	1,836
	固定負債	11,655
	株主資本	△12,726
	資本金	1,000
	利益剰余金	△13,726
	その他利益剰余金	△13,726
	（うち当期純利益）	(5,592)
	負債・純資産合計	**764**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
東京都渋谷区道玄坂二丁目28番５号
株式会社ＯＮＥＭａｒｋ
代表取締役　今井　喜規

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,649
	固定資産	165,735
	資産合計	**258,384**
負純債資産及のび部	流動負債	52,821
	固定負債	155,327
	株主資本	50,235
	資本金	9,800
	利益剰余金	40,435
	その他利益剰余金	40,435
	（うち当期純利益）	(10,774)
	負債・純資産合計	**258,384**

第１期決算公告　令和７年７月30日

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｍａｃｂｅｅ　ｅｉｇｈｔ
代表取締役　正田　英之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,188
	固定資産	109,992
	資産合計	**131,181**
負純債資産及のび部	流動負債	51,300
	株主資本	79,880
	資本金	88,888
	利益剰余金	△9,008
	その他利益剰余金	△9,008
	（うち当期純損失）	(9,008)
	負債・純資産合計	**131,181**

第 14 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　千葉県旭市鎌数川西１番9151
大洋マテリアル株式会社
代表取締役社長　酒井　郁典

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	944,497	流動負債	904,322
固定資産	607,845	（賞与引当金）	(8,622)
有形固定資産	435,179	固定負債	391,141
投資その他の資産	172,666	（退職給付引当金）	(52,915)
		負債合計	**1,295,464**
		株主資本	256,878
		資本金	115,000
		資本剰余金	105,000
		資本準備金	105,000
		利益剰余金	36,878
		その他利益剰余金	36,878
		（うち当期純利益）	(37)
		純資産合計	**256,878**
資産合計	**1,552,342**	**負債・純資産合計**	**1,552,342**

第 13 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　千葉県旭市鎌数川西１番9151
大洋マテリアル株式会社
代表取締役社長　酒井　郁典

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	982,413	流動負債	1,159,843
固定資産	609,010	（賞与引当金）	(7,570)
有形固定資産	436,512	固定負債	174,740
投資その他の資産	172,497	（退職給付引当金）	(52,549)
		負債合計	**1,334,583**
		株主資本	256,840
		資本金	115,000
		資本剰余金	105,000
		資本準備金	105,000
		利益剰余金	36,840
		その他利益剰余金	36,840
		（うち当期純損失）	(2,490)
		純資産合計	**256,840**
資産合計	**1,591,424**	**負債・純資産合計**	**1,591,424**

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
東京都港区虎ノ門４－１－28虎ノ門タワーズオフィス19階
Ｚａｚａインダストリアルホールディングス株式会社
代表取締役　ディルベル・ゲクメン・メルテム

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,037	流動負債	6,073
固定資産	794	**負債合計**	**6,073**
		株主資本	△ 241
		資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	△ 251
		その他利益剰余金	△ 251
		（うち当期純損失）	(251)
		純資産合計	**△ 241**
資産合計	**5,831**	**負債・純資産合計**	**5,831**

第 51 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
千葉県八千代市上高野1728番地５
株式会社ＴＯＡシブル
代表取締役　安池慎一郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,684	流動負債	1,123
固定資産	1,892	固定負債	934
		株主資本	1,519
		資本金	80
		資本剰余金	20
		資本準備金	19
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	1,711
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	1,703
		（うち当期純損失）	(253)
		自己株式	△292
資産合計	**3,577**	**負債・純資産合計**	**3,577**

第 18 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
京都府京都市下京区新町通四条下る四条町347番地の１
株式会社アドインテ
代表取締役　十河　慎治

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,383,268	流動負債	1,961,487
固定資産	1,895,694	固定負債	1,099,640
繰延資産	2,382	株主資本	1,219,669
		資本金	100,000
		資本剰余金	930,000
		資本準備金	515,000
		その他資本剰余金	415,000
		利益剰余金	189,669
		その他利益剰余金	189,669
		（うち当期純利益）	(4,397)
		新株予約権	547
資産合計	**4,281,345**	**負債・純資産合計**	**4,281,345**

第 27 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
東京都中央区京橋一丁目８番７号
ハイトスコーポレーション株式会社
代表取締役　藤原　修司

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,646,487	流動負債	5,115,450
固定資産	1,945,871	固定負債	1,854,718
繰延資産	3,077	株主資本	6,625,268
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	6,670,761
		利益準備金	23,940
		その他利益剰余金	6,646,821
		（うち当期純利益）	(925,242)
		自己株式	△245,492
資産合計	**13,595,437**	**負債・純資産合計**	**13,595,437**

第 85 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　広島市西区商工センター六丁目９番39号
株式会社フォーデック
代表取締役　山尾　剛志

貸借対照表の要旨　（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,267,183	流動負債	5,072,266
固定資産	2,447,961	賞与引当金	65,000
		固定負債	1,097,339
		退職給付引当金	156,521
		役員退職慰労引当金	59,841
		株主資本	1,545,538
		資本金	100,000
		資本剰余金	202,079
		資本準備金	202,079
		利益剰余金	1,243,459
		利益準備金	42,502
		その他利益剰余金	1,200,957
		（うち当期純利益）	（47,022）
資産合計	7,715,145	負債・純資産合計	7,715,145

第 5 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
京都市上京区御車道通清和院口上ル東側梶井町448番５
株式会社イクスフォレストセラピューティクス
代表取締役　樫田　俊一

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	844,881	流動負債	61,076
固定資産	82,917	負債合計	61,076
		株主資本	866,722
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,017,875
		資本準備金	545,030
		その他資本剰余金	472,845
		利益剰余金	△161,153
		その他利益剰余金	△161,153
		（うち当期純損失）	（161,153）
		純資産合計	866,722
資産合計	927,798	負債・純資産合計	927,798

第 21 期 決 算 公 告

2025年６月27日　福岡市中央区大名一丁目４番１号
西鉄ケアサービス株式会社
代表取締役　加藤　正幸

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	456,972	流動負債	313,917
固定資産	22,714	賞与引当金	10,716
		その他	303,202
		固定負債	16,294
		退職給付引当金	1,143
		役員等退職慰労金引当金	7,300
		その他	7,851
		株主資本	149,476
		資本金	10,000
		利益剰余金	139,476
		その他利益剰余金	139,476
		（うち当期純利益）	（38,547）
資産合計	479,687	負債・純資産合計	479,687

第 43 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
広島市西区横川新町12番11号
株式会社日進ブンセイ
代表取締役　黒河　博樹

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	224,543	流動負債	173,592
固定資産	11,946	固定負債	13,549
		役員退職慰労引当金	2,400
		株主資本	49,348
		資本金	22,000
		資本剰余金	2,200
		その他資本剰余金	2,200
		利益剰余金	25,148
		利益準備金	3,300
		その他利益剰余金	21,848
		（うち当期純利益）	（1,871）
資産合計	236,489	負債・純資産合計	236,489

第 42 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目247番地１
株式会社メガネフラワー
代表取締役　田渕　収

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,958	流動負債	528
固定資産	9,075	固定負債	1,398
		株主資本	9,107
		資本金	9
		資本剰余金	201
		その他資本剰余金	201
		利益剰余金	8,897
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	8,896
		（うち当期純利益）	（685）
資産合計	11,034	負債・純資産合計	11,034

第 29 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　茨城県日立市大みか町一丁目27番７号
株式会社シースリー
代表取締役社長　佐野　孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,057	流動負債	209
固定資産	100	賞与引当金	49
		役員賞与引当金	1
		その他	158
		固定負債	126
		退職給付引当金	121
		その他	5
		株主資本	820
		資本金	20
		利益剰余金	799
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	794
		（うち当期純利益）	（53）
資産合計	1,157	負債・純資産合計	1,157

第 27 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　東京都中央区新川二丁目９番11号
クレスコ・イー・ソリューション株式会社
代表取締役社長　後藤　聡

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,942	流動負債	533
固定資産	242	賞与引当金	95
		役員賞与引当金	3
		その他	434
		固定負債	142
		株主資本	1,508
		資本金	200
		資本剰余金	11
		利益剰余金	1,296
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	1,246
		（うち当期純利益）	（177）
資産合計	2,184	負債・純資産合計	2,184

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　東京都江東区豊洲三丁目２番24号
ＩＴｂｏｏｋ株式会社
代表取締役　宇田川一則

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,252,114	流動負債	401,706
固定資産	18,524	（賞与引当金）	（3,375）
		固定負債	63,218
		株主資本	805,713
		資本金	90,000
		資本剰余金	545,198
		資本準備金	90,000
		その他資本剰余金	455,198
		利益剰余金	170,514
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	169,514
		（うち当期純利益）	（180,514）
資産合計	1,270,638	負債・純資産合計	1,270,638

第３期決算公告

2025年８月20日

熊本県玉名郡長洲町大字有明１番地
日立造船マリンエンジン株式会社
代表取締役　竹中　俊哉

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,016	流動負債	8,619
固定資産	4,635	固定負債	107
		株主資本	10,939
		資本金	1,750
		資本剰余金	2,635
		資本準備金	1,750
		その他資本剰余金	885
		利益剰余金	6,553
		その他利益剰余金	6,553
		評価・換算差額等	△13
		繰延ヘッジ損益	△13
資産合計	19,652	負債・純資産合計	19,652

損益計算書の要旨
（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,952
売上原価	23,412
売上総利益	1,540
販売費及び一般管理費	1,532
営業利益	7
営業外収益	465
営業外費用	389
経常利益	84
税引前当期純利益	84
法人税、住民税及び事業税	80
法人税等調整額	129
当期純損失	125

第１期決算公告

令和７年８月20日

東京都中央区銀座一丁目16番１号
東貨ビル２階
株式会社国土強靭化ＧＸ
代表取締役　藤田　信之

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,108
	合計	20,108
負債及び純資産の部	流動負債	1,548
	株主資本	18,560
	資本金	20,000
	利益剰余金	△1,439
	その他利益剰余金	△1,439
	（うち当期純損失）	（1,439）
	合計	20,108

第15期決算公告

令和７年８月20日

岩手県下閉伊郡田野畑村机299番地
中城興産株式会社
代表取締役　山根　洋子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,640
	固定資産	17,415
	合計	46,056
負債及び純資産の部	流動負債	634
	株主資本	45,421
	資本金	11,000
	利益剰余金	34,421
	その他利益剰余金	34,421
	（うち当期純利益）	（4,062）
	合計	46,056

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

岩手県下閉伊郡田野畑村机二九九番地
中城興産株式会社
代表取締役　山根　洋子

決算公告

令和７年８月20日

東京都中央区京橋二丁目２番８号
株式会社エムワイ
代表取締役　宮崎　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	334,105
	固定資産	34,697
	合計	368,803
負債及び純資産の部	流動負債	2,178
	固定負債	7,428
	株主資本	359,196
	資本金	10,000
	利益剰余金	349,196
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	346,696
	（うち当期純利益）	（4,411）
	合計	368,803

令和６年度決算公告

令和７年８月20日

岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目８番２号
アークホールディングス株式会社
代表取締役　大泉　毅

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,345,425
	固定資産	883,500
	合計	3,228,925
負債及び純資産の部	流動負債	1,721,188
	固定負債	1,113,008
	株主資本	394,728
	資本金	50,000
	資本剰余金	178,864
	その他資本剰余金	178,864
	利益剰余金	165,863
	その他利益剰余金	165,863
	（うち当期純利益）	（29,161）
	合計	3,228,925

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するアークグループ株式会社（住所岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目八番二号）に対して当社のゴルフショップ事業部門およびモバイル事業部門の統括事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目八番二号
アークホールディングス株式会社
代表取締役　大泉　毅

第１期決算公告

令和７年８月20日

東京都千代田区丸の内３丁目２－２
丸の内二重橋ビル２階
Kaluza Japan株式会社
代表取締役　小長谷征矢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	84,445,233
	固定資産	55,991,601
	資産合計	140,436,834
負債及び純資産の部	流動負債	116,895,770
	株主資本	23,541,064
	資本金	52,500,001
	資本剰余金	52,499,999
	資本準備金	52,499,999
	利益剰余金	△81,458,936
	その他利益剰余金	△81,458,936
	（うち当期純損失）	（81,458,936）
	負債・純資産合計	140,436,834

第56期決算公告

令和７年８月20日

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼147番地
株式会社ハマナアーキテクツ
代表取締役　浜名　信之

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,692,953
	固定資産	404,997
	資産合計	2,097,950
負債及び純資産の部	流動負債	3,601,523
	負債合計	3,601,523
	株主資本	△1,503,573
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△21,503,573
	利益準備金	535,000
	その他利益剰余金	△22,038,573
	（うち当期純損失）	（251,225）
	純資産合計	△1,503,573
	負債・純資産合計	2,097,950

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼一四七番地
株式会社ハマナアーキテクツ
代表取締役　浜名　信之

第40期決算公告

令和７年８月19日

東京都渋谷区広尾五丁目４番３号
ヴェルデトレイディング株式会社
代表取締役　松村不二夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月20日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	22,025
	固定資産	521
	資産合計	22,546
負債及び純資産の部	流動負債	12,503
	固定負債	23
	株主資本	10,020
	資本金	40
	利益剰余金	9,980
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	9,970
	（うち当期純利益）	（729）
	負債・純資産合計	22,546

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一二五万円減少し、八七五万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金一二五万円は、その他資本剰余金とします。この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十日

千葉県習志野市津田沼六丁目一一番二四号

清光薬品工業株式会社

代表取締役　白鳥　悟嗣

第58期決算公告

令和７年８月20日

千葉県習志野市津田沼六丁目11番24号

清光薬品工業株式会社

代表取締役　白鳥　悟嗣

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	482,853,788
	固定資産	70,864,614
	資産合計	553,718,402
負債及び純資産の部	流動負債	272,583,561
	固定負債	35,217,160
	株主資本	245,917,681
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	235,917,681
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	235,167,681
	（うち当期純利益）	(43,828,995)
	負債・純資産合計	553,718,402

第22期決算公告

令和７年６月26日

東京都新宿区西新宿四丁目32番12号

ステップ・インベストメント株式会社

代表取締役　小泉　豊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,583
	固定資産	10
	資産合計	1,593
負債及び純資産の部	流動負債	0
	負債合計	0
	株主資本	1,593
	資本金	30
	利益剰余金	1,563
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	1,563
	（うち当期純損失）	(3)
	純資産合計	1,593
	負債・純資産合計	1,593

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都北区赤羽西一丁目六番一号

株式会社満和建築

代表取締役　金井　満

第10期決算公告

令和７年８月20日

東京都北区赤羽西一丁目６番１号

株式会社満和建築

代表取締役　金井　満

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	188,526
	固定資産	20,978
	資産合計	209,505
負債及び純資産の部	流動負債	163,775
	固定負債	47,950
	負債合計	211,725
	株主資本	△2,220
	資本金	50,000
	利益剰余金	△52,220
	その他利益剰余金	△52,220
	（うち当期純利益）	(6,697)
	純資産合計	△2,220
	負債・純資産合計	209,505

第24期決算公告

令和７年６月26日

東京都新宿区西新宿三丁目１番４号

ステップ・ローン・パートナーズ株式会社

代表取締役　小泉　豊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,035
	固定資産	1
	資産合計	2,036
負債及び純資産の部	流動負債	9
	負債合計	9
	株主資本	2,027
	資本金	30
	利益剰余金	1,997
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,990
	（うち当期純利益）	(35)
	純資産合計	2,027
	負債・純資産合計	2,036

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十四日であり、株主総会の決議は、令和七年八月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都町田市本町田二九四六番地三

株式会社薬師スタジオ

代表取締役　山野　義友

第34期決算公告

2025年８月20日

東京都町田市本町田2946番地３

株式会社薬師スタジオ

代表取締役　山野　義友

貸借対照表の要旨

（2024年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	180,994
	固定資産	121,283
	合計	302,278
負債及び純資産の部	流動負債	17,412
	固定負債	107,692
	株主資本	177,174
	資本金	30,000
	利益剰余金	147,174
	その他利益剰余金	147,174
	（うち当期純利益）	(9,410)
	合計	302,278

第56期決算公告

令和７年６月30日

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号

福井石油備蓄株式会社

代表取締役社長　大関　忍

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,750,757
	固定資産	269,422
	資産合計	2,020,180
負債及び純資産の部	流動負債	919,335
	固定負債	523,516
	（うち引当金）	(473,544)
	株主資本	577,327
	資本金	100,000
	利益剰余金	477,327
	利益準備金	36,240
	その他利益剰余金	441,087
	（うち当期純利益）	(52,491)
	負債・純資産合計	2,020,180

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継しました。て存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十日

長野県松本市大字神林七一〇七番地四二

(甲)サン・フーズ株式会社

代表取締役　堤　良一

長野県松本市大字神林七一〇七番地四二

(乙)有限会社サントラスト

代表取締役　堤　良一

令和６年度決算公告

令和７年８月20日

長野県松本市大字神林7107番地42

サン・フーズ株式会社

代表取締役　堤　良一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	564,235,475
	固定資産	1,777,963,524
	合計	2,342,198,999
負債及び純資産の部	流動負債	765,384,275
	固定負債	1,151,168,300
	株主資本	425,646,424
	資本金	18,000,000
	利益剰余金	407,646,424
	利益準備金	4,500,000
	その他利益剰余金	403,146,424
	（うち当期純利益）	(18,514,675)
	合計	2,342,198,999

第41期決算公告

令和７年６月30日

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号

志布志石油備蓄株式会社

代表取締役社長　大関　忍

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,517,827
	固定資産	170,787
	資産合計	2,688,615
負債及び純資産の部	流動負債	1,634,304
	固定負債	400,592
	（うち引当金）	(400,592)
	株主資本	653,718
	資本金	100,000
	利益剰余金	553,718
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	528,718
	（うち当期純利益）	(51,990)
	負債・純資産合計	2,688,615

第１期決算公告

令和７年８月20日
愛知県小牧市大字三ツ渕1632番地１
アイシンビル３階
株式会社ＡＣＥ　ＬＩＮＥ
代表取締役　稲川　直樹

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,740
	合計	1,740
負債及び純資産の部	流動負債	71
	株主資本	1,669
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 330
	その他利益剰余金	△ 330
	（うち当期純損失）	(330)
	合計	1,740

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
愛知県小牧市大字三ツ渕一六三二番地
一アイシンビル三階
株式会社ＡＣＥ　ＬＩＮＥ
代表取締役　稲川　直樹

第38期決算公告

令和７年６月30日
東京都千代田区内幸町二丁目２番３号
秋田石油備蓄株式会社
代表取締役社長　大関　　忍

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,077,706
	固定資産	97,364
	資産合計	2,175,071
負債及び純資産の部	流動負債	1,342,777
	固定負債	183,967
	（うち引当金）	(183,967)
	株主資本	648,325
	資本金	100,000
	利益剰余金	548,325
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	523,325
	（うち当期純利益）	(59,121)
	負債・純資産合計	2,175,071

第11期決算公告

令和７年８月20日
名古屋市東区筒井三丁目21番15号
株式会社ジーオン
代表取締役　柳沢　真吾

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	267,633,866
	固定資産	2,676,237
	合計	270,310,103
負債及び純資産の部	流動負債	77,463,052
	固定負債	174,081,257
	株主資本	18,765,794
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	13,765,794
	その他利益剰余金	13,765,794
	（うち当期純利益）	(1,822,982)
	合計	270,310,103

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
名古屋市東区筒井三丁目二一番一五号
名古屋市守山区瀬古二丁目六〇五番地
（甲）株式会社ジーオン
代表取締役　柳沢　真吾
名古屋市守山区瀬古二丁目六〇五番地
（乙）エムズスクエアー合同会社
代表社員
名古屋市東区筒井三丁目二一番一五号
有限会社ドライブ
職務執行者　柳沢　真吾

第22期決算公告

令和７年６月30日
東京都千代田区内幸町二丁目２番３号
苫東石油備蓄株式会社
代表取締役社長　大関　　忍

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,036,502
	固定資産	191,884
	資産合計	3,228,387
負債及び純資産の部	流動負債	2,252,974
	固定負債	379,493
	（うち引当金）	(362,769)
	株主資本	595,919
	資本金	100,000
	利益剰余金	495,919
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	470,919
	（うち当期純利益）	(90,827)
	負債・純資産合計	3,228,387

第３期決算公告

令和７年８月20日
愛知県豊田市千石町五丁目18番地
ミカロ株式会社
代表取締役　村崎　美侑

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	71,885
	固定資産	8,833
	合計	80,719
負債及び純資産の部	流動負債	11,636
	固定負債	30,462
	株主資本	38,620
	資本金	1,000
	利益剰余金	37,620
	その他利益剰余金	37,620
	（うち当期純損失）	(27,065)
	合計	80,719

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月二十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表は左記のとおりであり、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十日
愛知県豊田市千石町五丁目一八番地
（甲）ミカロ株式会社
代表取締役　村崎　美侑
愛知県豊田市千石町五丁目一八番地
（乙）有限会社新興設備工業
代表取締役　村崎　乃

第２期決算公告

令和７年８月20日
東京都新宿区住吉町１番20号角張ビル５Ｆ
株式会社Ｍｉｒａｋｕ
代表取締役　田　昌錫

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,137
	固定資産	1,074
	繰延資産	687
	合計	2,899
負債及び純資産の部	流動負債	1,575
	株主資本	1,324
	資本金	10,000
	資本剰余金	7,000
	資本準備金	7,000
	利益剰余金	△15,675
	繰越利益剰余金	△15,675
	（うち当期純損失）	(9,640)
	合計	2,899

第49期決算公告

令和７年８月20日
愛知県知立市東上重原六丁目37番地
株式会社ヤマミ企業
代表取締役　杉浦　康弘

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	26,828,497
	固定資産	25,520,717
	合計	52,349,214
負債及び純資産の部	流動負債	35,237,886
	固定負債	8,536,000
	株主資本	8,575,328
	資本金	24,000,000
	利益剰余金	△15,424,672
	利益準備金	500,000
	その他利益剰余金	15,924,672
	（うち当期純損失）	(23,609)
	合計	52,349,214

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千六百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
愛知県知立市東上重原六丁目三七番地
株式会社ヤマミ企業
代表取締役　杉浦　康弘

第14期決算公告

令和７年８月20日
東京都新宿区住吉町１番20号角張ビル５Ｆ
株式会社スホ
代表取締役　田　昌錫

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	205,833
	固定資産	38,114
	合計	243,947
負債及び純資産の部	流動負債	77,859
	固定負債	131,007
	株主資本	35,080
	資本金	14,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	17,080
	繰越利益剰余金	17,080
	（うち当期純利益）	(5,377)
	合計	243,947

第 11 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
健康メディカルサービス株式会社
代表取締役　松田　仁志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	541,389
	固定資産	111,384
	合計	652,773
負債及び純資産の部	流動負債	895,214
	株主資本	△242,441
	資本金	1,000
	利益剰余金	△243,441
	その他利益剰余金	△243,441
	（うち当期純利益）	(31,353)
	合計	652,773

第 37 期決算公告

令和７年８月20日
名古屋市西区香呑町六丁目12番地の４
株式会社ラーダ
代表取締役　川島　淳

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,121
	固定資産	528
	合計	8,649
負債及び純資産の部	流動負債	10,811
	固定負債	0
	株主資本	△2,161
	資本金	10,500
	利益剰余金	△12,661
	その他利益剰余金	△12,661
	（うち当期純損失）	(1,077)
	合計	8,649

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
名古屋市西区香呑町六丁目一二番地の四
株式会社ラーダ
代表取締役　川島　淳

第 19 期 決 算 公 告

2025年８月20日
東京都港区北青山二丁目５番１号
ユナイテッド・エルエヌジー・トレーディング株式会社
代表取締役社長　伊藤　洋二

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,925
	合計	18,925
負債及び純資産の部	流動負債	4,642
	株主資本	14,283
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,283
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,783
	（うち当期純利益）	(1,782)
	合計	18,925

第 17 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
大阪市西区江戸堀三丁目１番31号
株式会社ジェーピーアイエス
代表取締役　唐渡　貴

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,838
	固定資産	8,028
	合計	28,865
負債及び純資産の部	流動負債	2,007
	固定負債	2,155
	株主資本	24,704
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,704
	その他利益剰余金	4,704
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	28,865

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
大阪市西区江戸堀三丁目一番三一号
株式会社ジェーピーアイエス
代表取締役　唐渡　貴

第４期決算公告

令和７年８月20日
東京都杉並区今川一丁目10番15号
さくら株式会社
代表取締役　飯田　美桜

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	739
	固定資産	3,368
	繰延資産	2
	合計	4,110
負債及び純資産の部	流動負債	13
	固定負債	4,164
	株主資本	△67
	資本金	7
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	△77
	その他利益剰余金	△77
	（うち当期純損失）	(26)
	合計	4,110

第 1 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
福岡市中央区天神二丁目４番15号
株式会社Ｍｅｔａ　Ｆｕｋｕｏｋａ
代表取締役　河野　孝雄

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,991
	合計	8,991
負債及び純資産の部	流動負債	24
	その他	24
	株主資本	8,967
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,033
	その他利益剰余金	△1,033
	（うち当期純損失）	(1,033)
	合計	8,991

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
福岡市中央区天神二丁目四番一五号
株式会社Ｍｅｔａ　Ｆｕｋｕｏｋａ
代表取締役　河野　孝雄

第 33 期決算公告

令和７年６月27日
新潟県長岡市今朝白１丁目８番18号
長岡ＤＮビル
長岡移動電話システム株式会社
代表取締役社長　酒井　龍市

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	71,452
	固定資産	28,191
	合計	99,643
負債及び純資産の部	流動負債	25,300
	固定負債	56,253
	株主資本	18,090
	資本金	46,000
	利益剰余金	△ 27,909
	利益準備金	230
	その他利益剰余金	△ 28,139
	（うち当期純損失）	(29,541)
	合計	99,643

第 10 期決算公告

令和７年８月20日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｍａｃｂｅｅ　Ａｉｍｅ
代表取締役　松本　将和

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	23,831
	固定資産	100
	資産合計	23,931
負債及び純資産の部	流動負債	26,167
	株主資本	△2,235
	資本金	100,000
	資本剰余金	104,049
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	4,049
	利益剰余金	△206,284
	その他利益剰余金	△206,284
	（うち当期純損失）	(6,222)
	負債・純資産合計	23,931

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、欠損填補のため、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を一億円減少し、それぞれ資本金の額一千万円、資本準備金の額○円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
東京都渋谷区渋谷三丁目一一番一一号
株式会社Ｍａｃｂｅｅ　Ａｉｍｅ
代表取締役　松本　将和

決　算　公　告

令和７年８月20日
仙台市青葉区一番町二丁目５番17号
ＭＫエコプラント株式会社
代表取締役　丸山　長裕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	449,286
	固定資産	235,805
	資産合計	685,091
負債及び純資産の部	流動負債	129,860
	株主資本	555,231
	資本金	10,000
	資本剰余金	124,063
	資本準備金	124,063
	利益剰余金	421,168
	その他利益剰余金	421,168
	（うち当期純損失）	(37,559)
	負債・純資産合計	685,091

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://mux-hp.jp/

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十日

（甲）東京都千代田区神田須田町二丁目八番地一　代表取締役　大神　光司
仙台市青葉区一番町二丁目五番一七号　向井建設株式会社

（乙）ＭＫエコプラント株式会社
代表取締役　丸山　長裕

第３期決算公告

令和７年８月20日
富山県中新川郡立山町上金剛寺545
株式会社Ｋふぁーむ
代表取締役　埜村　隼也

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,679
	固定資産	8,127
	合計	28,806
負債及び純資産の部	流動負債	8,717
	固定負債	12,198
	株主資本	7,890
	資本金	1,000
	利益剰余金	6,890
	その他利益剰余金	6,890
	（うち当期純利益）	(5,788)
	合計	28,806

第61期決算公告

令和７年８月20日
岩手県花巻市卸町16番地
株式会社坂田建材
代表取締役　蘇武　博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	630,258
	固定資産	365,149
	合計	995,407
負債及び純資産の部	流動負債	597,339
	（賞与引当金）	(16,200)
	固定負債	196,801
	（退職給付引当金）	(66,140)
	株主資本	201,266
	資本金	30,000
	利益剰余金	171,266
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	163,766
	（うち当期純利益）	(27,640)
	合計	995,407

合併公告

左記会社は令和七年十月一日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.bkeast.co.jp/

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十日

仙台市宮城野区仙台港北一丁目六番地の一八　（甲）株式会社ブルケン東日本
代表取締役　蘇武　博

岩手県花巻市卸町一六番地　（乙）株式会社坂田建材
代表取締役　蘇武　博

第５期決算公告

令和７年８月20日
千葉県船橋市高根台七丁目14番１号
株式会社ヴィガーホールディングス
代表取締役　青柳　元

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,347
	固定資産	45,745
	資産合計	57,092
負債及び純資産の部	流動負債	4,227
	固定負債	28,772
	株主資本	24,093
	資本金	5,000
	利益剰余金	19,093
	その他利益剰余金	19,093
	（うち当期純利益）	(1,897)
	負債・純資産合計	57,092

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十七日
掲載頁　八十五頁（号外第八十七号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十日

千葉県船橋市高根台七丁目一四番一号　（甲）株式会社ヴィガーコーポレーション
代表取締役　青柳　元

千葉県船橋市高根台七丁目一四番一号　（乙）株式会社ヴィガーホールディングス
代表取締役　青柳　元

第44期決算公告

令和７年８月20日　東京都千代田区鍛冶町一丁目５番７号
株式会社ニックス
代表取締役社長　松本　成敦

貸借対照表の要旨　（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	419,965	流動負債	184,768
固定資産	105,779	固定負債	74,048
		株主資本	262,908
		資本金	100,000
		資本剰余金	22,180
		資本準備金	22,180
		利益剰余金	140,728
		利益準備金	18,000
		その他利益剰余金	122,728
		（うち当期純利益）	(53,749)
		評価・換算差額等	4,019
		その他有価証券評価差額金	4,019
資産合計	525,743	負債・純資産合計	525,743

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千二百十八万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
東京都千代田区鍛冶町一丁目五番七号　株式会社ニックス
代表取締役社長　松本　成敦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年八月二十日

名古屋市港区入船二丁目３番４号
（甲）大山商事株式会社
代表取締役　陳　家山

名古屋市港区入船二丁目３番四号
（乙）有限会社豊澤園
代表取締役　松澤　順治

第29期決算公告

令和７年８月20日

名古屋市港区入船二丁目３番４号
大山商事株式会社
代表取締役　陳　家山

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	42,471
	固定資産	10,114
	合計	52,586
負純資産の債及び部	流動負債	23,801
	株主資本	28,784
	資本金	3,000
	利益剰余金	25,784
	その他利益剰余金	25,784
	（うち当期純利益）	(45,990)
	合計	52,586

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産に関する事業の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十日

大阪市福島区野田三丁目１番27号
（甲）株式会社ユーテックホールディングス
代表取締役　万木　正幸

大阪市福島区野田三丁目一番二七号
（乙）株式会社ユーテック
代表取締役　万木　正幸

第19期決算公告

令和７年８月20日

大阪市福島区野田三丁目１番27号
株式会社ユーテック
代表取締役　万木　正幸

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	844,720
	固定資産	698,516
	繰延資産	961
	合計	1,544,199
負純資産の債及び部	流動負債	499,977
	固定負債	854,928
	株主資本	189,293
	資本金	50,000
	利益剰余金	139,293
	その他利益剰余金	139,293
	（うち当期純利益）	(27,051)
	合計	1,544,199

第４期決算公告

令和７年８月20日

北海道稚内市末広一丁目５番２号
株式会社宗谷リテール
代表取締役　山崎　研治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	327,875
	固定資産	17,688
	繰延資産	1,964
	合計	347,528
負純資産の債及び部	流動負債	149,177
	株主資本	198,350
	資本金	1,000
	利益剰余金	197,350
	その他利益剰余金	197,350
	（うち当期純利益）	(26,723)
	合計	347,528

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の運営する食料品、日用品等の販売を営む小売店の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

北海道稚内市末広一丁目五番二号
（甲）株式会社宗谷リテール
代表取締役　山崎　研治

北海道稚内市萩見五丁目二一番八号
（乙）株式会社ヤングリーブス
代表取締役　菊谷　和廣

第35期決算公告　令和７年８月20日

北海道稚内市萩見五丁目21番８号
株式会社ヤングリーブス
代表取締役　菊谷　和廣

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	29,997
	固定資産	66,018
	合計	96,016
負純資産の債及び部	流動負債	77,022
	固定負債	30,742
	株主資本	△11,749
	資本金	8,000
	利益剰余金	△19,749
	その他利益剰余金	△19,749
	（うち当期純損失）	(10,894)
	合計	96,016

第６期決算公告

令和７年８月20日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
クリエイトシェアードサービス株式会社
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,725,017
	固定資産	5,442,732
	合計	13,167,749
負純資産の債及び部	流動負債	11,159,534
	固定負債	1,968,419
	株主資本	39,796
	資本金	50,000
	資本準備金	1
	利益剰余金	△10,205
	その他利益剰余金	△10,205
	（うち当期純利益）	(37,261)
	合計	13,167,749

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するアークゴルフ株式会社（住所岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目八番二号）に対して当社のゴルフショップ事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の取締役会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目八番二号
アーク株式会社
代表取締役　大泉　毅

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するアークモバイル株式会社（住所岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目八番二号）に対して当社のモバイル事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の取締役会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目八番二号
アーク株式会社
代表取締役　大泉　毅

令和５年度決算公告

令和７年８月20日

岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目８番２号
アーク株式会社
代表取締役　大泉　毅

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,592,708
	固定資産	591,660
	合計	4,184,369
負純資産の債及び部	流動負債	1,320,042
	固定負債	2,050,992
	株主資本	813,334
	資本金	80,000
	利益剰余金	733,334
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	730,834
	（うち当期純利益）	(39,315)
	合計	4,184,369

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

宮城県仙台市青葉区福沢町三番三三号

（甲）株式会社セントラル伸光

代表取締役　清水　文徳

宮城県仙台市青葉区福沢町三番三三号

（乙）株式会社ＮＣアミューズメント

代表取締役　清水　文徳

第43期決算公告　令和７年８月20日

宮城県仙台市青葉区福沢町３番33号

株式会社セントラル伸光

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,198,109
	固定資産	3,523,198
	繰延資産	10,170
	合計	4,731,479
負純資産及の債び部	流動負債	1,138,157
	固定負債	1,851,833
	株主資本	1,741,487
	資本金	25,750
	資本剰余金	35,113
	資本準備金	35,113
	利益剰余金	1,680,623
	利益準備金	16,250
	その他利益剰余金	1,664,373
	（うち当期純利益）	(14,015)
	合計	4,731,479

第16期決算公告　令和７年８月20日

宮城県仙台市青葉区福沢町３番33号

株式会社ＮＣアミューズメント

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	209,644
	固定資産	1,250,425
	繰延資産	107
	合計	1,460,177
負純資産及の債び部	流動負債	55,541
	固定負債	529,547
	株主資本	875,088
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	815,088
	利益準備金	117,486
	その他利益剰余金	697,601
	（うち当期純利益）	(55,286)
	合計	1,460,177

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都港区西新橋三丁目二五番三一号

愛宕山ＰＲＥＸ三階

（甲）株式会社ｇｌａｍ

代表取締役　板坂　暢子

東京都港区西新橋三丁目二五番三一号

愛宕山ＰＲＥＸ三階

（乙）株式会社ＧＧＭ

代表取締役　板坂　暢子

第６期決算公告

令和７年８月20日

東京都港区西新橋三丁目25番31号

愛宕山ＰＲＥＸ３階

株式会社ｇｌａｍ

代表取締役　板坂　暢子

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,261,465,143
	固定資産	41,281,790
	繰延資産	8,261,798
	資産合計	3,311,008,731
負純資産及の債び部	流動負債	1,117,374,009
	固定負債	2,100,000,000
	株主資本	93,634,722
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	83,634,422
	繰越利益剰余金	83,634,722
	（うち当期純利益）	(9,930,712)
	負債・純資産合計	3,311,008,731

第２期決算公告

令和７年８月20日

東京都港区西新橋三丁目25番31号

愛宕山ＰＲＥＸ３階

株式会社ＧＧＭ

代表取締役　板坂　暢子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	588,306
	固定資産	2,130,000,000
	資産合計	2,130,588,306
負純資産及の債び部	流動負債	143,166,275
	固定負債	2,174,732,100
	株主資本	△187,310,069
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△188,310,069
	その他利益剰余金	△188,310,069
	（うち当期純損失）	(187,971,769)
	負債・純資産合計	2,130,588,306

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都豊島区東池袋四丁目二六番一号

（甲）イノーヴ株式会社

代表取締役　合沢　直晃

東京都豊島区東池袋四丁目二六番一号

（乙）ミナミ・ハウジングサービス株式会社

代表取締役　合沢　直晃

第51期決算公告　令和７年８月20日

東京都豊島区東池袋四丁目26番１号

イノーヴ株式会社

代表取締役　合沢　直晃

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	622,521
	固定資産	732,090
	資産合計	1,354,611
負純資産及の債び部	流動負債	358,852
	固定負債	433,390
	株主資本	562,369
	資本金	100,000
	資本剰余金	162,000
	資本準備金	162,000
	利益剰余金	300,369
	利益準備金	8,970
	その他利益剰余金	291,399
	（うち当期純利益）	(11,807)
	負債・純資産合計	1,354,611

第47期決算公告　令和７年８月20日

東京都豊島区東池袋四丁目26番１号

ミナミ・ハウジングサービス株式会社

代表取締役　合沢　直晃

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,930
	固定資産	834
	資産合計	20,765
負純資産及の債び部	流動負債	6,611
	固定負債	18,809
	株主資本	△4,656
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,656
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	△15,356
	（うち当期純損失）	(24,741)
	負債・純資産合計	20,765

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

長野県上田市常磐城五丁目三番一二号

（甲）株式会社丸大商店

代表取締役　柴田　俊雄

群馬県前橋市問屋町二丁目一番地四

（乙）トリニティアグリテクノ株式会社

代表取締役　曽我　治夫

第73期決算公告

令和７年８月20日

長野県上田市常磐城五丁目３番12号

株式会社丸大商店

代表取締役　柴田　俊雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	133,951,555
	固定資産	38,359,490
	合計	172,311,045
負純資産及の債び部	流動負債	40,762,612
	株主資本	131,548,433
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	121,548,433
	利益準備金	5,600,000
	別途積立金	60,000,000
	繰越利益剰余金	55,948,433
	（うち当期純利益）	(12,232,812)
	合計	172,311,045

第11期決算公告

令和７年８月20日

群馬県前橋市問屋町二丁目１番地４

トリニティアグリテクノ株式会社

代表取締役　曽我　治夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	471,312
	合計	471,312
負純資産及の債び部	流動負債	6,140,400
	株主資本	△5,669,088
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△6,669,088
	繰越利益剰余金	△6,669,088
	（うち当期純損失）	(607,337)
	合計	471,312

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

岐阜市鶴田町三丁目七番地一

（甲）日々石油株式会社

代表取締役　山田健太郎

岐阜市鶴田町三丁目七番地の一

（乙）日本ライン交通株式会社

代表取締役　山田健太郎

第56期決算公告　令和７年８月20日

岐阜市鶴田町三丁目７番地の１

日本ライン交通株式会社

代表取締役　山田健太郎

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,739
	固定資産	100,673
	合計	153,413
負債及び純資産の部	流動負債	527
	株主資本	152,885
	資本金	10,000
	資本剰余金	127,050
	その他資本剰余金	127,050
	利益剰余金	15,835
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	10,835
	（うち当期純損失）	(3,557)
	合計	153,413

第63期決算公告

令和７年８月20日

岐阜市鶴田町三丁目７番地１

日々石油株式会社

代表取締役　山田健太郎

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,203
	固定資産	15,703
	合計	66,906
負債及び純資産の部	流動負債	6,161
	株主資本	60,745
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,745
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	48,245
	（うち当期純利益）	(5,073)
	合計	66,906

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

岐阜市薮田南五丁目六番三号

（甲）株式会社ＭＯＲＩ　ＨＤ

代表取締役　森　浩幸

岐阜県揖斐郡池田町藤代二六七番地の一

（乙）株式会社一心

代表取締役　森　浩幸

第13期決算公告

令和７年８月20日

岐阜県揖斐郡池田町藤代267番地の１

株式会社一心

代表取締役　森　浩幸

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,241
	固定資産	11,139
	合計	35,380
負債及び純資産の部	流動負債	4,906
	固定負債	69,648
	株主資本	△39,174
	資本金	3,000
	利益剰余金	△42,174
	その他利益剰余金	△42,174
	（うち当期純損失）	(3,895)
	合計	35,380

第７期決算公告　令和７年８月20日

岐阜市薮田南五丁目６番３号

株式会社ＭＯＲＩ　ＨＤ

代表取締役　森　浩幸

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,842
	固定資産	315,326
	合計	342,168
負債及び純資産の部	流動負債	15,815
	固定負債	240,179
	株主資本	86,174
	資本金	30,000
	資本剰余金	35,131
	資本準備金	35,131
	利益剰余金	21,042
	その他利益剰余金	21,042
	（うち当期純利益）	(8,172)
	合計	342,168

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年八月二十日

静岡県浜松市中央区高丘北一丁目五五番一三号

（甲）静岡ガスコム株式会社

代表取締役　浅野　孝記

静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川二八二〇番地の三五

（乙）豊栄産業株式会社

代表取締役　浅野　孝記

第69期決算公告　令和７年８月20日

静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川2820番地の35

豊栄産業株式会社

代表取締役　浅野　孝記

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,667
	固定資産	1,767
	資産合計	63,435
負債及び純資産の部	流動負債	5,982
	固定負債	0
	株主資本	57,453
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,453
	利益準備金	233
	その他利益剰余金	47,220
	（うち当期純利益）	(9,857)
	負債・純資産合計	63,435

第16期決算公告　令和７年８月20日

静岡県浜松市中央区高丘北一丁目55番13号

静岡ガスコム株式会社

代表取締役　浅野　孝記

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	417,039
	固定資産	848,263
	資産合計	1,265,302
負債及び純資産の部	流動負債	176,177
	固定負債	835,015
	株主資本	254,110
	資本金	5,000
	利益剰余金	249,110
	その他利益剰余金	249,110
	（うち当期純利益）	(92,621)
	負債・純資産合計	1,265,302

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

愛知県一宮市松降一丁目七番七号

（甲）伊藤シン株式会社

代表取締役　伊藤　昌英

愛知県一宮市開明字神明廓五番地

（乙）イトシン興業株式会社

代表取締役　伊藤　昌英

第64期決算公告

令和７年８月20日

愛知県一宮市開明字神明廓５番地

イトシン興業株式会社

代表取締役　伊藤　昌英

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	97,789
	固定資産	22,180
	合計	119,969
負債及び純資産の部	流動負債	18,486
	固定負債	44,066
	株主資本	57,416
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,416
	その他利益剰余金	47,416
	（うち当期純利益）	(25,148)
	合計	119,969

第78期決算公告

令和７年８月20日

愛知県一宮市松降一丁目７番７号

伊藤シン株式会社

（旧商号　有限会社伊藤愼染工場）

代表取締役　伊藤　昌英

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,094
	固定資産	161,778
	合計	177,872
負債及び純資産の部	流動負債	93,497
	固定負債	106,913
	株主資本	△ 22,537
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 25,537
	利益準備金	17,000
	その他利益剰余金	△ 42,537
	（うち当期純利益）	(16,350)
	合計	177,872

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の刈谷シュレッドセンターに関する事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

名古屋市昭和区山花町一二四番地

（甲）ＫｅｅｐＧｒｅｅｎホールディングス株式会社

代表取締役　石川喜一郎

名古屋市昭和区山花町一二四番地

（乙）株式会社石川マテリアル

代表取締役　石川喜一郎

第５期決算公告

令和７年８月20日

名古屋市昭和区山花町124番地

ＫｅｅｐＧｒｅｅｎホールディングス株式会社

代表取締役　石川喜一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	42,679
	固定資産	542,547
	合計	585,226
負純資産債及のび部	流動負債	4,354
	固定負債	50,000
	株主資本	530,871
	資本金	36,000
	利益剰余金	494,871
	その他利益剰余金	494,871
	（うち当期純損失）	(548)
	合計	585,226

第58期決算公告　令和７年８月20日

名古屋市昭和区山花町124番地

株式会社石川マテリアル

代表取締役　石川喜一朗

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,175,596
	固定資産	3,945,099
	合計	5,120,695
負純資産債及のび部	流動負債	901,002
	固定負債	2,434,393
	株主資本	1,785,300
	資本金	30,000
	資本剰余金	6,000
	その他資本剰余金	6,000
	利益剰余金	1,749,300
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,741,800
	（うち当期純利益）	(207,424)
	合計	5,120,695

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

名古屋市中区栄四丁目一六番二四号

（甲）株式会社Next Level

代表取締役　稲葉　翔也

名古屋市中区栄四丁目一六番二四号

（乙）株式会社BeautyS

代表取締役　稲葉　翔也

第４期決算公告

令和７年８月20日

名古屋市中区栄四丁目16番24号

株式会社BeautyS

代表取締役　稲葉　翔也

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,505
	固定資産	138
	合計	1,643
負純資産債及のび部	流動負債	115
	固定負債	51,609
	株主資本	△50,082
	資本金	1,000
	利益剰余金	△51,082
	その他利益剰余金	△51,082
	（うち当期純損失）	(10,615)
	合計	1,643

第６期決算公告

令和７年８月20日

名古屋市中区栄四丁目16番24号

株式会社Next Level

代表取締役　稲葉　翔也

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,722
	固定資産	28,397
	合計	57,119
負純資産債及のび部	流動負債	42,030
	固定負債	21,140
	株主資本	△6,050
	資本金	1,000
	利益剰余金	△7,050
	その他利益剰余金	△7,050
	（うち当期純損失）	(3,022)
	合計	57,119

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

名古屋市中川区本前田町四四番地

（甲）株式会社東海装美

代表取締役　可知　久始

名古屋市中川区本前田町四四番地

（乙）株式会社東海厨美

代表取締役　可知　久始

第29期決算公告　令和７年８月20日

名古屋市中川区本前田町44番地

株式会社東海装美

代表取締役　可知　久始

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	747,081
	固定資産	148,420
	繰延資産	1,000
	合計	896,501
負純資産債及のび部	流動負債	384,503
	固定負債	496,814
	株主資本	15,183
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,183
	その他利益剰余金	5,183
	（うち当期純利益）	(39,883)
	合計	896,501

第９期決算公告　令和７年８月20日

名古屋市中川区本前田町44番地

株式会社東海厨美

代表取締役　可知　久始

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	146,501
	固定資産	8,865
	合計	155,366
負純資産債及のび部	流動負債	40,943
	固定負債	113,866
	株主資本	556
	資本金	20,000
	利益剰余金	△19,443
	その他利益剰余金	△19,443
	（うち当期純損失）	(8,072)
	合計	155,366

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

大阪市西区江戸堀二丁目二番二三号

（甲）日和不動産株式会社

代表取締役　浦野　幹夫

兵庫県芦屋市六麓荘町二五番一一号

（乙）株式会社ピーユー企画

代表取締役　浦野　好枝

決算公告

令和７年８月20日

大阪市西区江戸堀二丁目２番23号

日和不動産株式会社

代表取締役　浦野　幹夫

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,158,194
	固定資産	210,572
	合計	2,368,767
負純資産債及のび部	流動負債	565
	株主資本	2,368,202
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,363,202
	その他利益剰余金	2,363,202
	（うち当期純損失）	(28,624)
	合計	2,368,767

決算公告

令和７年８月20日

兵庫県芦屋市六麓荘町25番11号

株式会社ピーユー企画

代表取締役　浦野　好枝

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,469
	固定資産	145,193
	合計	147,663
負純資産債及のび部	流動負債	44,763
	固定負債	180,000
	株主資本	△ 77,099
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 78,099
	その他利益剰余金	△ 78,099
	（うち当期純利益）	(1,368)
	合計	147,663

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十四日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
大阪府枚方市春日西町二丁目二七番三三号
（甲）ユカエンジニアリング株式会社
代表取締役　堀田　哲平
埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目八番八号
（乙）株式会社カイコー
代表取締役　堀田　哲平

第11期決算公告

令和７年８月20日
埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目８番８号
株式会社カイコー
代表取締役　堀田　哲平

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,971
	固定資産	10,034
	合計	79,006
負債及び純資産の部	流動負債	102,088
	（うち賞与引当金）	(1,456)
	株主資本	△ 23,082
	資本金	5,000
	資本剰余金	142
	その他資本剰余金	142
	利益剰余金	△ 28,225
	その他利益剰余金	△ 28,225
	（うち当期純損失）	(38,500)
	合計	79,006

第５期決算公告

令和７年８月20日
大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号
ユカエンジニアリング株式会社
代表取締役　堀田　哲平

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,162
	固定資産	17,748
	合計	65,911
負債及び純資産の部	流動負債	69,173
	（うち賞与引当金）	(3,912)
	株主資本	△ 3,262
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 13,262
	その他利益剰余金	△ 13,262
	（うち当期純利益）	(7,344)
	合計	65,911

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・丙）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十日
大阪府藤井寺市御舟町一二番一二号
（甲）リコーホーム株式会社
代表取締役　辻　正治
大阪府藤井寺市御舟町一二番一二号
（乙）大島住宅開発有限会社
代表取締役　赤座　宏樹
大阪府藤井寺市御舟町二番四二号
（丙）奄美共同住販株式会社
代表取締役　上西由布輝

第29期決算公告

令和７年８月20日
大阪府藤井寺市御舟町２番42号
奄美共同住販株式会社
代表取締役　上西由布輝

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	115,265
	固定資産	7,130
	合計	122,395
負債及び純資産の部	流動負債	219
	固定負債	21,928
	株主資本	100,247
	資本金	50,000
	利益剰余金	50,247
	その他利益剰余金	50,247
	（うち当期純損失）	(11,003)
	合計	122,395

第13期決算公告

令和７年８月20日
大阪府藤井寺市御舟町12番12号
リコーホーム株式会社
代表取締役　辻　正治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	254,632
	固定資産	15,398
	合計	270,031
負債及び純資産の部	流動負債	40,758
	固定負債	126,440
	株主資本	102,832
	資本金	10,000
	利益剰余金	92,832
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	92,682
	（うち当期純利益）	(7,328)
	合計	270,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
愛媛県松山市喜与町一丁目二番地二
（甲）株式会社ＹＯＵプラニング
代表取締役　大亀　裕
愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
（乙）株式会社ディック
代表取締役　大亀　裕

第９期決算公告

令和７年８月20日
愛媛県松山市美沢一丁目９番１号
株式会社ディック
代表取締役　大亀　裕

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,801
	固定資産	151,859
	合計	155,660
負債及び純資産の部	流動負債	319
	固定負債	222,500
	株主資本	△67,158
	資本金	10,000
	資本剰余金	33,000
	資本準備金	33,000
	利益剰余金	△110,158
	その他利益剰余金	△110,158
	（うち当期純損失）	(3,698)
	合計	155,660

第33期決算公告

令和７年８月20日
愛媛県松山市喜与町一丁目２番地２
株式会社ＹＯＵプラニング
代表取締役　大亀　裕

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	460,736
	固定資産	2,511,699
	合計	2,972,435
負債及び純資産の部	流動負債	104,620
	固定負債	890,000
	株主資本	1,977,815
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,974,815
	その他利益剰余金	1,974,815
	（うち当期純利益）	(149,751)
	合計	2,972,435

合併公告

左記会社は合併して甲（旧商号　有限会社不二養土）は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年九月二十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日
長崎県大村市中里町三九〇番地一
（甲）株式会社不二養土
（旧商号　有限会社不二養土）
代表取締役　林　大吾
東京都千代田区平河町一丁目六番一五号
（乙）株式会社オイシエ
代表取締役　林　大吾

決算公告

令和７年８月20日
東京都千代田区平河町一丁目６番15号
株式会社オイシエ
代表取締役　林　大吾

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,957
	固定資産	13,402
	資産合計	18,360
負債及び純資産の部	流動負債	136,549
	固定負債	—
	株主資本	△118,189
	資本金	30,000
	利益剰余金	△148,189
	その他利益剰余金	△148,189
	（うち当期純損失）	(37,006)
	負債・純資産合計	18,360

決算公告

令和７年８月20日
長崎県大村市中里町390番地１
株式会社不二養土
（旧商号　有限会社不二養土）
代表取締役　林　大吾

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	95,530
	固定資産	54,670
	資産合計	150,200
負債及び純資産の部	流動負債	36,997
	固定負債	92,399
	株主資本	20,803
	資本金	3,000
	利益剰余金	17,803
	その他利益剰余金	17,803
	（うち当期純利益）	(205)
	負債・純資産合計	150,200

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年九月十五日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都練馬区栄町二八番一号二Ｆ
（甲）株式会社アシスト
代表取締役　澤井　光彦

東京都練馬区栄町二八番一号二Ｆ
（乙）フューチャーイメージ・スポーツ株式会社
代表取締役　澤井　光彦

第31期決算公告　令和７年８月20日

東京都練馬区栄町28番１号２Ｆ
株式会社アシスト
代表取締役　澤井　光彦

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,883
	固定資産	10,651
	資産合計	**36,534**
負純資産債及びの部	流動負債	15,171
	固定負債	24,722
	負債合計	**39,893**
	株主資本	△3,359
	資本金	10,000
	利益剰余金	△13,359
	その他利益剰余金	△13,359
	（うち当期純利益）	(3,293)
	純資産合計	**△3,359**
	負債・純資産合計	**36,534**

第16期決算公告　令和７年８月20日

東京都練馬区栄町28番１号２Ｆ
フューチャーイメージ・スポーツ株式会社
代表取締役　澤井　光彦

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,865
	固定資産	58
	資産合計	**19,923**
負純資産債及びの部	流動負債	4,259
	固定負債	22,490
	負債合計	**26,749**
	株主資本	△6,826
	資本金	10,000
	利益剰余金	△16,826
	その他利益剰余金	△16,826
	（うち当期純損失）	(3,390)
	純資産合計	**△6,826**
	負債・純資産合計	**19,923**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都新宿区新宿一丁目二八番三号ＴＳＧ御苑ビル八Ｆ
（甲）ｅソリューションサービス株式会社
代表取締役　植田　秀樹

東京都新宿区新宿一丁目二八番三号ＴＳＧ御苑ビル八Ｆ
（乙）ｅ Ｇｏｏｄ Ｌｉｆｅ株式会社
代表取締役　植田　秀樹

第22期決算公告

令和７年８月20日
東京都新宿区新宿一丁目28番３号
ＴＳＧ御苑ビル８Ｆ
ｅソリューションサービス株式会社
代表取締役　植田　秀樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	199,777,444
	固定資産	176,649,434
	資産合計	**376,426,878**
負純資産債及びの部	流動負債	56,067,661
	固定負債	189,120,851
	株主資本	131,238,366
	資本金	34,000,000
	利益剰余金	97,238,366
	その他利益剰余金	97,238,366
	（うち当期純利益）	(8,585,775)
	負債・純資産合計	**376,426,878**

第８期決算公告

令和７年８月20日
東京都新宿区新宿一丁目28番３号
ＴＳＧ御苑ビル８Ｆ
ｅ Ｇｏｏｄ Ｌｉｆｅ株式会社
代表取締役　植田　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,170,837
	資産合計	**1,170,837**
負純資産債及びの部	流動負債	37,395,545
	固定負債	54,419,913
	株主資本	△90,644,621
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△95,644,621
	その他利益剰余金	△95,644,621
	（うち当期純利益）	(4,908,661)
	負債・純資産合計	**1,170,837**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都台東区駒形一丁目四番一八号
（甲）ムーブ株式会社
代表取締役　緑川　忠男

東京都台東区駒形一丁目四番一八号
（乙）伸和株式会社
代表取締役　緑川　忠男

決　算　公　告

令和７年８月20日
東京都台東区駒形一丁目４番18号
ムーブ株式会社
代表取締役　緑川　忠男

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	421,570
	固定資産	217,365
	資産合計	**638,935**
負純資産債及びの部	流動負債	168,464
	株主資本	470,470
	資本金	50,000
	利益剰余金	420,470
	利益準備金	850
	その他利益剰余金	419,620
	（うち当期純利益）	(32,436)
	負債・純資産合計	**638,935**

決　算　公　告

令和７年８月20日
東京都台東区駒形一丁目４番18号
伸和株式会社
代表取締役　緑川　忠男

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	86,376
	固定資産	74,863
	資産合計	**161,240**
負純資産債及びの部	流動負債	82,101
	固定負債	40,555
	株主資本	38,583
	資本金	70,000
	利益剰余金	△31,416
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△32,166
	（うち当期純利益）	(8,339)
	負債・純資産合計	**161,240**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和七年十月一日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

兵庫県尼崎市稲葉荘四丁目三番一六号
（甲）ジャパントラック大阪株式会社
代表取締役　金築　励

兵庫県伊丹市大鹿六丁目六八番地
（乙）ジャパントラック株式会社
代表取締役　金築　励

決　算　公　告

令和７年８月20日
兵庫県尼崎市稲葉荘四丁目３番16号
ジャパントラック大阪株式会社
代表取締役　金築　励

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	249,394
	固定資産	90,641
	合計	**340,035**
負純資産債及びの部	流動負債	69,242
	固定負債	72,111
	株主資本	198,681
	資本金	50,000
	利益剰余金	150,181
	その他利益剰余金	150,181
	（うち当期純利益）	(11,125)
	自己株式	△1,500
	合計	**340,035**

決　算　公　告

令和７年８月20日
兵庫県伊丹市大鹿六丁目68番地
ジャパントラック株式会社
代表取締役　金築　励

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,129
	固定資産	22,206
	合計	**195,335**
負純資産債及びの部	流動負債	8,569
	固定負債	22,124
	株主資本	164,642
	資本金	10,000
	利益剰余金	154,642
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	152,142
	（うち当期純利益）	(6,719)
	合計	**195,335**

第 12 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　東京都品川区西五反田二丁目27番３号

株式会社エニシアス

代表取締役社長　玉置　圭介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	418	流動負債	133
固定資産	76	役員賞与引当金	3
		その他	129
		固定負債	0
		株主資本	361
		資本金	20
		利益剰余金	341
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	336
		（うち当期純利益）	(68)
資産合計	495	負債・純資産合計	495

第 27 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　東京都港区芝浦三丁目１番１号

株式会社クレスコ・デジタルテクノロジーズ

代表取締役社長　山元　高司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,143	流動負債	612
固定資産	604	賞与引当金	150
		役員賞与引当金	6
		その他	454
		固定負債	273
		退職給付引当金	236
		株主資本	1,861
		資本金	100
		利益剰余金	1,761
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,736
		（うち当期純利益）	(277)
資産合計	2,747	負債・純資産合計	2,747

第 10 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　東京都港区西新橋１丁目18番６号
クロスオフィス内幸町605号

ＴａｋｅＭｅ株式会社

代表取締役　董　路

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	256,162	流動負債	124,258
固定資産	24,822	固定負債	772,458
		株主資本	△910,450
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	△940,450
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△940,450
		（うち当期純損失）	(108,299)
		新株予約権	294,720
資産合計	280,985	負債・純資産合計	280,985

第 21 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　東京都新宿区西新宿７丁目21番３号

ジェット・テクノロジーズ株式会社

代表取締役社長　星野　嗣教

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,441	流動負債	588
固定資産	72	賞与引当金	77
		その他	510
		固定負債	400
		役員退職慰労引当金	400
		株主資本	525
		資本金	14
		利益剰余金	511
		その他利益剰余金	511
		（うち当期純利益）	(14)
資産合計	1,513	負債・純資産合計	1,513

第 37 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　神奈川県秦野市立野台二丁目６番地１

エスティーティー株式会社

代表取締役社長　菅澤　敬文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,318	流動負債	714
固定資産	2,606	固定負債	559
		退職給付引当金	122
		株主資本	5,650
		資本金	100
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	5,530
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	5,500
		（うち当期純利益）	(499)
資産合計	6,924	負債・純資産合計	6,924

第 22 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　石川県金沢市本町二丁目11番７号

クレスコ北陸株式会社

代表取締役社長　佐々木　聡

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	842	流動負債	274
固定資産	46	賞与引当金	54
		役員賞与引当金	6
		その他	214
		株主資本	614
		資本金	50
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	559
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	552
		（うち当期純利益）	(87)
資産合計	889	負債・純資産合計	889

第 77 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　静岡県静岡市清水区由比北田114―１

いなば食品株式会社

代表取締役社長　稲葉　敦央

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,511	流動負債（賞与引当金）	15,261 (567)
固定資産	21,384	（役員賞与引当金）	(74)
有形固定資産	13,493	固定負債	12,685
無形固定資産	235	（退職給付引当金）	(588)
投資その他の資産	7,655	（役員退職慰労引当金）	(776)
		負債合計	27,947
		株主資本	10,918
		資本金	15
		利益剰余金	10,903
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	10,900
		評価・換算差額等	29
		その他有価証券評価差額金	29
		純資産合計	10,948
資産合計	38,895	負債・純資産合計	38,895

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	40,919	経常利益	1,937
売上原価	36,699	特別利益	0
売上総利益	4,220	特別損失	593
販売費及び一般管理費	3,103	税引前当期純利益	1,344
営業利益	1,116	法人税、住民税及び事業税	424
営業外収益	1,113	法人税等調整額	△ 92
営業外費用	293	当期純利益	1,012

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和七年九月二十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十日

山形市七日町三丁目三番八号

（甲）株式会社鬼がらし

代表取締役　太田　恒夫

山形市南原町三丁目九番三八号

（乙）鬼がらし本店株式会社

代表取締役　太田　恒夫

第49期決算公告

令和７年８月20日

山形市南原町三丁目９番38号

鬼がらし本店株式会社

代表取締役　太田　恒夫

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,623
	固定資産	47,314
	資産合計	58,937
負債及び純資産の部	流動負債	12,326
	固定負債	9,003
	株主資本	37,608
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,608
	その他利益剰余金	27,608
	（うち当期純利益）	(1,732)
	負債・純資産合計	58,937

第34期決算公告

令和７年８月20日

山形市七日町三丁目３番８号

株式会社鬼がらし

代表取締役　太田　恒夫

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,265
	固定資産	5,126
	資産合計	33,391
負債及び純資産の部	流動負債	19,654
	固定負債	17,793
	株主資本	△4,056
	資本金	6,500
	利益剰余金	△10,556
	その他利益剰余金	△10,556
	（うち当期純利益）	(4,138)
	負債・純資産合計	33,391

第6期決算公告

令和７年８月20日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

こやまファーマシー株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,243
	固定資産	495,400
	合計	499,643
負債及び純資産の部	流動負債	368,857
	固定負債	170,000
	株主資本	△39,214
	資本金	1
	利益剰余金	△39,215
	その他利益剰余金	△39,215
	（うち当期純損失）	(2,149)
	合計	499,643

第7期決算公告

令和７年８月20日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402

ファーマシートマト株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,666
	固定資産	24,000
	合計	26,666
負債及び純資産の部	流動負債	5,159
	固定負債	67,852
	株主資本	△46,344
	資本金	1
	利益剰余金	△46,345
	その他利益剰余金	△46,345
	（うち当期純損失）	(261)
	合計	26,666

合併公告

次のとおり、全部事項証明書に記載の会社は、令和七年八月一日付で、下記会社を承継して存続し、下記会社は解散しました。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都千代田区飯田橋二丁目９番４号
サンパークマンション千代田1004号

ジェイ．クレスリアルエステート株式会社

代表取締役　（乙）吉祥寺東町二丁目九番一〇〇号　上野不動産株式会社

東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目四番一〇号　東邦食品株式会社

（甲）ジェイ．クレスリアルエステート株式会社

代表取締役　吉祥寺東町二丁目四番一〇号　上野不動産株式会社

東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目四番一〇号　東邦食品株式会社

第73期決算公告

令和７年８月20日

東京都千代田区飯田橋二丁目９番４号
サンパークマンション千代田1004号

ジェイ．クレスリアルエステート株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	115,906
	固定資産	631,605
	合計	747,511
負債及び純資産の部	流動負債	16,849
	固定負債	54,389
	株主資本	676,273
	資本金	20,000
	資本剰余金	6,400
	資本準備金	6,400
	利益剰余金	649,873
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	644,873
	（うち当期純利益）	(10,541)
	合計	747,511

第56期決算公告

令和７年８月20日

東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目40番10号

上野不動産株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	273,548
	固定資産	252,438
	合計	525,987
負債及び純資産の部	流動負債	13,907
	固定負債	150,000
	株主資本	362,079
	資本金	10,000
	利益剰余金	352,079
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	349,579
	（うち当期純利益）	(13,260)
	合計	525,987

第77期決算公告

令和７年８月20日

東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目40番10号

東邦食品株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,781
	固定資産	254,353
	合計	262,134
負債及び純資産の部	流動負債	112,180
	株主資本	149,954
	資本金	48,000
	利益剰余金	101,954
	その他利益剰余金	101,954
	（うち当期純損失）	(31,224)
	合計	262,134

第4期決算公告

令和７年８月20日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

フィデリティセンター株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18
	繰延資産	341
	合計	359
負債及び純資産の部	流動負債	699
	株主資本	△340
	資本金	1
	利益剰余金	△341
	その他利益剰余金	△341
	（うち当期純損失）	(163)
	合計	359

第3期決算公告

令和７年８月20日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

プライムセンター株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,501
	合計	1,501
負債及び純資産の部	流動負債	102
	株主資本	1,400
	資本金	1
	利益剰余金	1,399
	その他利益剰余金	1,399
	（うち当期純利益）	(414)
	合計	1,501

第７期決算公告

令和７年８月20日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

株式会社四国ファーマシー

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,456
	合計	10,456
負債及び純資産の部	流動負債	2,529
	固定負債	53,569
	株主資本	△45,642
	資本金	1
	利益剰余金	△45,643
	その他利益剰余金	△45,643
	（うち当期純損失）	(1,101)
	合計	10,456

第28期決算公告

令和７年６月12日
沖縄県うるま市州崎14番17

株式会社スピア

代表取締役社長　能登　雄太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	161,954
	固定資産	11,239
	資産合計	173,193
負債及び純資産の部	流動負債	41,456
	賞与引当金	7,568
	役員賞与引当金	235
	株主資本	131,737
	資本金	10,000
	利益剰余金	123,687
	利益準備金	2,500
	繰越利益剰余金	121,187
	（うち当期純利益）	(30,191)
	自己株式	△1,950
	負債・純資産合計	173,193

第16期決算公告

令和７年８月20日
沖縄県名護市字喜瀬1343番地１

株式会社ホスピタリティシステムズ

代表取締役　中金　春樹

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	808,375
	固定資産	18,551
	合計	826,927
負債及び純資産の部	流動負債	233,851
	株主資本	593,076
	資本金	10,000
	資本剰余金	595,637
	資本準備金	595,637
	利益剰余金	△12,561
	その他利益剰余金	△12,561
	（うち当期純損失）	(12,561)
	合計	826,927

第16期決算公告

令和７年８月20日
沖縄県名護市字喜瀬1343番地１

株式会社ホスピタリティシステムズ沖縄

代表取締役　中金　春樹

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,281
	合計	33,281
負債及び純資産の部	流動負債	30,506
	固定負債	1,917
	株主資本	857
	資本金	1,000
	利益剰余金	△142
	その他利益剰余金	△142
	（うち当期純損失）	(3,886)
	合計	33,281

第88期決算公告

令和７年８月20日

東京都墨田区墨田一丁目６番７号

ナガセケンコー株式会社

代表取締役　松岡孝太郎

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,281,070
	固定資産	2,792,082
	資産合計	4,073,152
負債及び純資産の部	流動負債	358,007
	固定負債	2,761,489
	退職給付引当金	89,757
	その他	2,671,732
	負債合計	3,119,497
	株主資本	953,655
	資本金	70,000
	資本剰余金	193
	資本準備金	193
	利益剰余金	1,092,869
	利益準備金	15,603
	その他利益剰余金	1,077,265
	（うち当期純利益）	(397)
	自己株式	△209,407
	純資産合計	953,655
	負債・純資産合計	4,073,152

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都墨田区墨田一丁目六番七号
（甲）ナガセケンコー株式会社
代表取締役　松岡孝太郎

東京都墨田区墨田一丁目六番七号
（乙）房総産業株式会社
代表取締役　松岡孝太郎

第60期決算公告

令和７年８月20日
東京都墨田区墨田一丁目６番７号

房総産業株式会社

代表取締役　松岡孝太郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	85,684
	固定資産	277,458
	資産合計	363,142
負債及び純資産の部	流動負債	141,184
	固定負債	160,836
	退職給付引当金	2,656
	株主資本	61,121
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,863
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	53,613
	（うち当期純損失）	(11,827)
	自己株式	△3,742
	負債・純資産合計	363,142

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のアクセス事業および電気設備事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十日

京都府福知山市字天田三九一番地の乙
（甲）株式会社堀通信
代表取締役　堀　康人

京都府福知山市字天田三九一番地の乙
（乙）株式会社ＨｏｒｉＴｅｃｈ
代表取締役　堀　康人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産管理事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十日

京都府福知山市字天田三九一番地の乙
（甲）株式会社堀通信
代表取締役　堀　康人

京都府福知山市字天田三九一番地の乙
（乙）株式会社ＨＲホールディングス
代表取締役　堀　康人

第１期決算公告

令和７年８月20日

京都府福知山市字天田391番地の乙

株式会社ＨＲホールディングス

代表取締役　堀　康人

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	固定資産	45
	合計	45
負債及び純資産の部	株主資本	45
	資本金	45
	利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	45

第43期決算公告

令和７年８月20日
京都府福知山市字天田391番地の乙

株式会社堀通信

代表取締役　堀　康人

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,942
	固定資産	1,473
	繰延資産	1
	合計	5,417
負債及び純資産の部	流動負債	3,345
	株主資本	2,071
	資本金	45
	利益剰余金	2,026
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	2,017
	（うち当期純利益）	(22)
	合計	5,417

第 20 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　名古屋市東区東桜一丁目13番３号
ＮＨＫ名古屋放送センタービル16階
株式会社ウェイストボックス
代表取締役　鈴木修一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,260,166	流動負債	208,428
固定資産	48,858	賞与引当金	13,717
		固定負債	83,578
		株主資本	1,017,018
		資本金	100,000
		資本剰余金	181,000
		資本準備金	181,000
		利益剰余金	736,018
		その他利益剰余金	736,018
		（うち当期純利益）	（173,716）
資産合計	1,309,025	負債・純資産合計	1,309,025

第 65 期 決 算 公 告

2025年６月24日　愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地
株式会社エッチ・ピー・あいち
代表取締役社長　中尾　耕司

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	544,030	流動負債	265,325
固定資産	200,892	固定負債	59,289
		株主資本	420,308
		資本金	10,000
		資本剰余金	712,265
		資本準備金	337,790
		利益剰余金	△301,957
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	△321,957
		（うち当期純損失）	（188,232）
資産合計	744,923	負債・純資産合計	744,923

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和七年七月二十五日までに終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mitsuuroko-vessel.com/

（乙及び丙）下記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都中央区京橋三丁目一番一号
（甲）株式会社ミツウロコヴェッセル
代表取締役　吉澤　賢二

群馬県吾妻郡草津町大字前口四一一番地二
（乙）株式会社ミツウロコヴェッセル草津
代表取締役　秋谷　慶徳

群馬県高崎市上豊岡町五七〇番地二
（丙）株式会社第一ガス
代表取締役　河原塚卓寿

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年八月二十日

東京都目黒区下目黒三丁目七番二二号
（甲）ヤマキ電気株式会社
代表取締役　八巻　一公

福島県郡山市田村町上行合字北川田六番地四
（乙）ヤマキ電気福島株式会社
代表取締役　八巻　一公

第 41 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　群馬県吾妻郡草津町大字前口411番地２
株式会社ミツウロコヴェッセル草津
代表取締役　秋谷　慶徳

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	91,543	流動負債	49,242
固定資産	21,849	（賞与引当金）	（1,528）
		固定負債	10,091
		（役員退職引当金）	（7,691）
		（退職給付引当金）	（1,119）
		負債合計	59,333
		株主資本	54,059
		資本金	10,000
		利益剰余金	44,059
		その他利益剰余金	44,059
		（うち当期純利益）	（2）
		純資産合計	54,059
資産合計	113,392	負債・純資産合計	113,392

第 54 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　群馬県高崎市上豊岡町570番地２
株式会社第一ガス
代表取締役　河原塚卓寿

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	183,519	流動負債	55,248
固定資産	43,542	（賞与引当金）	（3,302）
		固定負債	27,456
		（退職給付引当金）	（21,857）
		負債合計	82,704
		株主資本	144,357
		資本金	10,000
		利益剰余金	134,357
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	131,357
		（うち当期純損失）	（20）
		純資産合計	144,357
資産合計	227,061	負債・純資産合計	227,061

第 75 期 決 算 公 告

令和７年８月20日　東京都目黒区下目黒三丁目７番22号
ヤマキ電気株式会社
代表取締役　八巻　一公

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,501,145	流動負債	267,814
固定資産	800,201	固定負債	280,745
		負債合計	548,559
		株主資本	1,752,787
		資本金	50,000
		資本剰余金	10,328
		資本準備金	10,328
		利益剰余金	1,849,967
		利益準備金	55,525
		その他利益剰余金	1,794,442
		（うち当期純利益）	（78,769）
		自己株式	△157,509
		純資産合計	1,752,787
資産合計	2,301,346	負債・純資産合計	2,301,346

第 39 期 決 算 公 告

令和７年８月20日
福島県郡山市田村町上行合字北川田６番地４
ヤマキ電気福島株式会社
代表取締役　八巻　一公

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	84,771	流動負債	200,465
固定資産	39,168	負債合計	200,465
		株主資本	△76,525
		資本金	25,000
		資本剰余金	122,373
		その他資本剰余金	122,373
		利益剰余金	△223,898
		その他利益剰余金	△223,898
		（うち当期純損失）	（47,949）
		純資産合計	△76,525
資産合計	123,940	負債・純資産合計	123,940

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　東海愛知新聞
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一頁

（乙）左記のとおりです。
令和七年八月二十日
愛知県岡崎市戸崎町字牛転一〇番地九一
（甲）株式会社ナンブ
代表取締役　南部　淳
愛知県豊明市三崎町中ノ坪二四番二〇
（乙）ヘルスケアサポート株式会社
代表取締役　南部　淳

第12期決算公告

令和７年８月20日
愛知県豊明市三崎町中ノ坪24番20
ヘルスケアサポート株式会社
代表取締役　南部　淳

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	107,660
	固定資産	11,866
	合計	119,526
負債及び純資産の部	流動負債	43,478
	固定負債	400
	株主資本	75,647
	資本金	1,000
	利益剰余金	74,647
	その他利益剰余金	74,647
	（うち当期純利益）	(15,669)
	合計	119,526

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は令和七年九月二十五日に株主総会の承認決議を得る予定であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　七十五頁（号外第一四八号）

（乙）左記のとおりです。
令和七年八月二十日
東京都港区南青山七丁目一番五号
（甲）リードオフジャパン株式会社
代表取締役　渡邊　弘之
埼玉県さいたま市桜区町谷二丁目二三番一七号
（乙）株式会社ドラジェ
代表取締役　渡邊　弘之

第45期決算公告

令和７年８月20日
埼玉県さいたま市桜区町谷二丁目23番17号
株式会社ドラジェ
代表取締役　渡邊　弘之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	210,214
	固定資産	8,050
	資産合計	218,265
負債及び純資産の部	流動負債	195,261
	固定負債	17,434
	株主資本	5,569
	資本金	25,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	5,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△34,430
	その他利益剰余金	△34,430
	（うち当期純損失）	(21,946)
	負債・純資産合計	218,265

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲・乙・丙）次のとおりです。
（丁）計算書類の公告義務はありません。
令和七年八月二十日
東京都渋谷区南平台町一三番三号
（甲）株式会社トービ
代表取締役　志場　幹雄
東京都渋谷区南平台町一三番三号
（乙）トービ商事株式会社
代表取締役　志場　幹雄
東京都渋谷区南平台町一三番三号
（丙）株式会社トービサービスセンター
代表取締役　志場　幹雄
東京都渋谷区南平台町一三番三号
（丁）有限会社新清社
代表取締役　志場　幹雄

第66期決算公告

令和７年８月20日
東京都渋谷区南平台町13番３号
トービ商事株式会社
代表取締役　志場　幹雄

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,543
	固定資産	213,173
	資産合計	240,716
負債及び純資産の部	流動負債	114,199
	固定負債	94,272
	株主資本	32,245
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,512
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	26,012
	（うち当期純利益）	(7,238)
	自己株式	△6,268
	負債・純資産合計	240,716

第51期決算公告

令和７年８月20日
東京都渋谷区南平台町13番３号
株式会社トービサービスセンター
代表取締役　志場　幹雄

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	88,907
	固定資産	536,494
	資産合計	625,401
負債及び純資産の部	流動負債	78,379
	固定負債	403,902
	株主資本	143,120
	資本金	10,000
	利益剰余金	234,592
	利益準備金	2,840
	その他利益剰余金	231,752
	（うち当期純利益）	(51,253)
	自己株式	△101,472
	負債・純資産合計	625,401

第63期決算公告

令和７年８月20日

東京都渋谷区南平台町13番３号
株式会社トービ
代表取締役　志場　幹雄

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	896,610	流動負債	332,957
固定資産	2,125,366	固定負債	1,100,235
		株主資本	1,588,785
		資本金	45,000
		利益剰余金	1,543,785
		利益準備金	12,600
		その他利益剰余金	1,531,185
		（うち当期純利益）	(39,377)
資産合計	3,021,976	負債・純資産合計	3,021,976

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙・丁・戊の権利義務一切を承継して存続し乙・丙・丁・戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十日

和歌山県海南市小野田一六三六番地の一五二
（甲）株式会社オプラス
代表取締役　上中　崇司

和歌山県和歌山市小倉四一番地一八
（乙）株式会社オプラスウエスト
代表取締役　上中　崇司
代表取締役　野々　哲也

和歌山県海南市小野田一六三六番地の一五二
（丙）株式会社オプラスエキスプレス
代表取締役　上中　崇司
代表取締役　奥　倫明

和歌山県海南市小野田一六三六番地の一五二
（丁）株式会社オプラスサービス
代表取締役　上中　崇司

和歌山県和歌山市小倉四一番地一八
（戊）株式会社オプラスロジス
代表取締役　上中　崇司
代表取締役　堀内　誠

決　算　公　告

令和７年８月20日

和歌山県海南市小野田1636番地の152

株式会社オプラス

代表取締役　上中　崇司

代表取締役　野々　哲也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,282,921
	固定資産	4,116,650
	繰延資産	11,784
	合計	6,411,356
負債及び純資産の部	流動負債	2,450,141
	賞与引当金	10,313
	役員賞与引当金	2,625
	固定負債	1,775,024
	退職給与引当金	813
	役員退職慰労引当金	261,434
	株主資本	2,173,549
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,093,549
	その他利益剰余金	2,093,549
	（うち当期純利益）	(66,231)
	評価・換算差額等	12,640
	その他有価証券評価差額金	12,640
	合計	6,411,356

決　算　公　告

令和７年８月20日

和歌山県和歌山市小倉411番地18

株式会社オプラスウエスト

代表取締役　上中　崇司
代表取締役　奥　倫明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	174,905	流動負債	122,853
固定資産	16,376	賞与引当金	3,465
		固定負債	46,484
		退職給付引当金	1,502
		役員退職慰労引当金	23,634
		株主資本	21,944
		資本金	30,000
		利益剰余金	△8,055
		その他利益剰余金	△8,055
		（うち当期純損失）	(3,236)
合計	191,282	合計	191,282

決　算　公　告

令和７年８月20日

和歌山県海南市小野田1636番地の152

株式会社オプラスサービス

代表取締役　上中　崇司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	287,423
	固定資産	22,638
	繰延資産	70
	合計	310,132
負債及び純資産の部	流動負債	248,077
	賞与引当金	6,872
	固定負債	16,738
	退職給付引当金	3,016
	役員退職慰労引当金	13,722
	株主資本	45,315
	資本金	5,000
	利益剰余金	40,315
	その他利益剰余金	40,315
	（うち当期純損失）	(28,075)
	合計	310,132

決　算　公　告

令和７年８月20日

和歌山県海南市小野田1636番地の152

株式会社オプラスエキスプレス

代表取締役　上中　崇司

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	331,242	流動負債	207,439
固定資産	57,788	賞与引当金	8,378
		固定負債	51,925
		退職給与引当金	155
		役員退職慰労引当金	51,770
		株主資本	129,665
		資本金	9,000
		利益剰余金	120,665
		その他利益剰余金	120,665
		（うち当期純損失）	(39,761)
合計	389,030	合計	389,030

決　算　公　告

令和７年８月20日

和歌山県和歌山市小倉411番地18

株式会社オプラスロジス

代表取締役　上中　崇司
代表取締役　堀内　誠

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	487,971	流動負債	291,744
固定資産	58,182	賞与引当金	11,445
		固定負債	86,845
		退職慰労引当金	1,270
		役員退職慰労引当金	85,575
		株主資本	167,563
		資本金	15,000
		利益剰余金	152,563
		その他利益剰余金	152,563
		（うち当期純損失）	(43,230)
合計	546,153	合計	546,153

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

石川県金沢市無量寺町ニ一二番地一一

（甲）株式会社ＫＩＴＡＭＵＲＡホールディングス

代表取締役　北村　直樹

石川県金沢市無量寺町ニ一二番地一一

（乙）株式会社北洋工業

代表取締役　北村　直樹

第37期決算公告

令和７年８月20日

石川県金沢市無量寺町ニ12番地11

株式会社北洋工業

代表取締役　北村　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,885
	固定資産	48,749
	合計	67,634
負純資産債及のび部	流動負債	813
	固定負債	—
	株主資本	66,821
	資本金	40,000
	利益剰余金	26,821
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	26,741
	（うち当期純利益）	(504)
	合計	67,634

第１期決算公告

令和７年８月20日

石川県金沢市無量寺町ニ12番地11

株式会社

ＫＩＴＡＭＵＲＡホールディングス

代表取締役　北村　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	531
	固定資産	1,609,777
	合計	1,610,308
負純資産債及のび部	流動負債	358
	固定負債	1,000
	株主資本	1,608,950
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,599,776
	その他資本剰余金	1,599,776
	利益剰余金	△826
	その他利益剰余金	△826
	（うち当期純損失）	(826)
	合計	1,610,308

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年八月二十日

神戸市兵庫区上沢通一丁目一―二五

（甲）株式会社ＫＣパートナーズ

代表取締役　久保田　誠

神戸市兵庫区荒田町一丁目一九番一一号二階

（乙）株式会社オラプロ

代表取締役　渕上　慎悟

第５期決算公告

令和７年８月20日

神戸市兵庫区荒田町一丁目19番11号２階

株式会社オラプロ

代表取締役　渕上　慎悟

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	722
	固定資産	1,243
	合計	1,965
負純資産債及のび部	流動負債	575
	固定負債	9,732
	株主資本	△8,342
	資本金	1,000
	利益剰余金	△9,342
	その他利益剰余金	△9,342
	（うち当期純損失）	(212)
	合計	1,965

第６期決算公告

令和７年８月20日

神戸市兵庫区上沢通一丁目１―25

株式会社ＫＣパートナーズ

代表取締役　久保田　誠

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,371
	固定資産	33,501
	繰延資産	182
	合計	37,054
負純資産債及のび部	流動負債	6,352
	固定負債	2,501
	株主資本	28,201
	資本金	1,000
	利益剰余金	27,201
	その他利益剰余金	27,201
	（うち当期純利益）	(7,653)
	合計	37,054

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和７年８月20日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
　株式会社VIC GAME STUDIOS JAPAN
２．払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　2025年８月20日（水）10:00時点で未使用のios／Android『ブラッククローバーモバイル 魔法帝への道 The Opening of Fate』のゲーム内通貨：有償ブラッククリスタル
３．払戻しの申出期間
　2025年８月20日（水）10:00～11月17日（月）10:00
※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

〇申出の方法
１．「ブラッククローバーモバイル」公式フォーラム（https://bclover-forum.vicgame.jp/）へアクセスしていただき、トップページに掲載されている「払戻しに関するご案内」から払戻し手続き案内のページへ遷移してください。
２．本人確認、及び払戻し対象となる残高の確認を致しますので、【Google フォーム払戻し申請窓口（https://forms.gle/qy9VrjCmSggD2qF97)】に進んで以下の情報をご入力ください。
・メールアドレス
・ブラクロモのAID（※サービス終了後はゲームに接続ができません。事前にお控えください。）
・ブラクロモのニックネーム
・申請者様の生年月日
・未使用の有償ブラッククリスタルの数量
・購入商品の商品名や購入時期及び注文番号が記載された明細のスクリーンショット（１つ以上）
・その他、お問い合わせ内容、ご不明点や補足事項がありましたらご記載ください。

〇払戻しの方法
３．当社にて申請いただいた内容の確認後、株式会社DGフィナンシャルテクノロジーが運営する「CASH POST（キャッシュポスト）」サービスを通じて、当該サービスから提供される払戻し方法（銀行振込、ローソン店頭、セブン銀行ATMでの受取からお客様が希望の受取方法を選択）のご案内メールが届きます。なお、払戻しにかかる手数料は、株式会社VIC GAME STUDIOS JAPANにて負担いたします。
※払戻し申請にて、記載内容に不備等が確認された場合、お客様のメールアドレス宛に弊社よりご連絡をさせていただきます。

〇払戻しに関する問い合わせ先
払戻しに関するサポート窓口：https://vicgamestudiosjapan.zendesk.com/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=45735142452889
〒160―0023 東京都新宿区西新宿３丁目７―30
フロンティアグラン西新宿10階
03-5990-5130
vicjp@vicgamestudios.com

〒160―0023 東京都新宿区西新宿３丁目７―30
フロンティアグラン西新宿10階
株式会社VIC GAME STUDIOS JAPAN
令和７年８月20日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十日

大分県大分市今津留一丁目一四番八号
代表取締役　（甲）株式会社舞鶴酒販
　　堀田　浩二

大分県大分市大在浜二丁目五番二号
代表取締役　（乙）有限会社大在酒販
　　堀田　浩二

第45期決算公告

令和７年８月20日
大分県大分市今津留一丁目14番８号
株式会社舞鶴酒販
代表取締役　堀田　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	300,960
	固定資産	419,684
	合計	720,644
負純資産債及びの部	流動負債	113,696
	固定負債	312,832
	株主資本	294,116
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,238
	利益剰余金	279,878
	利益準備金	300
	別途積立金	2,000
	その他利益剰余金	277,578
	（うち当期純利益）	(36,138)
	合計	720,644

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲及び乙は丙の船舶貸渡事業及び船舶管理事業に関する権利義務を承継し丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨ならびに丙の最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は次のとおりです。

令和七年八月二十日

愛媛県今治市波方町郷乙四〇九番地一一八
（甲）海山海運株式会社
代表取締役　大河内源二

愛媛県今治市波方町郷甲一三〇七番地八
（乙）今波汽船株式会社
代表取締役　大河内源二

愛媛県今治市波方町郷甲一三〇七番地二五
（丙）新洞雲汽船株式会社
代表取締役　大河内源二

第４期決算公告

令和７年８月20日
愛媛県今治市波方町郷甲1307番地８
今波汽船株式会社
代表取締役　大河内源二

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	589,094
	固定資産	10,551,495
	繰延資産	274
	資産合計	11,140,864
負純資産債及びの部	流動負債	167,786
	固定負債	16,766,320
	株主資本	△5,793,242
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,794,242
	その他利益剰余金	△5,794,242
	（うち当期純損失）	(865,189)
	負債・純資産合計	11,140,864

第５期決算公告

令和７年８月20日
愛媛県今治市波方町郷乙409番地118
海山海運株式会社
代表取締役　大河内源二

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	685,726
	固定資産	8,352,481
	繰延資産	386
	資産合計	9,038,594
負純資産債及びの部	流動負債	123,291
	固定負債	14,298,397
	株主資本	△5,383,094
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,384,094
	その他利益剰余金	△5,384,094
	（うち当期純利益）	(88,692)
	負債・純資産合計	9,038,594

第５期決算公告

令和７年８月20日
愛媛県今治市波方町郷甲1307番地25
新洞雲汽船株式会社
代表取締役　大河内源二

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,162,000	流動負債	234,632
固定資産	15,364,317	固定負債	20,402,997
		株主資本	△111,312
		資本金	1,000
		利益剰余金	△112,312
		その他利益剰余金	△112,312
資産合計	20,526,318	負債・純資産合計	20,526,318

損益計算書の要旨
（自　令和５年６月１日　至　令和６年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,744,162
売上原価	2,850,890
売上総損失	106,727
販売費及び一般管理費	552,968
営業損失	659,696
営業外収益	27
営業外費用	444,259
経常損失	1,103,928
税引前当期純損失	1,103,928
法人税、住民税及び事業税	20,035
法人税等調整額	101,274
当期純損失	1,225,238

第７期決算公告

令和７年６月30日

東京都中央区湊一丁目１番12号
ＨＳＢ鐵砲洲
株式会社オーシャン・ジオフロンティア
代表取締役　大岡　　靖

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,791
	固定資産	125
	資産合計	1,917
負債及び純資産の部	流動負債	490
	賞与引当金	23
	休暇買取引当金	7
	出向者退職給与引当金	5
	固定負債	12
	株主資本	1,414
	資本金	99
	資本剰余金	61
	資本準備金	61
	利益剰余金	1,254
	その他利益剰余金	1,254
	（うち当期純利益）	(141)
	負債・純資産合計	1,917

第52期決算公告

令和７年８月20日

千葉県市原市椎津856番地６号
オガワ産業株式会社
代表取締役　鈴木　正浩

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	375,885
	固定資産	99,472
	資産合計	475,357
負債及び純資産の部	流動負債	221,542
	（賞与引当金）	(2,367)
	固定負債	34,202
	（退職給付引当金）	(9,855)
	（役員退職慰労引当金）	(23,052)
	負債合計	255,745
	株主資本	201,968
	資本金	10,000
	資本剰余金	24,773
	利益剰余金	167,195
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	164,195
	（うち当期純利益）	(19,942)
	評価・換算差額等	17,644
	有価証券評価差額金	17,644
	純資産合計	219,612
	負債・純資産合計	475,357